

最近商業政策

序言

昭和五年四月現代經濟學全集の一巻として「商業政策」を書いてから、僅かに二年半を経過したに過ぎないけれども、世界各國及び我國の關稅政策上には種々の大問題が續發し、同書の關稅史に關する部分は大増補を必要とする事となつた。しかもこれ等の事實は空前の世界恐慌の影響であり、殊にこの恐慌に伴ふ貨幣制度混亂の影響であるから、前著の關稅理論の部においても爲替相場の變動と關稅との關係について大増補をなさねばならない。かゝる理由の下に本年夏休暇を利用して書き上げたのが現代經濟學全集第二十八巻「世界恐慌」の中に收められた拙稿「最近世界及日本の關稅政策」であつた。然るにその執筆の當時は恰かも英帝國特惠制度樹立を目的とするオツタワ會議の開催中であり、その成果については何も知られなかつた。米國の大統領選舉も運動が開始されたばかりで民主黨と共和黨の勝敗は全く未定であつた。それから日本が滿洲國の獨立を承認し、同國が愈々關稅自主を實現して支那の關稅區域を脱出した事件もその以後に起つてゐる。かやうな次第で最近三箇月間に又々少からざる増補を要求されることになつた。そのみならず全集の中に收められては、資料を添付して本文の足らざる所を補ふ自由も許されなかつた。

そこで前記拙稿の全部に改訂を施し、新事實の記述と論評を加へ、且各種の資料を蒐集して附録とし、これを單行本として本篇を新刊するに至つた次第である。即ち本篇は一九三〇年四月から一九三二年十一月末までの事實に重きを置きつゝ歐洲大戰以後の見透しを示すつもりで書かれたものであり、前著「商業政策」の姊妹篇である。併し最近に起つた前記諸事件の描く波紋はまだ充分に現はれて居らず、世界經濟の瘡ともいふべき賠償戰債問題も最後の解決に至らず、本年春のローザンヌ會議において約束された國際經濟會議は來春五月に延期されたやうである。世界經濟は依然として混沌たる状態であつて關稅問題の範圍内に走馬燈の如き局面の變化が豫測される。我々は一刻もわき見をしてゐられないのである。

本書の執筆、改訂、校正に際し商學士小田橋貞壽君の周到なる助力を得たことは著者の深く感謝する所である。また附録に添付した諸資料の蒐集整理については商學士井口東輔君の盡力に負ふ所が多い。これまた著者の感謝に堪へざる所である。

昭和七年十二月

東京中野の書齋において

上 田 貞 次 郎

目次

第一章	世界經濟の混亂	三五
第二章	關稅障壁の増大	三九
	米國の一九三〇年新關稅	三六三
	英國の一九三一—二二年の關稅法	三六七
第三章	關稅の目的及方法	三七
	緊急處分としての關稅	三七三
	(一) 自國又は他國の金本位停止に對應せんとするもの	三七三
	(二) 他國からのダンピングを防止せんとするもの	三七九
	恆久的關稅	三六一
	舊産業の維持を目的とする關稅	三六二
	アメリカの高貨銀政策	三六五
	報復及び互惠	三六七

關稅制度	三六九
輸出入の禁止及び制限に關する制度	三六一
第四章 所謂ブロック組織	三九三
ソヴィエツト・ロシア及びアメリカ	三九四
英帝國特惠關稅	三九六
歐洲經濟聯盟	四〇六
第五章 日本の國勢と外國貿易	四二二
一 日本の人口問題と外國貿易	四二三
二 我國外國貿易の現狀	四二七
日米貿易	四三七
日支貿易	四三九
日印貿易	四三三
日滿ブロック論	四三六
滿洲國關稅	四四一
第六章 近時の日本關稅政策	四四四
歐洲大戰以後の關稅	四四五

鐵鋼關稅	四九
化學製品關稅	四三
人造絹絲關稅	四五
砂糖關稅	四五
木材關稅	四六
小麥關稅	四七
米穀關稅	四八
我國保護政策の批判	四六〇

第七章 結論	四六四
--------	-----

附 錄

一 各國關稅改正一覽	四六
二 最近世界各國に於ける爲替管理其他通商障礙一覽	四四
三 本邦關稅改正表	四九
四 最近の英國關稅	五〇
(一) 過當輸入防止關稅	五〇
(二) 從價一割の基礎關稅	五一
五 輸出入の禁止及制限撤廢の爲の國際條約(拔萃)	五七

六	輸入制限に関する本邦法令	六三
	(一) 米 穀	六三
	(二) 染料の輸入許可に関する件	六三
	(三) 硫安輸出入許可規則	六七
七	不當廉賣に関する参考資料	六一
	(一) 關稅定率法第五條の二	六一
	(二) 關稅定率法第五條の二施行に関する件	六一
八	米國の伸縮關稅及關稅委員會	六三

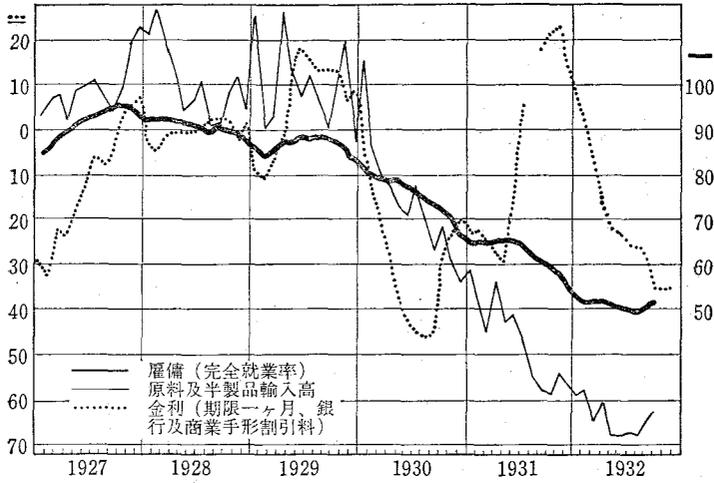
第一章 世界經濟の混亂

一九三一——二年の世界經濟は混亂の極點に達してゐる。國際聯盟の經濟部長たりしサー・アーサー・ソルターが最近の著書の序言において「大戰終結より十三年にして吾々は再びその直後の混亂に歸つた」(Sir A. Salter, *Recovery*, 1932)と云つてゐるのは、聊か誇張のやうであり、殊に政治上の不安といふ點から云へば現今は大戦直後の如く甚しきものはないと思ふけれども、經濟上においてはこの言にとるべきところは大きいにある。即ち一九三一年夏以來の世界金融の破綻は多數の國々をして金本位から離れしめ、こゝに世界共通の支拂手段がなくなつてしまつたといふことは大戦直後と同じ状態である。今後幾年かの間を通じて世界は再び貨幣本位の再建に力を注がねばならぬ状態に陥つたのである。

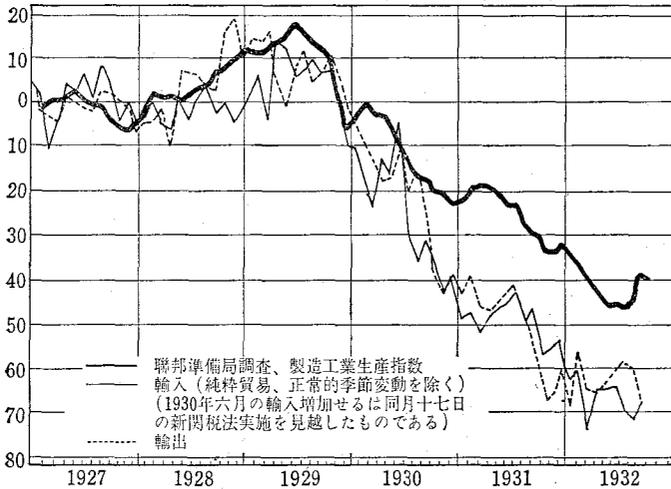
大戦直後には貨幣金融を始めとして、すべての經濟關係が極度に混亂してゐたのみならず、舊敵國間の猜疑心は深く諸國民の間に根ざして、やゝもすれば再び開戦の危険を感じる状態であつた。尙その上にドイツ、オーストリア、ロシアの三大帝國の崩壊は、此等三國自らの中にも、又その近國にも、絶えず革命及び反革命の暗流を漲らしてゐたのである。然るに一九二四年ドーズ案の下にドイツの幣制恢復が可能となり、二五年ロカルノ條約によつて歐洲國境の安全が保障せられ、次いで英國を始め諸國が次々に金本位をとり戻すことが出來た。それ故一九二五年以後、歐洲は不景氣ながらも平穩に恢復を續け來つたのである。米國では大戦直後短期の恐慌を經過して以來非常なる好景氣が連續し列國羨望の的となつてゐた。而して米國の好景氣はその豊富なる資本を歐洲へ輸出せしめ、幾分歐洲の窮乏を支へることにまつた。此の如くにして一九二七年に國際聯盟が主催して國際經濟會議を開き、五十餘國の代表を集

(第一表) 経済指数図表 (其一)

ド イ ツ (1925-29年=100)

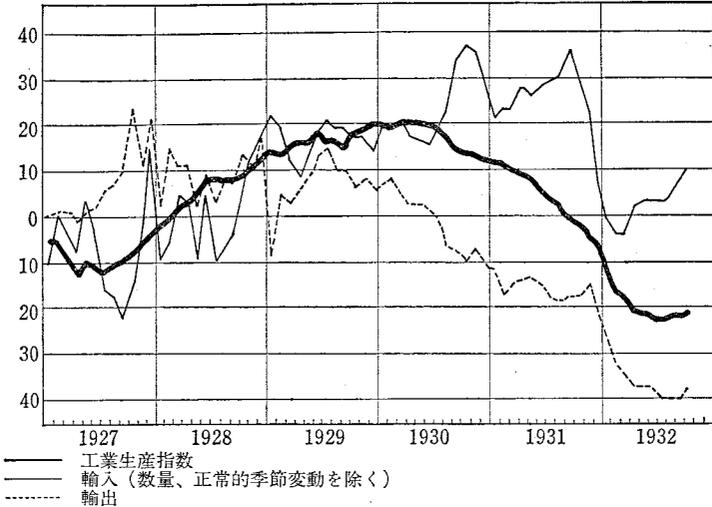


ア メ リ カ (1924-29年=100)

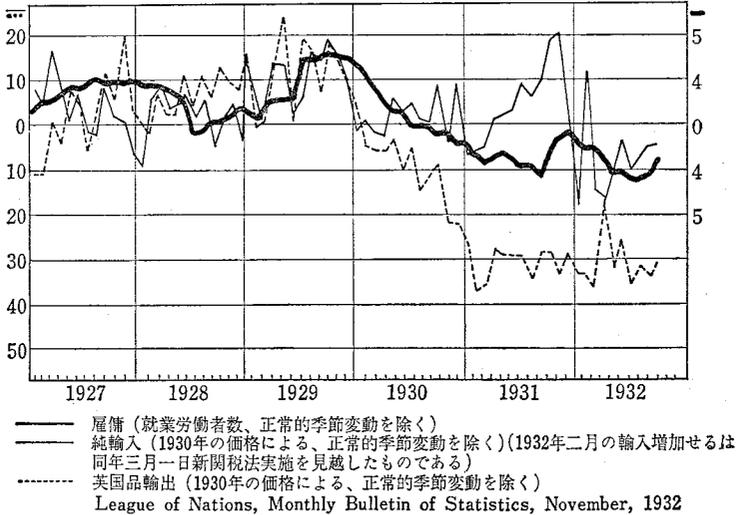


(第一表) 経済指数図表 (其二)

フランス (1924—29年=100)



イギリス (1924—29年=100)



めて、關稅の引下を議することが出来るやうになつた。貨幣の安定なくして關稅を議することは實際困難であるからこの會議の開かれたことは、とりも直さず經濟狀態の恢復順調なりしことを示すといつてもよいのである。

然るに一九二九年十月ニューヨークの株式市場は空前の大投機に次ぐ一大恐慌を惹き起し、それは間もなく恢復されるといふ豫想をしたものがあつたに拘らず、事實は全く反對で、翌三〇年、三一年と不況が繼續し、三一年六月オーストリアの一銀行の破綻に端を發してドイツ、イギリスの金融が硬塞し、同じく九月英國の金本位停止を始めとして又々多くの國が金本位を放棄せねばならなくなつた。その時から各國間の關稅戰も亦益々甚しくなつて來た。日本經濟聯盟會が調査したゞけでも一九三〇年一月以來二年間に各國における關稅の引上並に輸出入制限制度の新設は十七ヶ國數十件に上つてゐる(附録一及び二參照)。

以上の如き破綻を生じた原因は何であるか。固より景氣の循環は珍らしきことでなく、短期の循環と長期の循環とが波打つてゐることも十九世紀以來の現象である。今回の恐慌はその大波と小波の底が同時に來たのだと説明するものもある。然し今回の恐慌に特殊の原因と見るべきものを求むれば、一方に技術上の急激なる進歩が農業を始めその他の世界重要産業に累を及ぼしたと共に、世界戰爭の後始末たる賠償及び戰債問題の未解決なりしことを擧げねばならぬ。ドイツの賠償は一九二五年のドーズ案、二九年のヤング案により片がついたやうであつたが、實際ドイツをして毎年十億圓近くの金を外國に支拂はしめるといふことは無理であるから、この債務を果たすためにはドイツは外國殊にアメリカから新なる借金をしなければならぬ。長期の借金が出來ないときは短期の借金で間に合はすことになる。而してイギリスは「世界の銀行」としてその短期金融を助けてゐた。だから一度國際金融市場の一角に破綻が起れば全部の機構が崩壊せざるを得ないのである。而して關稅障壁の高められたことも亦この破綻を助ける一大原因であつた。それは假令無理な賠償及び戰債の取引が行はれるにしても、貿易が自由になつてゐれば、金の代りに商品

以て支拂ふ所の途が開かれる筈だが、次々に引上げられる所の障壁はその途を全く塞いでしまふからである。

(第二表)

最近の世界貿易
(單位 百萬金圓)

	輸入	輸出	計
昭和3 (1928)	69, 518	65, 658	135, 176
4 (1929)	71, 165	66, 178	137, 343
5 (1930)	57, 834	53, 027	110, 912

外國貿易の増減比較
(1929年を100として)

	1930年	1931年
英 國	-17.3%	-36.2%
米 國	-28.4%	-53.2%
獨逸	-16.6%	-39.9%
佛 國	-12.2%	-33.0%
カナダ	-23.6%	-47.0%
英領インド	-23.7%	?
日 本	-26.0%	-41.5%

第二章 關稅障壁の増大

金融の疏通、而して關稅の整理が實行されねばならぬ。その何れから手をつけて行くか、又如何なる新組織を發展せしめるか、それが來るべき國際經濟會議の問題であり、又實に世界的ステーツマンシップの負擔すべき大仕事である。

關稅障壁の増大が現今の不況の一大原因たることは疑を容れざる所である。交通貿易の發達により「世界經濟」と稱する一大組織が形成されたる時代において、國々が關稅を高くして相互に物資の移動を妨げれば、その結果は必ず

現今の状態は何れを向いても悲觀の材料に充ちてゐる。物價下落、企業萎縮、貿易減少、失業増大(第一、二表を見よ)而して或國においては社會不安である。即ち十三年前の大戦直後に歸つた感がないでもない。この時たゞ一道の光明は一九三二年七月ローザンヌ會議の結末として賠償金總額を三十億マークに切落してしまふ一案の成立したことである。併しながら今日となつては固よりこれだけでは直ちに恢復の効果を生ずるやうにならない。これに次いで各國貨幣制度の建直し、國際

輸出を目的として發達したところの産業に打撃を與へ、従つてこれに従事する所の人々の購買力を減退せしめるから、やがて内外ともに不況の禍を交換することとなるのが當然である。關稅は諸國産業の不況を救済するために設けらるゝことが多いけれども、そのために外國の産業を疲弊せしめる結果、自國の輸出産業の販路を傷つけることになるから、終局においては世界全體の不景氣を増大するのである。殊に現代新興の工業は標準化と大量生産により、原價を著しく低減する所の方策をとつて居るから、如何なる大國と雖も一國內の販路のみを以つてしては充分にその大工業の偉力を伸ばさしめることが出来ない。此の如き經營組織それ自體が國際的大販路を俟つて始めて可能となるのである。現今の如く大産業の發達した時代に大國小國分立して、各々獨自の貨幣制度、關稅制度を立てゝあるといふことが、抑々政治と經濟の矛盾であるといはねばならぬ。この簡單なる道理が各國の政治家によつて理解されてゐないわけではない。一九二七年國際經濟會議においてもこの一點だけは甚しき討論なしに正當なる結論に達したのである。然るにその結論が實際には殆ど少しも行はれないのは何故であるか。右の經濟會議に引續いて國際聯盟を中心とする幾多の關稅低減運動、殊に一九三〇年の關稅休戰會議が失敗してしまつたのは何故であるか。

近年各國が關稅引上を行つたところの原因を個別的に調べてみれば、凡そ次のやうな事情に歸せられると思ふ。即ち第一は貨幣金融の激變に應ずる所の緊急手段が要求されたことである。例へば一國が國際貸借の關係上金の急激なる流出を餘儀なくせられ、そのために金の輸出禁止を行つたとする。その場合にその國の貨幣の對外價值即ち爲替相場は暴落するが、自國內の物價水準即ち對内價值はこれと同時に騰貴するわけではない。従つてその國の貿易上輸出品は外國において安く賣ることが出来る。これが所謂爲替ダンピングである。然るときはその爲替ダンピングを受けるところの國においては彼の爲替下落國から來る輸入品と競争するところの自國産業の防衛策を考へなければならぬ。而してその最も手近なるものは關稅若しくは輸入免許制等によつて外國品の亂入を食ひ止めることである。これ

は最近幾多の實例を見たことである（附録一、及び二参照）。又貨幣の對外價值が下落した國の側を見るに、輸出貿易は恰も獎勵金を與へられた姿となつて頗る活潑に行はるべき筈であるけれども、その下落の程度が絶えず變動するから確實なる採算は出来ない。而して將來益々爲替が下落するといふ見込であれば、輸入は先へ行く程不利となるわけだから、そこで見越輸入が行はれ、爲替下落によつて阻止さるべき輸入が却つて一時的に激増し、そのために益々爲替の安定を害せられる。玆においてその見越輸入が大規模に發展するやうな場合には、これ亦一時の手段として關稅を設け又は爲替管理などの方法によつて物資の流通を妨げることになる。凡そ此等の手段は一時の非常手段として用ひられるのであるが、やゝもすれば本來これを必要ならしめた事情の終つた後までも繼續されることになり易い。

第二に一般的景氣の激變する時機においては好景氣に際して急に膨脹したる産業が不景氣時代に入つてから俄に生産設備の縮少を爲す能はず、殊に物價の高かつた時の資本金額はそのまゝ動かずに居るから、何とかして生産物の價格を吊上げるの途を求め、そのために關稅引上の要求が大いに起る。大戦中戰爭の需要に應ずるために勃興した製鐵業等の生産設備は今日までも尙過剩設備として操業短縮せられ、企業のデッドウェイトとなつてゐる。そこで此の如くにして起るところの保護關稅の要求を政府又は議會が拒絶することは殆ど不可能である。蓋し之を要求するものは頗る熱心である上に何れも斯道の専門家である。これに反して右關稅引上によつて負擔を加重されるところの消費者はその負擔加重の事實を認識することさへ不充分であり、政治上に結束した勢力を作るが如きことは殆どない。たゞ課稅される物が原料品である場合に、その原料を使用するところの産業から反對運動が起る位のものである。こゝにおいて所謂輿論の聲に動かさるゝところの政治家は假令關稅増課の要求が不當であると考へる場合においても、これを拒絶することが出来なくなる。而して一旦關稅障壁の下に生存の道を發見したところの産業は、後には所謂ヴェステッド・インテレスト（既存の利益）となつて障壁の撤廢を拒み、若し外國品との競争困難になれば多々益々多くの障

壁を要求して已まざるに至る。而もそれは資本家のみの要求に止まらずして、勞働者の聲ともなる。何となれば多年或種の産業に従事してその仕事に慣熟したるものは、現在の職業が不振に陥つた場合には、假令將來において一層安全なる職業に轉ずる見込ありといふものがあつても、それに耳を傾けることが出来ない。飽くまで現状を守らんと努力するのである。この事情について一つの面白き挿話がある。國際聯盟關係の某有力者がフランスの商務大臣を訪うて何故關稅引下が實行されないかの説明を求めた時に、大臣曰く「私に對し關稅制度の改革を求められても致方がない。恐らくフランスは一層自由なる制度の下に繁昌するであらう。けれども私は代議政體の政府に勤めるものである。私は現在のフランス人の望みに適したことをやらねばならぬ。私の役所へ來るところの百人の訪問者の中で八十五人までは保護を求め、僅か十五人が反對の希望を述べる。その場合に大臣たるものは何を爲し得るか。爲し得ることとは僅かの調停以外に出づるものではない。」此の如くにして何れの國においても保護關稅要求の聲は強く、その反對勢力は弱い。今その著しき一例を擧げるならば各國における農業團體の關稅論を見るがよい。農産物關稅が工業品のそれよりも低き場合において、農業家は一般に工業品の關稅を引下げよとは言はずして農産物のそれを引上げるべく運動する。而も事實を見れば後の手段によつて彼等が得る所よりも、前の手段によつて失ふ所のものが遙かに多い。問題となる農産物が輸出品である場合には、その失ふ所は益々大である（適例は後述の米國の農産物關稅）。それにも拘らず、尙農業者は概して自由通商の反對者である。彼等は頗る容易に工業家の自給自足論に贊成してしまふ。これには大戦以來各國民の心底に残されたる國民主義の誤つたる解釋が手傳つて居ることも見逃すべからざることである。關稅障壁流行の一大原因はこの誤つたる國民主義にあると斷言することが出来る。

近年における各國の關稅引上並に輸入免許制の實施が三年間に數十件の多きに上つたことは既に述べたところであり、その國々の中には英、米、佛、獨、カナダ、濠洲、印度等の主要貿易國が含まれてゐるのである。我國も勿論そ

の一つである。今その諸國の事實を箇條書のやうに羅列することは不必要と思ふから、こゝに世界の二大貿易國たるアメリカ及びイギリスが如何にして最近の引上を行つたかを稍詳しく取扱つて見る。

米國の一九三〇年新關稅

世界經濟混亂の際に當つて最も重大なる責任を負ふものは米國であるとしなければならぬ。何となれば米國は大戦前に債務國であつたのが、一轉して最も有力なる債權國となつてゐる。債權國は世界の金融を支配する力を持つてゐると同時に貿易上においても偉大なる消費者たるべき地位に立つてゐるのである。大戦前のイギリスは貿易上において常に大なる輸入超過を示してゐたが、それはイギリスが資本關係において外國へ支拂ふものよりも外國から受取るものが遙かに多くあつて、貿易以外の國際貸借上常に巨額の受取勘定を有してゐたから、その勘定を商品形において受取つたものである。即ちイギリス人は海外投資によつて生ずる所の利子・配當等の金を以つて年々莫大の外國品を買入れ、之を消費してゐた。そこで他の諸國はイギリスを絶好の販路として産業を發達せしめ、イギリスの資本家も之によつてその投資を有利ならしめることが出來たのである。而してイギリス傳統の自由貿易政策がこの世界經濟組織の圓滑なる運轉に寄與するところ大なりしは申すまでもない。さすれば戦後において最大の債權國となつたところのアメリカは宜しくイギリスの後繼者として、一方には海外投資の機關を完成すると共に、他の一方においては世界最低の關稅を目標として徐々に現行關稅の引下に進むべきである。然るに事實においては反對で、現在のアメリカ關稅は世界最高の障壁の一つであり、而も一九三〇年といふ最も好ましからざる時期に當つて大々的引上を斷行したことは甚だ遺憾なる事實といはねばならぬ。金融の方面において國際貸借の殘高は適當なる投資を海外に求めなければならぬので、アメリカがその投資を續けた間はよかつたが、それが失敗した時に三一年の恐慌が起つた。一國民

(第三表) 合衆國國際收支

(1930—31年)(單位百萬弗)

	1930年(修正済)			1931年(未修正)		
	受取 勘定	支拂 勘定	差 額	受取 勘定	支拂 勘定	差 額
1 貨物貿易	4,094	3,294	(+) 801	2,623	2,254	(+) 369
内貨物輸出入	3,843	3,061	(+) 782	2,424	2,090	(+) 334
銀輸出入	54	43	(+) 11	27	29	(-) 2
外國船への石炭石油販賣	93	44	(+) 49	67	32	(+) 35
其他	87	—	(+) 87	85	—	(+) 85
年末に於ける相違を修正	—	146	(-) 146	—	103	(-) 103
其他貨物の修正						
2 貿易外收支	1,802	1,890	(-) 88	1,247	1,359	(-) 112
内海上及陸上運賃	155	251	(-) 96	117	189	(-) 72
旅客消費	206	811	(-) 605	112	570	(-) 458
長期間投資收入	838	—	(+) 838	563	—	(+) 563
長期間投資支拂	—	227	(-) 227	—	100	(-) 100
短期利子手数料収入	78	—	(+) 78	111	—	(+) 111
短期利子手数料支拂	—	73	(-) 73	—	26	(-) 26
移民送金	33	199	(-) 166	10	173	(-) 163
戦債利息收入	164	—	(+) 164	92	—	(+) 92
戦債元金收入	77	—	(+) 77	21	—	(+) 21
其他	251	329	(-) 78	221	301	(-) 80
3 民間長期投資移動	2,315	2,610	(-) 295	1,587	1,369	(+) 218
内米國人の新海外投資	248	1,340	(-) 1,092	67	476	(-) 409
米國人舊海外投資減額	1,107	—	(+) 1,107	921	—	(+) 921
合衆國における外人新投資	960	—	(+) 960	599	—	(+) 599
合衆國における外人舊投資減額	—	910	(-) 910	—	546	(-) 546
4 短期投資移動=對外銀行勘定變化統計	—	485	(-) 485	—	765	(-) 765
5 金 勘 定	162	418	(-) 256	930	764	(+) 166
内金 移 動	116	396	(-) 280	467	612	(-) 145
イヤマーク増減	26	22	(+) 4	463	142	(+) 321
合衆國紙幣	20	—	(+) 20	—	10	(-) 10
各 勘 定 總 計	8,374	8,697	(-) 323	6,387	6,511	(-) 124

が世界の債權者として注意深き、而も自由なる海外投資に慣熟するのは一朝一夕に出来ないことと見える。關稅についても同じことがいへるのである。

一九三〇年六月、合衆國大統領の署名したホーレー・スモート關稅法 (Hawley-Smoot Tariff Act) は株式恐慌以前の計畫であつて、二八年以來議會において討議されたものである。當時關稅引上の理由は「國庫收入増加のため、諸外國との貿易を統制するため、合衆國産業を奨励するため、アメリカ勞働者を保護するため」と稱せられたが、何れの意味においても緊急の必要があつたわけではない。寧ろ同國傳統の保護政策によつて經濟的繁榮を求めんとしたのである (關稅の論據としてはアメリカに特有なる高貨銀の維持が一般に唱へられてゐた)。蓋しアメリカは一九二二年以來大體において異常の好景氣を續けたけれども、農業だけはさうでなかつた。歐洲戰爭中農産物は小麦、棉花、玉蜀黍の何れもが盛に歐洲へ輸出せられ (玉蜀黍は之を飼料とする家畜の形で矢張り輸出される)、非常なる増産をなしたが、戰後その需要は激減したのみならず、種々の技術的關係、例へば自動車の發達により挽馬の使用が減り、その飼料に對する需要も従つて減じたこと、カナダその他の新開地に穀物が非常に安く産出されるやうになつたこと等の影響を受けて農産物價格の激落を來した。そのために好況時代に土地を高く買つたものなどは殊に困難に陥り、或は農業信用機關の改善を企て、或は農産物の販賣統制により價格の吊上を圖る (所謂マクネリー・ホーゲン法案) 等種々の法案が議會に提出される状態であつた。關稅政策としても一九二二年フォードナー・マカンバー關稅法 (Fordney-McCumber Tariff Act) により既に著しく農業保護の關稅を盛り込むこととなつたが、まだ足りぬといふので盛なる引上運動が行はれ、フーヴァー氏が大統領候補者として起つたときに、農業關稅を約束したのである。そこで新議會は直ちにこの問題を議することとなつたところ、保護の要求は農業のみならず各種工業の側からも續々申込まれ、議會はその多くを受け容れて尨大なる關稅定率表を作成することとなつてしまつた。當時の一新聞紙に「關稅法案は雪だ

るまの如く大きくなつた」と評せられたのである。その間にはアメリカへ工業品を輸出するところの三十三ヶ國の抗議があり、又國內各大學の學者千二十八人の反對聲明があつたに拘らず、法案は遂に成立してしまつた。これについて議會に少からざる不正の金錢が用ひられたといふ説もある。

さてこの關稅によつてアメリカ農業は救はれたかといへば、決してさうではない。關稅そのものが無効であることは最初から前記の學者達の聲明書にも記されたところである。何となれば小麥、棉花等の農産物はアメリカの輸出品である。現今では工業の發達、人口の増加により同國產小麥は國內で消費される部分が年々に多くなり、全産額に對し僅かに二割乃至二割五分を輸出するに過ぎないといはれてゐるが、それにしても兎に角輸出品である。如何なる關稅でも國內市場を確保するだけの作用はあるが、輸出を容易にする力はある得べからざる道理である。だから假令保護關稅を設けても農業は之によつて何等の益をも受くるものではない。その上に工業品に對する關稅が引上げられれば、而して工業トラストが獨占の力を強めれば、農業者の買ふ物が高くなるから、この關稅法は農業者の利益とならずして却つて不利となるのである。それだから何故に農業者が關稅に反對せずして之を要求したかといふ理由は甚だ明瞭を缺くといはねばならない。それは曾て工業の不振が關稅により救はれた所の經驗に基いて、農業も亦同じ利益を受くべしとの漠然たる希望が政治的運動に具體化されたに過ぎないと思はれる。併しながら關稅だけで救はれることの出来なかつた農業者は、更に他の手段と關稅とを結びつけてその効果を生ぜしむることになつた。即ち政府は穀價安定を目的とする一大會社を設立し、聯邦農務局はこの會社を通じ五億弗の資金を以つて小麥、棉花等の買上を行ふことゝなつたのである。此の如くすれば一方に外國產の輸入を關稅によつて阻止しつゝ國內の供給を引締めるのであるから、その相場を高くすることは勿論出来る。實際において五億弗の買上資金は二年間に全部使用せられ、その結果として一時はアメリカの小麥相場が國際市場の相場よりも一ブッシェルに付二十セントも高くなつたことがあ

る。即ち曾て國際相場標準として役立つたところのシカゴの小麥相場をして全く人爲的の吊上相場と化してしまふことが出来たのである。それでこゝまでは農業救済政策が成功した如く見えるのであるが、これも長くは續かなかつた。政府の買上を以つてしても自然の大豊作には對抗することを得ず、却つて買上あるによつて減産が阻止された爲めに供給は増加し相場は激落せざるを得なかつた。終には政府も更に資金を増して買上を續行することを思ひ止まつたのである。

此の如くにして一九三〇年の關稅法は全く失敗となつたが、今後の方針を如何にするかといふことは現に大問題となつてゐる。新關稅法は一般に不人氣ではあるけれども一旦引上げたものを引下げることとは中々困難であり、殊に現今の不況時において然りである。併しながら現今のアメリカは莫大なる輸出工業を持つて居り、又莫大なる歐洲投資を持つて居る。輸出工業（例へば自動車製造）は右關稅實施の後幾多の報復關稅に苦しめられ、又海外投資家は歐洲の不振に悩まされて居る。従つて關稅反對の機運も相當有力になつて來た。現に本年の大統領改選に當り民主黨の新大統領候補者ルーズヴェルト氏は關稅障壁の低下、貿易の恢復によつて外國の債務支拂を圓滑ならしめんと主張を掲げて政戦に臨んだ結果終に大勝を博することが出来た。最近の新聞によれば同氏は大統領に就任の上は外國と互惠的協定により關稅引下を計ると公言してゐるから今後の合衆國關稅政策は世界の興味を惹起するであらう。アメリカと貿易關係の密接なる我國としては大に對策を講ずべき時機が來るであらう。

英國の一九三二—二三年の關稅法

一九三一年十一月所謂非常輸入法 (Abnormal Imports Act) により英國が傳統の自由貿易政策を放棄したことは實に世界經濟史上の最も重大な出來事である。英國は戰時に設けられたマッケナ關稅及び産業擁護法により僅少の保

護關稅を行つてはゐたが、昨年まで大體自由貿易の方針を嚴守してゐたのであるから、今回の法案は一八四六年穀物稅法撤廢以來の一大轉回を爲すものといはねばならぬ。

英國は多年自由貿易政策をとり自國の産業組織を世界經濟の大組織中に織り込ましめて居つた。英國の産業組織は貿易の圓滑に行はるゝ世界に適すべく構成されてゐるのである。だから大戰後の如き國際交通の障害が續々發生する時代においては、當然非常な不況に陥らざるを得ない。そこで石炭、製鐵、機械、造船、木綿紡績の如き同國産業の根幹が盡く不振となり、海運も振はず、海外投資による収入も激減し、これがために多數勞働者の失業を惹き起した。失業者の數は大戦直後二百萬に達し、その後減じて百萬前後を繼續してゐたが、最近は三百萬となつてゐる。この失業問題はそれ自身國民經濟上の大問題であるが、英國は進歩したる失業保險法を實行してゐる故に、それが又財政上の大問題ともなるのである。そこで失業救濟は十年來同國の政治界における宿題とされたのは當然のことである。而してジョセフ・チェンバレン以來保護主義の傳統を有する所の保守黨は、保護關稅の外にこの重大なる時局を救濟するの途なしとの主張をなし、一九二三年政府に立つてゐたボールドウィン内閣はこの政策を實行せんがために進んで議會を解散し、是非を國論に問ふことゝなつた。然るに當時の英國においては自由貿易に信頼するの念なほ甚だ強くして、政府黨は選舉に失敗し、自由貿易を固守したところの勞働黨に内閣を開け渡さねばならぬことゝなつた。此の如き次第であるからその後保守黨が再び政府に立つた時も、この問題に對しては頗る遠慮勝ちの態度をとつて居り、政府の努力は専ら外國の關稅低減のために傾注される状態であつた。或は國際聯盟を通じて關稅休戰會議を開かしめ、或は各國に直接交渉を行ふ等、凡ゆる機會を捉へてこの政策を實現せんとしたのである。けれども事實において諸外國はその關稅政策を改めず、外國の不況は益々英國の市場に對するダンピングを横行せしめることゝなつた。それがために英國内の保護主義の勢力は漸次に増大し、曾て熱心に自由貿易の擁護を説いた者も追々その説を變

ずるやうになつた。曾て一九二六年十月國際經濟會議に先立つて自由通商の必要を力説する所の聲明書を發した有力銀行家の多くが、一九三〇年七月にはそれと反對の決議を發表するまでになつた。その決議には「四年以前になされたる歐洲の通商制限に對する抗議は遂に實現に至らざることを苦き經驗によつて知ることが出來た。爾來通商制限は却つて加重し、外國の過剩商品は英國市場においてその賣行を増した。吾人は終局において全世界に自由通商の地域が擴大せらるべしとする希望を捨てたのではないが、現在英國商品の市場を維持する國家の方策としては英帝國を形成する諸國民間に相互的通商協定を行ふの外はない。而してこの協定を行ふには、英國がその市場を帝國內の産物に對して開放すると同時に、凡ゆる外國輸入品に對し關稅を賦課する必要を認める。」といふ文句が含まれてゐるのであつた。

此の如くにして英國の輿論は漸次に轉回しつゝあつたが、一九三一年八月に成立したところの協力内閣の下において終に保護政策を實現すべき時機が到來した。同内閣は九月における金本位停止に次いで自己の信認を問ふべく總選舉を行つたが、その結果は保守黨の大勝利となり、内閣は協力内閣であつても、保守黨の政策を多分に取り入れねばならぬことが明らかとなつた。従つて保護政策實現の豫想もつくやうになつた。そこで十月末總選舉の結果が發表されてから、近き將來に高率關稅が來るといふ豫想の下に盛なる見越輸入が始まつた(第一表参照)。この見越輸入には金本位停止の結果ポンドが更に暴落するだらうとの豫想も手傳つてゐたものと思はれる。總選舉直後の内閣は十一月初旬の貿易統計を見て最早坐視すべからずとなし、直ちに緊急關稅法を議會に提出し、三日間に之を通過せしめて、同月二十日之を公布した。右の緊急關稅法はアブノーマル・インポーツ・アクトと稱せられ、現下の變則的輸入を防止するために製造品(食糧及び原料を含まざることに注意すべし)の輸入に對し十割以内の關稅を課するの權能を商務大臣に與へたのである。従つて品目の選定とその稅率とは行政處分に委されたわけであるが、商務大臣は本法公布と同

時に第一回の商務省令を發して、二十三品に五割の輸入税を課することとし、それから引續いて十一月三十日に第二回、十二月十七日に第三回の省令を發した。これによつてガラス瓶、電燈器具、刃物、家具類、既製服の如き全製品、毛織物、毛絲、メリヤス、綿織物に至るまで數十品目に對して五割の禁止的高税がかゝることとなつた。

然るにこの關稅は元來國際貸借の逆調を矯正するための一時的便法であるから、固より長く繼續すべきものではない。そこで巨大なる見越輸入の勢を阻止したる後、今年に入つて之を廢止し、別に永久的關稅を編成して之に代へることとなり、先づ三月從價一割の基礎關稅なるものを實施した(附録四參照)。その要領は、

(一) 現行稅法(マッケナ關稅と前記の非常輸入法)により既に課稅されてゐる物品並に小麥、肉類、茶等の食料品、羊毛、獸皮、鐵鑽石等の原料品を除きたるすべての輸入品に對し一率に從價一割を課す。

(二) 必需品以外の物品に對しては關稅諮問委員會と稱する有力なる機關の審議を経て基礎關稅の外に更に附加税を課することが出来る。

(三) 植民地生産品には十一月十五日以前には課稅せず。

(四) 將來必要に應じ外國政府との間に相互的關稅引下に關する協定をなすことが出来る。

等である。而して右諮問委員會は直ちに三人の有力な人物を以つて組織せられ、基礎關稅以上の附加税(前記要領の二)につき調査を進めることとなつた。かくして諮問委員會は四月二十一日の議會に對して次の勸告をなした。それは非常輸入取締法による五割關稅を全廢し、その代りに各種製造品に對し、一割・一割五分・二割・二割五分・三割の等級を分つて課稅し、一部の鋼鐵製品には三割三分三厘を課することとして、四月二十五日より實施する。而して諮問委員會は關稅引下の申請を受けるけれども、特別の場合を除く外一年間引下の勸告をしない。而して必要と認めれば更に高率の關稅を勸告するといふのである。それから諮問委員會は六月八日になつて更に銑鐵その他の原料鐵

類に對して鋼鐵製品と同様に三割三分三厘の課税を勸告した。かくして英國も亦他の諸國と同じく種々様々の商品につきそれぞれの税率を盛り込んだところの關稅定率表を有することになつたのである。

植民地に對して特惠主義を行ふことは豫定されてゐるが、その内容は七月のオッタワ會議の経過によつて決定されるから、その結果が明かになるまで植民地生産品は無税に据置かれるのである（前記基礎關稅法要領の三）。又諸外國に對して關稅引下を要望するところの努力は從來通り繼續せられ、今後は自己の關稅をその交渉の手段として利用することになるのであらう（基礎關稅法要領の四）。

前記非常輸入税にあつても、又基礎關稅にあつても、小麥等の食料品が除外されて居ることは英國の國情を反映するものとして最も注意を要するところである。申すまでもなく英國は最も進んだ工業國であり、且つ工業勞働者の政治的勢力強大なる國であるから、穀物に課税せぬといふ強き傳統に對しては如何なる關稅法も讓歩を餘儀なくされる。從來帝國特惠關稅の計畫が蹉跌したのも植民地に對する特惠の前提として穀物課税を必要とするからであつた。然るに政府はこの點について一個の新案をとり、小麥に關しては關稅をかけない代りにクォータ（英國 *quota*、佛語 *contingent*）即ち割當法なるものを行ふこととなつた。クォータは近年ドイツ、フランスその他の歐洲諸國に流行の制度であつて小麥、石炭等に關して既に實施されたる例は少くない（附録一及二參照）。その制度の細目は一定してゐないが要するに一國內において消費される分量の中、何割を自國產品に、何割を外國產品に與へるといふ仕組である。故に外國產品に與へるクォータの率が多ければ問題はないが、若しそれが現狀以上に少く規定されれば外國品輸入は制限せられ、價格は騰貴し、國內生産は獎勵せられ、結局保護關稅と同じく消費者の負擔において國內生産を保護するものに外ならない。それだからこの法案に對して勞働黨は極力反對を試みたが、四月七日通過したことが報せられてゐる。

英國關稅制度の特色となるべきものは帝國特惠關稅である。特惠關稅の歴史については茲に詳しく述べることを差控へるが、要するに世界各地に散在して、而も獨立の關稅制度を持つてゐる所の自治領（カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ）及びインドと本國との間並に各領地相互間に特殊の關稅協定を結び、帝國內の關稅を外國に對する關稅よりも低くし、これによつて本國及び各領地が相互に確實安定なる市場を與へられるやうにすることである。この政策は國防上、財政上その他凡ゆる方面から帝國の力を統一し、一層緊密なる政治的、經濟的團結たらしめんとする所謂帝國主義の一部分であつて、歴史的に英國保守黨の政綱の一つになつてゐるのである。英帝國の總人口四億六千萬（但しその中三億二千萬はインドの人口であり、更に残りの一億四千萬の中から香港、海峽植民地、セイロン等を差引けば、眞にイギリス民族の國と稱すべき部分は正味七千萬に過ぎない）、その領土に太陽の沒することなしと誇稱せられるが、併しながら日沒を知らざる程に地球の全面に散在してゐる國々を一つの經濟區域に包括することは、極めて大なる不便と困難を伴ふのである。それ故如何なる程度までこの理想が實現されるかは今後の問題であり、それについては後に第四章に詳論するが、兎も角英本國における新關稅の實施は特惠制度の擴張に一つの時期を劃するものと看做すことが出来る。本年七月二十一日より約一箇月に亘りカナダの首府オッタワに開かれた所の帝國會議は即ち本國の新關稅實施と共にこの特惠關稅の宿題を解決せんとしたものである。この會議において本國と各自治領との間になされた所の取極は十月になつて初めて公表せられ英國議會の討議に付されることとなつた。依つてその大綱を第三章において示すであらう。

第三章 關稅の目的及び方法

最近世界における關稅障壁増大の事情は前章に述べた通りであるが、各國關稅引上の目的及びその方法としての關稅制度につき、こゝに多少の理論的研究を試みようと思ふ。近時の關稅のうち緊急の事情により一時的に課するものと恆久的の産業政策の手段として課するものとある、前者は貨幣制度の動亂に伴ふもの、ダンピングに對抗せんとするもの等であつて、制度の上からいへば特別の行政處分を必要とすることがその特色である。後者は幼稚産業の保護、國防、舊産業の維持等を目的とするものであつて、個々の産業につきその繼續的な事情を基として適宜の稅率を課するものである。例へば英國のアブノーマル・インポーツ・アクトは一つの緊急處分であり、それに引續いて編成されたる新關稅は恆久的の性質を有する保護關稅である。こゝには先づ緊急處分について述べ、次に恆久的の關稅に及ぶこととする。

緊急處分としての關稅

(一) 自國又は他國の金本位停止に對應せんとするもの

一九三一年の國際金融恐慌以來英國を始めとして多數の國々が金の輸出禁止を行つたが、この場合にその輸出禁止を必要ならしめた理由は、貿易上及び金融上の關係によりその國の正貨準備が急激に減少し、金本位を維持すること不可能なる情勢に立到つた爲めであるから、その結果として禁止國の貨幣の對外價值は下落せざるを得ない。即ち爲替相場の建て方がその國の貨幣を基としてあるならば（日本の場合におけるが如く）、爲替相場の下落を來たすのである。さすれば外國からその國へ輸入される品物の價格はその國においては從來よりも爲替相場の下つたゞけ高くなる。これに反して、その國から外國へ輸出する所の品物は、外國においては從來よりも安く賣つても利益が得られるわけである。従つて輸出は奨勵せられ輸入は阻止されるべき道理である。固より外國品が國內において高くなれば、こ

れと競争するところの國產品も高くならざるを得ない。従つてその影響は他の品物にも波及し、やがては一般的に國內物價の騰貴となるであらう。而して此の如く一般的に國內物價の高くなつてしまつた時には、最早輸出に有利とか輸入に不利とかいふことは無くなるわけである。併しながらこの終局の状態に達する以前においては、前記の如く內國產品はこれを外國に輸出するにも、又國內において外國品と競争するにも有利なる立場に置かれることとなる。國內生産者は一般的に安き物價水準の下に、従つて安き生産費を以つて作り得たるものを比較的高く賣ることが出来るから、それだけ利潤を多く得られる勘定である。此の如くにして金本位停止によつて國內産業に與へらるゝ所の影響は、保護關稅並に輸出獎勵金を同時に行つたのと同じことである。事實において昨年イギリスが再禁止を行つた當時にはイギリスの輸出工業は一時好況を呈した。又我國において再禁止を行つた結果、我國の木綿製品その他の輸出が獎勵されつゝある。特に本年下半年期においては圓價の激落に伴ひ我輸出貿易は非常な好況を呈し、沈滞の極に達した所の我産業に對して少くとも一時的に良好な影響を與ふることとなつた。但し再禁止によつて生ずるところの貨幣の對外價値の下落は確定的でなくして常に相場の変動があるから、輸出は獎勵されてゐながらも常に不安を感ぜざるを得ないし、又輸入は阻止される傾向があるに拘らず、一時的には反對の傾向を示すこともある。若し再禁止直後に下落したところの爲替相場が、近き將來において更に甚しく下落するであらうとの豫想が行はれるならば、一時的には却つてそのために見越輸入を獎勵する結果となるのである。この現象はイギリスにも日本にも起つたところである。

さて此の如き爲替相場激變の生じたことが關稅政策の上に如何なる影響を生ずるかといふに、先づ再禁止をなしたる國を相手として貿易する外國の側においては、禁止國よりの輸入がすべて爲替ダンピングとなる。即ちその輸出は故意に廉賣されるわけではないけれども、事實において恰もダンピングを行つた場合又は政府から輸出獎勵金を受け

て外國へ廉賣する場合と全く同じ状態となる。然る時は若しその爲替ダンピングを受くる所の國が從來保護關稅を持つてゐたとすれば、その關稅率を以つてしては國內産業に對し從來と同じ程度の保護を與へることが出來なくなる。そこで從來通りの保護を與へんとすれば臨時に特別の關稅を設置するの必要に迫られる。此の如くにしてこの種の緊急關稅が大戦直後にはドイツの異常なるインフレーションに對應すべく諸國において試みられたのであるが、現今ではイギリスその他の禁止國が目標となつて居る。例へばイギリスの禁止に對してカナダ、フランス、ドイツ等において直ちにこの制度が實施せられ、日本に對してもインド等において同じ方法を講ずることゝなつた。

そこでこの貨幣價值下落したる國よりの輸入に對抗すべき關稅の制度を如何に定めるかといふことが問題になるが、それには普通の關稅制定の手續を踏んで議會の議決を経ることもあるが、その手續を踏む暇がないと考へられるときには、何かの形において行政處分を許さなければならぬ。此の如き緊急の場合の處置を全部政府に一任することも一つの行き方であり、現にドイツの一九三二年一月の緊急令は此の如き包括的の權限を政府に與へたものである。けれども多くの實例は法律において或標準を示し、その標準の範圍内において政府の行政處分に委せることになつてゐる。標準を定めることになれば、第一に爲替相場が何程の變動を生じた場合に緊急關稅制度を發動せしめるかといふことを定めねばならぬ。僅かの變動に際して一々稅率を變更することは必要がないのである。次には輸入商品の評價をなすに何時の爲替相場によるべきやとの問題がある。例へば從價稅ならば輸出當時の相場を用ひて評價を行ひ、從量稅ならば或一定の評價を基礎として從來の稅率を引上げるといふことになる。事實においては爲替相場が常に變動するから、正確に從來通りの保護の目的を達するやうな從量稅率を作り出すことは困難であらう。

本年九月一日より實施されたるインドの綿布關稅引上は我國の木綿工業に對し重大なる關係あるのみならず、我國の再禁止以來圓價の暴落に對抗すべく外國政府の企てたる最初の關稅引上策であつたから、こゝにその大要を記して

おく。

この引上はインド議會の議決によるものでなくして、政府が關稅委員會の勸告に基き行政處分として實行したものである。要點は英國以外の綿製品に對し従價五割を課することとし、その施行期間を明年三月三十一日までとするのである。今までの稅率は三割一分二厘五毛であつて英國品の二割五分に比し六分二厘五毛の高率であつたのが、この改正に依り一舉に二割五分の高率即ち倍額となつた。この稅法は英國以外の諸國より來る綿製品に對し一率引上を行つたものであるけれども、その目的が英國品に對する特惠でなくして日本品の圓價下落に乗じて安賣されることを防止せんとするにあることは、當時政府の聲明した所である。事實において本年上半期に日本綿布の輸入が旺盛となり、これに對してボンベイ等の綿業者が關稅引上を要求した爲めにかゝる措置を取るに至つたのである。然るに日本綿業者はこれについて強硬なる反對意見をインド政府に提出した。その理由としては日本綿布が圓價下落の利益を受けることは否認しないけれども、日本綿布の原料はインド、アメリカ等からの輸入品であり、従つて圓價の下落しただけ日本綿布の生産費は増加せざるを得ない。例へばインドへ多額に輸出されるドーテーの九月における日本市價一圓四十五錢の内、八十七錢は原棉代である。故にこの商品のインド着値段一圓五十錢に對し五割即ち七十五錢の課税をなすときは原棉代を差引きたる價格五十八錢に對して實に十二割九分の禁止的高率となり、甚だ不合理なることを主張したのである。今回の引上は圓價暴落に對する臨機の處分であつて短期の期限が設けられてゐるから、間もなく改正を必要とする次第であるが、その時になつてこの關稅が如何に取扱はれるかは残されたる問題である。我國綿業者の主張は爲替ダンピング防止關稅の理論から見て正當であるが、爾來圓價の下落は益々甚だしくなつたからインド及び英國の競争者から見れば更に一層の引上を必要とする状態である。

次に禁止國の側において如何な影響を生ずるか。自國の貨幣價值の下落は少くともその當座にあつては、保護關稅

を設けたのと同じ影響を生ずるのであるから、純理としては税率引下によつて從來適當とされたゞけの保護を國內産業に與へるべきであるが、何れの國も此の如き方策をとつたものはない。却つて逆に關稅の引上を行つた所の實例が英國に生じたのである。英國が昨年十一月以來本年四月まで實施してゐた所のアブノーマル・インポーツ・アクトがそれである。この關稅の必要になつた事情は前章に述べた通り、政治上の變動により近き將來において高率關稅の設けらるべき豫想があつたと共に、一旦下落したところのポンドが更に甚しく下落するであらうとの豫想が行はれ、そのため莫大なる見越輸入が始まつたから、之をそのままに放任しておけば益々爲替の下落を甚しくする恐れがあるといふことであつた。英國のとつた方法は先づ五〇%といふ禁止的の關稅をすべての製造品に對して一率に課し、見越輸入の勢が去るのを待つて徐々に之を引下げるのであつた。

金の輸出禁止を行つた國の側において、爲替相場の變動に應ずるため關稅引上を行つた他の一つの實例は、我日本において昭和七年六月の議會を通過したところの從量稅三割五分引上の法案である（附錄三參照）。この案の提出理由として政府の説明したところは次の如くであつた。即ち當時外國爲替相場の上において圓價が約三割五分下落したから、輸入品の價格を圓價に換算すればその割合だけ高くなつたことは勿論である。従つて關稅定率表にある從量稅をそのまま据置くときは從價稅との間に不均衡を生じ不公平となるから、從量稅を引上げて從價稅と大體同率を保たしめねばならぬ、といふのである。而してこの議會は所謂非常時議會であつた爲めに、多くの討論を用ひずして右法案を通過してしまつた。併しながらこの從量稅引上げの理論的根底には甚だ疑はしきものがある。金の輸出禁止により圓の對外價值が下落した場合に對内價值も同時に下落し、國內の物價が同率に騰貴したとすれば、從量稅を引上げて從價稅と平均せしむべき理由があるけれども、實際國內の物價はさほど敏感に騰貴してはゐない。その結果として國內産業は從來通り比較的安き生産費を以つて生産しつゝ、圓價換算額の高くなつた外國品と競争するのであるか

ら、實質的に保護關稅を引上げられたと同一の影響を受けてゐる。だからこの場合に關稅を引上げるのは保護の上に保護を重ねることとなり、再禁止によつて生じた變動を更に甚しくするものである。從來とても物價の變動により從量稅と從價稅の間に不平均を生ずることは屢々あつたので、この際殊更三割五分の變動をとり立て、特別の對策を講ずるには及ばない。そのみならず大正十五年に現在の從量稅を算定したときから見れば、一般に物價は低落し從量稅の負擔はその關係上實質的に重くなつてゐるから寧ろ從量稅を引下ぐべき理由がある。現に昭和六年春前々内閣の藏相は一般物價の低落により從量稅を引下げるの必要ありとし、その調査にとりかゝつてゐた程である（第六章中歐州戰爭以後の關稅を見よ）。だから若しこの際從量稅、從價稅の平均を是非求めねばならぬとするならば、寧ろ金を基として從價稅を算定することとし、從量稅を据置くべきであつた。併しながら政府の眞意は恐らく關稅引上により收入を得んとするのであつて、從量稅、從價稅の平均といふが如き技術論は一つの口實に過ぎなかつたであらう。

尙前記の如き理由により一率に三割五分の從量稅引上をなすときは、個々の産業の保護政策の上に實質的變動の生ずることを注意せねばならぬ。何となれば多くの關稅の中には實際に保護されたる品物の價格吊り上げに役立つて居るものもあり、然らざるものもある。その實際の効果あるものについては、保護は加重されたことになるけれども、然らざるものについては、稅率引上は何等の變化をも生ぜしめない。従つて原料と製品と双方に保護關稅が與へられてあつたとして、原料は稅率引上の結果騰貴し、製品は騰貴せざるやうなことも起り得る。現に人絹製造業者はこの理由により一率引上に反對した事實がある。而して政府が提案の理由としたところを今後徹底せしめんとするならば、爲替の暴落甚だしきに従つて益々高率の引上を行ふことになる筈だから、こゝにいふ不調和が愈々甚しき程度に達し、既存の保護政策を破壊するに至らねば止まないだらう。併し事實においては本年下半年期に至りて爲替は非常な下落をなしたに拘らず、政府は當初の理論に従つて一層の引上を提案する模様なく、それについての辯解さへもしな

いのは甚だしき矛盾といはざるを得ない。

(二) 他國からのダンピングを防止せんとするもの

ダンピング防止を目的とする關稅も亦臨機的手段であつて、政府の行政處分に俟たねばならぬ種類のものである。この制度は大戦後ドイツから化學製品殊に染料等のダンピングが盛に行はれることを恐れた爲めに多數の國々に採用されたのであるが、現今では他の國々に對して廣く適用されねばならぬ事情になつて來た。即ち深刻なる不景氣の結果として何れの國にも生産設備が過剰となり、そのために多くの産業はそれぞれ同業者間の協定によつて生産制限、操業短縮を行つてゐる状態である。それ故企業者の原價計算に非常なる狂ひを生じて來た。曾て物價の高かつた時に投下されたる資本の減價消却並に借入金の子等は、所謂間接費として固定的に企業の負擔となつて居り、現在の縮少されたる生産高を以つてしては原價計算上その割當が非常に高くなるから、實際において普通の市場價格が原價の全部を償はない場合さへある。此の如き事情の下においては、企業者は少しでも生産高を増加し間接費の埋合せをしなければならぬ。そこで外國に對しては國內の相場よりも遙かに低い價格を以つて賣り出すことがあり得る。極端にいへば原價のうち原料、工資等の所謂直接費を償つて少しでも餘りある價格なら、之を販賣する方が企業全體として利益となるのである。それ故に不景氣が甚しくなればなる程ダンピングが流行するといふことになる。

ダンピングが大規模に行はれるためには一方において自國の關稅により國內市場が確保せられてゐると共に、カルテル、トラスト等の獨占的組織が立つてゐなければならぬ。關稅がなければ外國へ廉賣したものが再輸入される危険があるから、國內の賣出價格よりも非常に低い價格を以つて輸出することは不可能である。又國內の獨占組織が強固でなければ國內市場の價格を充分吊上げることが出来ないから、外國へ廉賣するといつても、その差額は多くなり得ない。

同じ商品を生産するところの國が幾つかあつて、何れの國においても當業者が獨占組織を作り相互的にダンピングを行ふことになれば、諸國の同業者は悉く損害を受けるから、そこで國際カルテルが成立するやうになる。國際カルテルが成立して、或は各國同業者の販賣區域を協定し、或は販賣數量並に販賣價格を協定するやうになれば、ダンピングはその跡を絶ち、それと共に各國の關稅はあつても無くても同じことになる。但しこれは國際カルテルの基礎が完全に確立された場合にはかくなるべき道理だといふに過ぎず、實例としてはそれ程完全なる國際協定は成立したことがない。寧ろ國際協定はダンピング戰の休戰状態ともいふべき程度のものであるから、何時決裂するかわからぬ。従つて國際協定が存在する場合においても關稅の撤廢されたことはない。而して一時成立したところの國際カルテルが決裂した場合においては今までカルテルによつて吊上げられてゐた所の國際價格が忽ち下落するから、そのために緊急關稅を設け又は緊急處分としての輸入制限を行はねばならぬこととなる。その實例には大戰後歐洲諸國に發達したところの窒素肥料の國際カルテルが一九三一年六月天然窒素肥料たるチリ硝石の強硬なる態度のために決裂したが、その當時窒素肥料の價格は暴落し、フランス、ドイツ、ベルギーの諸國が特殊の輸入制限法を布いたのである(附録一及二參照)。我が國の人造肥料市場もこの事件の影響を受けて市價暴落し、人肥製造會社は非常な苦境に陥つた爲めに、矢張りフランスに做つて輸入制限法を設けたのが昨年末のことであつた。

ダンピングは右の如き事情によつて世界不況の中に流行することゝなつたが、そのダンピングを受ける國において之を防止すべき關稅法を設けるとすれば、如何なる制度を必要とするか。ダンピングは外國からの特別の安賣りであるから、之を防止して國內相場の安定を保つことは新なる保護政策ではなくして、寧ろ産業上當然の自衛手段と看做さねばならぬ。けれども若しその方法並に程度を誤るときはこの關稅の結果は自衛手段を通り越して新なる保護の加重となるであらう。殊に不況の際には、生産者は凡ゆる機會を捉へて保護の擴張を實現せしめんとするものであるか

ら、國家としては適當な制度を設けて一方に生産者の利益を守ると共に、他の一方においては國內消費者に不當の負擔を課せざるやうにしなければならぬ。然るにこの制度を適當に設けることは、中々容易でない。第一ダンピングとは何かといふ定義を法律上に確定するのは頗る困難である。輸出國の生産費以下で販賣するものをダンピングと定めるのは一應合理的であるけれども、生産費の調査といふことは手数がかゝる仕事であるから、到底臨機の處置として之を行ふことは不可能である。そのみならず、不況の甚しき時代には他國のみならず自國の生産者と雖も、原價の中の間接費をカバーしないやうな價格で品物を賣ることがあるから、この場合には理論上においても問題が残る。そこで各國の法制は専ら市價を標準とし輸出國の市價に運賃、保険料、諸掛並に現在の關稅を加へたものよりも安い價格で輸出されるものをダンピングとして取扱ふことになつてゐる。併しながら獨占者が一つの市場において比較的高く賣り他の市場において幾分安く賣るといふことは殆ど普通の營業法であり、それは國內においても行はれてゐる所だから、その場合を一々取り上げて緊急關稅を適用することは出来ない。それだから何れの國においても或は内國産業に對して危害を及ぼす場合とか、或は消費者に加へる負擔の重からざる場合とか、相當の制限を設けてこの法を行ふことになつてゐる。そこで實際問題の起つたときに調査をしてみれば種々の異論が起るから、ダンピング防止關稅法は規定されてあつても、これを實際に適用した例は案外少い。我國において大正九年この制度を設けて以來之を實施したことは一度もないが、諸外國においても大體同様である。つまりこの法律の効果は實際に適用するよりも寧ろ法律の存在することによつてダンピングの濫行を豫防するに止まるであらう(附録七參照)。

恆久的關稅

世界經濟の安定せる時期においては、關稅新設の目的は財政關稅を別としてみると、國內の幼稚産業保護と國防上

必要な産業の維持と、この二つが主要なるものである。然るに最近數年間にあつては前記の如き緊急的性質を有するものが多く行はれ、なほ恆久的關稅のうちでも不況の救濟、失業の救濟といったやうな目的を標榜するものが多くなつてゐる。十九世紀以來凡そ保護關稅は不況時代において増設されるものが多いのであるが、その理由は好況時代において膨脹したる産業の利潤が消滅し、生産設備が過剩となるから、せめて國內の販路を自國産業のために留保せんとするに至るのである。然るに此の如き場合において不況に陥りたる産業のうちで、(一)或ものはやがて一般の景氣の恢復さるゝにつれ再び發展の希望を持つてゐるが、(二)或ものは世界産業界の變動により國際的競爭力を弱められ、すでに老衰期に達したと見るべきものがある。第一種に屬するものは幼稚産業でない限り、之に關稅の保護を加ふるの論據薄弱なるものであるが、第二種については若しその事情頗る急迫せる場合においては關稅によつて相當長き期間救濟を與へ、國民の負擔を増すことも亦已むを得ずとすべき一應の根據がある。

舊産業の維持を目的とする關稅

大戰後における最も重大なる社會問題の一つは失業の異常なる増加であつて、これが救濟策として關稅を設けた場合が少くないのであるが、その中にはすでに多年の發達により國際的競争の基礎を備へてゐたものが、外界における種々の急激なる變動によつて窮境に陥り、夥しき失業者を生じてゐるものがある。そこでこれ等の失業救濟策として保護關稅が提唱されることとなる。イギリスの新關稅の如きは主としてこの理由を論據とするものである。失業救濟策としての關稅は要するに現在の産業を維持することによつてその従業者の失業を防止せんとするのであるから、これはアダム・スミス以來主張されたところの舊産業の維持を目的とする關稅、即ち維持關稅に外ならぬものである。凡そ或一つの既成の産業が急激なる技術上の進歩、外國同業者の發達等により存立の基礎を失ひたる場合には、一時保護關稅によつてその維持を圖り、その間に改造し得るものは極力改造を試み、早晚廢滅の已むを得ざるものはその從

業者をして他の産業に轉職せしむるの方針をとることは事情已むを得ざることゝいはねばならぬ。元來自國に適當せざるやうになつた産業を無理に維持しようとするれば、それだけ消費者に對して高き負擔を課することゝなり、若しもその保護を永久的にすれば、國內に寄生的産業を永久的に存在せしめることゝなるから、衰滅すべきものは速かに衰滅せしめることが結局一國全體の利益である、とするのが最も明らかなる自由貿易の眞理である。併しながら多數の國民が之によつて衣食を得るところの重要産業が急激に衰微し廢滅するときは一時に多數の失業者を生じ、これ等のものが他の職業に轉じて再び生計の安定を得るまでには甚しき苦痛を伴はねばならぬ。此の如き場合には少くとも一時的に何等かの方法を以つて舊産業の維持を圖り、國民生活の激變を防がねばならぬ。多數の勞働者がその熟練と體力を用ふる所なく、自己の意に反して無爲に日を送るといふことは、單なる經濟問題でなくして重大なる社會問題となるから、國家としては關稅政策のみならず凡ゆる手段を盡して之を防止すべきが當然であり、これがために莫大なる費用を要するとしても、致方がない。例へば失業救済のために特に土木工事を起すが如き場合には、必ずしも工費の低廉なることを期せずして出来るだけ多くの失業者を收容するやうな方針をとるのである。自由貿易の理論は現在の産業以外に何か爲すべき仕事があつて、それに前の從業者を轉業せしめることが出来ることを豫想してゐるが、それは何時でも直ちに實現するものではない。そこで他に爲すべき仕事がないとすれば失業者の生活費は何人かゞ之を負擔しなければならぬ。我國の如き家族制度の行はれる社會においては家族が之を負擔し、救貧法の發達したる國又は近時のイギリス、ドイツの如く失業保險制度の實施さるゝ國においては國家なり自治體なりが之を負擔しなければならぬ。茲において徒らに生活費を與へて失業せしめるよりも假令能率は低くとも或仕事に従事せしめる方が經濟的にも利益であるとしなければならぬ。それだから消費者に負擔を課するの故を以つて維持關稅を否認するわけには行かない。

たゞこゝに問題となるのは(一) 關稅によつて失業を救濟することの出来る場合と然らざる場合とあり、又(二) 關稅は失業救濟の唯一の方法でなくして失業救濟手段の一部であるから、失業救濟は單に關稅問題としてなく全體の救濟問題として取扱はれねばならぬといふことである。

第一に關稅は輸出産業における失業救濟には役立つ。關稅は國內市場に入り來るところの外國品の價格を高めその競争力を弱めるだけのものであるから、國內市場を自國産業のために確保することは可能であるけれども、輸出市場に對しては何等の効果なきものである。却つて關稅によつて國內の物價を高くすれば、輸出産業にとつては生産費を高くされるから、その外國における競争力を削減される結果となるのである。英國の主要産業が何れも輸出を目的として居るのに對し、保護關稅を以つてその失業救濟の手段たらしめんとするは、明らかに矛盾であることを同國の自由貿易論が指摘して居るのは正しい。たゞ同國には輸出向であると同時に國內の需要をも充たし得るところの幾多の工業がありこれ等のものが外國品のダンピングにより惱まされたとすれば、關稅によつてその外國廉賣品を排斥し、従來輸出に向けられて居つたところの生産力を國內販路のために使用せしめることが出来るであらう。だから同國において關稅がその主張者のいふ通り失業救濟になるかならぬかは、或一つの品物につき現に何程外國品が輸入されつゝあるか、又その中の何程が現在の輸出産業の方向轉換によつて取り代り得られるかといふ點にかゝるものと思ふ。

第二に失業は現代社會組織の一大缺陷であり、この問題の解決は勿論ひとり關稅政策の關するところではない。從來失業について研究されたところを綜合すれば、失業には季節的失業、循環的失業、慢性的失業の三つがあるとせられ、これ等に對して種々の救濟策が提唱されて居るが、關稅政策はあまり考へられてゐなかつた。又普通の場合には土木工事施行の調節と多少の救濟工事とによつて失業者を收容し、足らざる所は失業保險によつて生活を保障するこ

とが出来得べき計算である。然るに現今英國などに起つてゐる失業は前記三種の何れにも屬せざる一層大規模のものが加つてゐる。それは世界における技術上の進歩、外國工業の勃興等により自國の輸出工業が凋落しつゝあることである。例へば各種新動力の發達により石炭の需要が減退したることは技術上の變化であり、日本、支那、インドの木綿工業の勃興はランカンシア工業の販路における根本的變化である。これは失業問題であると同時に一國重要産業興廢の問題であり、従つて全經濟機構の改造を要求するものである。そこで始めて關稅政策が失業救済の援兵として用ひられんとするのである。關稅政策は他の失業救済策と協調することによつてのみその効果を生ずるものである。

更に重要な問題は世界經濟組織の中にあつて競争力の乏しくなつた産業を何時まで援助するかといふことである。維持關稅は本來一時的の救済策であるから、永久に之を續けるべきものではない。暫らく關稅を以つて維持を圖つて居る間に他の凡ゆる手段を盡して衰微せんとする産業の建直しを行ひ、或は他の産業への轉換を促進し、これによつて一日も早く寄生的狀態を離脱せしめねばならぬ。例へば十九世紀の末にアメリカの大原野が開墾せられ、その安き農産物が歐洲へ盛に輸入されたときに、歐洲大陸諸國が農産物關稅を以つてその侵入を緩和すると共に、協同組合組織の活用、作物の選擇、農業技術の改善その他の政策によつて自國農業の建直しを行つた如きはその一例である。現在の英國における失業救済も亦此の如き方針に則らねばならぬであらう。而して維持關稅の採用はすべて國勢轉換の時機に際して必ず起つて來るのであるから（我國の農業も亦その一例ではないか）ひとりイギリスのみの特殊問題として看做すべきものではない。

アメリカの高貨銀政策

アメリカの一九三〇年の新關稅は現時の世界恐慌が発生する以前にも計畫されたものであつて、特に已むを得ざる事情があつたわけでない。むしろ同國傳統の保護思想の下に農業に對しては不況救済を與へ、工業に對しては當時の

繁榮を繼續せしめんとしたものである。而してその兩者を通じて同國保護論者の強く主張したる意見は所謂高賃銀の維持である。抑々アメリカの保護關稅は十九世紀の終頃まで幼稚産業保護論を以つて一貫して來たが、その以後においては幼稚ならざる産業に對しても保護を加ふるの必要ありとし、その論據として高賃銀の維持を標榜することになつてゐる。この説はアメリカの有力なる政治家、實業家によつて支持されてゐるが、その理論上の根據は甚だ薄弱であつて、同國學者にして之を辯護するものは殆ど絶無である。關稅問題の權威たるタウンシグ教授 (Tausig, *Some Aspects of Tariff Question, 1931.*) のこれに關する意見をみるに、元來米國の賃銀が一般的にヨーロッパに比して高いことは明らかなる事實である。それは兩者の貨幣賃銀の差が非常に大であるのみならず、之を實質賃銀に直してみても相當の差額がある。即ちアメリカの物價の高きことを考慮しても尙勞働者の所得は英、佛、獨等に比し餘程高い。然し賃銀の高きはアメリカの天然資源の豊富なるがため、又は經營法の卓越せるがため、又は個々の勞働者の能率が高いことに原因してゐるのであるから、高賃銀は米國人の利益であつて決してハンディキャップとなるものではない。現にこの高賃銀を拂つてゐながら以前には農産物が歐洲市場を侵略し、又近時は標準化されたる大量生産の機械類や自動車などが同じく世界各國に輸出されてゐる。これ等は米國の國情に最も適當したる産物であつて、英國古典學派の所謂比較的生産費の最も低きものである。然るに米國がこれ等の優秀なる産業を有するが故に一般賃銀の水準が高くなつて居り、そのために右以外の或種の産業は高賃銀の負擔を課せられた如く見えるのである。例へば煉瓦の如き重量の大なる品物は外國から輸入することが出来ないから、假令その勞働の能率他國と同様なる場合においても勞働者の賃銀が高くなつてゐる。その他建築業の如き、個々の消費者の要求を充たすため、その土地において提供されねばならぬ所の勞働については、すべて同じ事情がある。(アメリカのホテルに泊つた日本の旅行者が理髮料の高いことゝ、給仕人のチップの高いこと等に驚くのもその一例である。これ等は英國で *sheltered industries* と稱せられるものである)。

而してアメリカには久しく保護政策が實行されてゐるために、本來この國に適當せざる幾多の産業が成立してゐるが、これ等のものにとつても亦高貨銀は一つの負擔となる。而もこの場合には前記の煉瓦製造や建築業と異り、外國の競争を受ける可能性があるから、不景氣の際には特に高貨銀の負擔を感ずるのである。だから關稅によつて高貨銀が維持されるのはこれ等の保護されたる産業だけのことであつて、本來一般的なる高貨銀の維持とは全く關係がない。曾て小麥の耕作は少しも保護を受けてゐなかつたに拘らず高い貨銀を拂つてゐた。現在の自動車工業も同じ事情の下にある。だから高貨銀維持のために關稅をかけろと主張するのは首尾轉倒であり、全く不合理である。

報復及び互惠

關稅流行の時代において、報復の頻繁に行はるゝことは勿論である。米國が一九三〇年の新關稅を實施せんとするに當り多數の國々から抗議を受けたが、その實施の後に至つてはカナダがその畜産品に對する課稅に對抗して直ちに報復關稅を課したる外、歐洲諸國にても種々の名義の下にアメリカ品に課稅し、又アメリカの石油、自動車に對する排斥運動が行はれた。アメリカの輸出工業は今日でもこれ等の報復手段に苦しめられてゐることは事實である。この外報復關稅の事實は歐洲の小國間には數多く行はれてゐるのである。然し報復の目的を有するところの關稅は必ずしもそのことを公然標榜するものではない。むしろ種々の關係により保護關稅を要求するものがある場合、國民的敵愾心が手傳つてその要求を實現せしめる結果が報復となるのは多く見るところの事例である。經濟上からみれば報復は、それ自らとしては自國の利益になるものではない。報復の結果外國がその態度を改めて、自國の輸出に對する障礙を取除くやうになつたときに、その經濟上の效力が始めて現はれるのである。若し報復に對し更に外國が報復を企てるやうになれば、それは所謂關稅戰であつて、關係國雙方とも非常なる損害を受けねばならぬ。報復手段が自國に

とつて利益ならざる理由を説明すれば、例へば日本がインドの銃鐵に課税したからといつて、インドが報復的に日本の木綿製品に課税しても、これによつてインドの製鐵業者が受けたところの損失を恢復し得るものではない。却つてインドにおける綿製品の價格が高くなるだけ製鐵業の従業者にとつては不利益である。この道理は關稅以外の報復手段についてみて同じことである。支那の日貨排斥はその目的は政治的であり、その手段は關稅と關係なき暴行的宣傳であるけれども、結果においては單に日本の輸出工業を傷つけるばかりでなく、自國の消費者に對して非常なる不便と負擔とを課するものである。すべて報復とか威嚇とかいふことは國と國との關係を戰爭として見るものであるから、假令これによつて自國が損害を受けても敵國に對しそれより以上の損害を與へることが出来れば目的を達したとするのであらう。けれどもこれによつて自國民が何等かの損害を受けるといふ經濟上の事實は之を如何ともすることが出来ないのである。

前記の外交的關係に關して最も興味ある事實は英國が新關稅を設置するに當り、この關稅を利用して外國に對し關稅協定の途を開かんとしてゐることである。英國は歐米諸國にとり頗る重要な輸出市場たることは申すまでもないから、この市場を閉鎖されたことにより損失を蒙るところの外國産業は甚だ多い。然るに從來英國が外國の關稅引下を屢々要求したるに拘らずいつも拒絶された所以は、自由貿易政策をとつてゐた爲めに、その交渉の武器を有しなかつたからであるとなし、今回の新關稅を基礎として外國に對し互惠的引下の交渉をなすならば、その目的を達し得ると主張するもの多く、英國政府は本年三月の基礎關稅制定に當り明らかにその意圖を發表してゐるのである。そこでこの新關稅が交渉關稅として役に立つか、又は反對に外國の報復を挑發するやうになるかは、今後の世界經濟の進展に對し頗る重大なる影響を及ぼすであらう。若し英國が從來通り外國關稅の引下に熱心であり、そのために惜しむところなく新關稅の引下をなすの方針に出で、之に對して米國が同様の態度をとることになれば、現今の關稅濫設の形

勢を一轉せしむる希望が生ずるわけである。

關稅制度

次に關稅の方法即ち關稅制度について近年の傾向を述べる必要がある。この點について最も注目すべき事實は、關稅の制定に關し從來の如く議會の議決にのみよることを得ずして、他の機關の活動を益々多く必要とするに至つたことである。これについては世界經濟の狀況が頻繁且つ急激に變動するから、議會の如き大機關の緩慢なる行動を以つてしては、緊急の必要に應ずることが出来ないといふのが一つの理由となつてゐる。又本來關稅制定の如き専門的知識を必要とする事項に關しては議會の討議を以つて之を決定すべきものでない。寧ろ特殊の専門機關にその權限の一部を委すべきであるとする主張が漸次實現されつゝあるやうに見える。これは議會政治の一般的缺陷に對する認識の一つの現はれであつて、一般政治界における近時の傾向と關聯するものであらう。なほ各國の關稅戰が英國の新關稅によつて最後の大詰に達したとすれば、今後轉換の途は互惠協定によることとなるから、こゝにも議會の議決に代つて外交上の條約締結が關稅を決定することとなるのである。そこで議會の議決若しくは外交上の交渉によつて關稅の制定される以前に、その調査立案に従事すべき専門の有力機關即ち關稅審議會若しくは他の經濟問題をも取扱ふところの經濟參謀本部の如き制度が必要となるわけである。英國において新稅を設置するに當り、僅か三人の委員から成るところの關稅諮問委員會をして殆ど決定的立案をなさしむることとなつたのは非常時における極端なる一例であるが今後この種の特殊機關を設くべしとの要求は必ず起らねばならないのである。併しながら元來保護關稅といふものはこれを課すること比較的容易であつて、これを廢することの極めて困難なるものであるから、その改廢の權能を與へらるゝ所の機關は最も嚴正且獨立のものでなければならぬ。その組織構成は充分慎重にせねばならぬ。

經濟上の變動頻繁なるがために關稅の制度を行政處分に委せねばならぬ場合は、既に述べたところの外國の貨幣價值暴落に對する關稅、不當廉賣防止關稅、本章中後に述べんとする所の輸入免許に關する緊急手段等の場合であつて、それについては一々特殊の調査決定機關を設けるのであるが、なほ一般的に關稅定率を臨機に増減し得る制度としてアメリカの伸縮關稅法といふのがある。この制度は我國においても之に倣はんとする意見が有力であるから、ここに要點を述べることとする。

アメリカでは一九二二年の關稅法に伸縮關稅 (Flexible tariff) の規定を設けてある (附錄八參照)。これによれば關稅委員會 (Tariff Commission) を常設機關となし、この機關は大統領又は議會の要求により、若しくは委員會自らの發案により、若しくは利害關係者の申請を委員會が適當と認めた場合において、現行關稅の増減變更について調査し、必要ありと認めるときはその稅目、稅率及び評價の基礎を改正すべき立案をなして之を大統領に報告し、大統領は直ちにこれを公布する權能を與へられてゐる。稅率の増減は現行稅率の五〇%以内引上げ又は引下げを許されてゐる。而して委員會の組織は六人の委員があつて、その中三人以上同一政黨に屬するものであつてはならない。委員の任期は政府の更迭に關係なく六ヶ年と定められ、専心その仕事に従事するやう高給を與へられてゐる。又多くの専門家を吏員としてその部下に屬せしめてある。

此の如き委員會は事情に通じ、且つ比較的公平なる判斷をなし得るものと認められ、又關稅制度の圓滑なる運用に適すと認められるがため、我國においても之を設くべしとの論が實業界の有力者によつて主張せられ、屢々實際問題となるのであるが、アメリカの制度を採用するについては、これ等の議論の中に尙取り殘されたる一點がある。それはアメリカの委員會は凡ゆる場合について關稅伸縮の權限を與へられたるものではなくして、たゞ内國商品の生産費と外國商品のそれとを調査し、關稅がその兩者の差額を補ふに足るか否かを發見するものである。アメリカではすべ

ての關稅率を定むるに當り、内外生産費の差額を償はしめるといふ原則を立てるから、若し現行稅率が右の程度に達しない場合にはそれを引上げ、又反對に現行稅率が右の程度を越えてゐる場合にはこれを引下げることが本來の稅率決定の趣意に適ふことになる。それ故にこの原則を徹底せしめることを目的として前記委員會の權限を定めたものである。日本經濟聯盟會の意見書（昭和六年十二月）に「内外價格の變動により緊急の措置を必要とするときは、政府は關稅審議會の議を経て有稅品の稅率を十割以内増減するを得」といふが如き廣汎なる權限を委員會に與へたものでは決してない。我國の伸縮關稅論者がかゝる廣汎なる權限を行政機關に與へることを提唱するについては、その審議機關の組織に關し米國の委員會以上に慎重なる態度を取るべき道理であるのに、却つてこの點を甚だ簡單に考へてゐるのは吾人の服し難きところである。現在保護關稅に依頼する大工業の種類多き我國において、實業界の代表者に伸縮關稅の權限を與ふることゝもならば消費者の利益は到底守ることが出来ないであらう。

輸出入の禁止及び制限に關する制度

次に關稅以外の保護制度、即ち輸出入の禁止及び制限に關する手段が頻繁に採用されることになつたのも亦恐慌時の一現象と見なければならぬ。輸出入の禁止及び制限は大戦直後の混亂時代において多く行はれたところであるが、その後經濟界の稍々安定した時期に至つてこの障礙を撤廢すべしとの意見が有力になり、一九二七年國際聯盟において「輸出入の禁止及び制限の撤廢に關する國際條約」（附錄五參照）なるものが成立したのであるが、更に恐慌の再来に遭遇してから種々の名目の下にこの種の非常手段が流行するやうになつたのである。

右國際條約はその條項中に列擧せられたる例外を別としては一切の禁止及び制限を撤廢し、且つ將來においてかゝる禁止及び制限を課せざることを約束したものである。その例外には一般の例外と特別の例外とある。一般の例外は

道徳上、衛生上並に公安に關する禁止及び制限と、國家の獨占事業に關係するものを含み、特別の例外は現に各國において實行せられ、而も事實上又は法律上直ちに撤回すること困難なる事項について、その國限りの留保を許したものである。例へば歐洲大陸諸國における厝鐵、イギリス及び日本における合成染料、日本における米穀の如き場合である。然るにこの條約には右の外非常且つ變則の場合において國家の重大なる利益を保護するため、禁止又は制限の措置をとることが許されてゐるのは、一つの抜穴ではなかつたかと思ふ。何れにしても最近右條約の原則に反する如き輸入許可制度の採用されたものが少くない。一九三一年窒素肥料の國際カルテルが決裂したときに、フランス、ベルギー、ドイツがこの商品の許可制度を實施し、引續いて日本が之に倣つたのである。我國の場合には農林、商工兩省の省令を以つて硫酸アンモニア輸出入許可規則（昭和六年十二月八日）なるものを公布し、硫酸製造業者をしてその製造額を届出でしめ、且つ硫安の輸入又は輸出をなす場合には政府の許可を要すとしたものである（附録六參照）。而してこの規則を實施するについて、特に製造會社の代表者と農業利益の代表者とを加へたる委員會を設け、兩者の主張を調和することになつてゐる（關稅と同一の作用を有する所の輸入制限を簡單に一片の省令により決定することは憲法上不當といへないにしても決して穩當ではないと思はれる）。

こゝに一言論及を要するは國家の獨占事業即ち專賣制度の外國貿易に對する關係である。前記の輸出入禁止及び制限撤廢條約においては國家の獨占事業に關して例外規定を設けてあるが、これは專賣事業の範圍が廣くなつてゐない所の現在の事情に即して立てた規定と思はれる。然るに將來計畫經濟の思想が實際に具體化され、專賣事業が多くなれば、それは國際貿易の性質を著しく變化させることになるだらう。現にロシアの如きは輸出入が全然國家機關の獨占となつてゐるから、輸出入の制限も禁止もこの機關の運用次第である。關稅は有つても無くても高くても低くても殆ど同じことになる。現在多くの國では國家が或商品の生産販賣を獨占する場合は極めて少く、而してそれは大抵

財政上の収入を目的とし、消費税の代りに設けられるのである。即ち我國及び諸外國の煙草專賣の如きがそれである。けれどもこの專賣制度を一轉して産業保護の目的に使用することは勿論可能である。例へば我國で煙草は現に三十五割五分の關稅を賦課されて居るが、政府は内國產の煙草を販賣する場合にも大體同額の利益を課するから關稅は單に補償的作用をなすに止まる。然るに外國產の品を特に高く販賣する方針をとれば、價格の關係上自然需要は内國產に向ひ、これを極端に行へば全く外國產を排斥して國產自給を實現することも出来るわけである。現に我國の鹽の專賣は專賣制度により産業保護の目的を達するところの稀有な一例をなしてゐる。蓋し鹽の專賣も最初は日露戰爭に關する財政計畫の一部として収入のために設けられたのであるが、その後鹽の生産費は漸次に高くなり、而も鹽は生活必需品であつて政府がこれを高く賣ることは社會政策の趣意に反するが故に、大戰頃から収入の目的を全然放棄し、現在では少しも專賣利益を生ぜざることになつてゐる。併しながらそれにも拘らず日本の鹽價は國際市場の價格よりも遙かに高い。それは我國の溫度及び雨量が鹽を安く生産するに適しないからである。此の如く專賣機關が殊更外國の安き鹽をとらずして國產の高き鹽を賣つてゐるのは、即ち關稅によつて保護を行ふ場合と同じく、消費者の負擔において國產自給の目的を達してゐるのである。語をかへていへば鹽の專賣は財政手段から變質して産業保護の一制度となつてしまつたのである（此の如く鹽の自給方針をとる理由は國防上の必要にあると説明されてゐるが、それについては戰時に鹽を自給するが如きは技術上必ずしも困難でないから、そのために平常から不生産的な内國製鹽業を維持するには及ばないといふ反對論がある）。

第四章 所謂ブロック組織

將來の世界經濟組織に關して頗る重要な基調を與ふべしと考へらるゝ所の一つの運動は、所謂ブロックの建設である。各國は國際貿易及び國際金融の極めて不安定なる時代において世界の自用通商に依存するの危険なるを感じ、或ものは國內的自給自給の産業組織を打立てんと試みたが、現代産業の性質は最早此の如き狭小なる經濟區域の存在を否定するが故に、現在廣大なる領土を有するものはその領土内の多種多様な資源を開發して、世界經濟と國民經濟との中間的經濟區域を作り、そこに世界經濟の變動を感じないやうな幾分封鎖的な經濟組織を現出せしめんとするやうになつた。即ちアメリカ及びロシアは現在の國民經濟を基礎としてその計畫を立てる外に、イギリスは英帝國の統一を企て、歐洲大陸諸國は所謂歐洲經濟聯盟に向つて希望を寄せるやうになつた。一部の論客の主張によれば、これが世界の四大ブロックとなつて、各々自給自給を基調として相對立するやうになる。さすればその何れのブロックにも屬せざる諸國は、又相當の聯絡を保つて一ブロックを作るか、然らずんば他のブロックの間に挾まれて非常なる苦境に陥るといふのである。現在の恐慌時代において絶對自由貿易に依存し來つた英國が非常なる損害を蒙り、又歐洲の諸小國が同じく窮地に陥り、相共にアメリカ四十八州の繁榮を羨むに至つた事實を見れば、此の如き見解の生ずるは大いに理由あることとせねばならぬ。けれどもその未成のブロックが果して近き將來に成立の可能性を有するや否や、又それが成立した場合において如何なる程度に自給自足をなし得るかは残されたる一つの問題である。依つてこゝに所謂四大ブロックについて個別的に觀察して見る。まづ既成のブロックたるアメリカ及びロシアから始める。

ソヴィエット・ロシア及びアメリカ

ソヴィエット・ロシアは現在最も封鎖的なブロックであるといはねばならぬ。歐洲大戰以前にもロシアは極端なる保護主義を採つてゐたが、それでも小麥や石油の輸出國として、又各種工業品の輸入國として世界の貿易上に相當

の地位を占め輸出入合計二十九億ルーブルに達してゐた。然るに革命と共に殆ど銷國状態になつてしまつた。ロシア貿易の喪失により英獨等の失ふ所は莫大であつた。我國では戦前日露貿易が發達してゐなかつたから左までの影響を受けなかつたけれども、もし革命がなかつたとしたら今日ロシアが日本の綿布その他の工業品の重要販路となつてゐることは想像し得る所である。近年ロシアの貿易は漸次に恢復し昭和五年輸出入各十億ルーブルに上ることゝなつた。けれどもソヴィエツト政府の方針は全く自給的計畫經濟に基いてゐるから、その貿易は國內經濟の計畫に必要な限りにおいてこれを行ふものであつて、資本主義國の貿易とは同じくない。例へば政府が在外資金の必要を認むるときは一時の損益に拘らず輸出をなし、それが外國から見れば無計算なるダンピングと看做される場合も少くない。最近二年間この理由によつてロシアより來る品物に對して特別の關稅を課し、又はその輸入禁止を行つた國は二、三に止らざる状態である。即ち現在のロシアは貿易の相手國として頼り難きものとされてゐるのである。もしロシア以外の大ブロックが皆同様の經濟政策を取るやうになれば世界の貿易は極度の不安に陥り世界經濟の機構は全滅せざるを得ないだらう。

併しながらロシアが現在の如き鎖國的政策を取つてゐるのは半ばは自己の社會主義的統制の必要に基き、半ばは外國との國交斷絶に原因するものである。故に五箇年計畫に次ぐに更に五箇年計畫を以つてし、國內資源の開發が次第に完成して來たならば、ロシアと雖も繼續的なる外國貿易の必要を感じ、却つて現今の資本主義諸國が行ふ以上に規律ある國際分業の方法を案出するかも知れない。理論上社會主義國が無統制なる外國貿易を營むことは不可能だけれども、計畫的なる外國貿易を否定すべき道理はないのである。故に現在のロシアが鎖國的であつても、今後鎖國的状态を繼續し、永久に資本主義の世界から孤立するとは思はれない。

次にアメリカを見るに、これも世界有數の保護國であつて、自國に生産し得る限り何品でも自給策を採る。又その

廣大なる領土と豊富なる資源は甚だしき不便なしに自給の目的を達せしめるに充分である。アメリカは現に世界第一の巨額の貿易をなすが、これを同國の全生産高に比すれば僅かに六分又は七分を輸出するに過ぎない。アメリカの輸入は主として生絲・砂糖・生ゴム・コーヒーの如き外國特産品に限られ、それ以外は農工産物共に萎縮してゐる。最近には一九三〇年の新關稅が外國品の輸入に對し更に新しき打撃を加へたのである。

併しながらアメリカは今後益々關稅障壁を高めて排外鎖國に傾くべきや否や。大戰前のアメリカは債務國であつたから商品の輸出超過を必要としたのである。大戰後は債權國となつたからその輸入超過を容認しなければならぬ。大戰直後より最近の恐慌に至るまで輸出超過を繼續しつゝ、尙且繁榮を誇ることが出来たのは莫大なる海外投資が同時に行はれたからであつた。新投資を無限に擴張することが出来ない限り商品の輸入は當然増さねばならぬ。従つてアメリカと雖も決して世界經濟から孤立して獨り安定を保つことは不可能である。今向の大統領改選を機として同國の政策が關稅引下に轉ずるかは問題であるが、それが益々自給的ブロックの方向に進むべしとは考へられない。かくの如く既成のブロックは今後益々鎖國になると斷定すべき理由をもたないが、未成のブロックは何うであるか。世界經濟の混亂時代において、久しく絶對自由貿易に依頼し來たつた所の英國は最早その傳統政策の維持されなことを悟つて自ら保護政策に轉ずると共に帝國諸領土のブロックの建設に取りかゝり、又歐洲大陸の二十餘國は關稅障壁のため自繩自縛の窮地に陥つた結果、相互の聯盟を要求するやうになつた。

英帝國特惠關稅

現今英國の輿論は大體において本國の保護政策と帝國特惠關稅に向けられてゐるのであるが、併しながらその反對論もなかなか有力である。サー・ウィリアム・ベヴェリッジを中心とする一團の學者は新關稅法設置に先立つて自由

貿易擁護のために一書を公けにしたが (Tariffs : The Case Examined by a Committee of Economists under the Chairmanship of Sir William Beveridge) その中帝國特惠關稅の可能性についての一章は頗る聴くべきものであるから、その大要を紹介してみる。

英國は國際貿易の行はるゝ世界に適すべく構成せられて居り、それが行はれないやうな世界に繁榮することは困難である。近時他國の工業的發展並に經濟的國民主義の勃興した爲めに、英國の地位が脅やかさるゝに至つたことは事實であるが、併しながら特惠關稅によつて帝國を一つの緊密なる經濟單位に作り上げるには、非常なる障礙の存することを知らねばならぬ。それは第一に本國の諸外國に對する貿易上の利益と衝突し、第二に本國の食料及び原料供給の利益と衝突し、第三に自治領の工業的發展と衝突する。

第一に現在の英國の輸出入の方向を調べてみれば帝國以外の諸國殊に南米、スカンデナヴィア、デンマーク等と密接なる關係あり、ドイツの如き工業上の競争者とも莫大なる貿易をなしつゝある。従つてこれ等の利益を無視して獨り帝國内の諸國と取引することは一大冒險といはねばならぬ。

第二に英國は食物に課税せざることを以つて多年の國策となし、英國人は穀物税に對して深き反感を持つてゐる。穀物税は實際所得税の免稅點以下にある家族に負擔を課するものであつて、確に惡税といはねばならぬ。然るに英國が帝國諸領土に對して工業品輸出の特惠を求むるならば、諸領土に對して農産物の特惠を與へねばならぬことは當然である。その特惠を與へるとすれば、形式の如何に拘らず、國內の穀價は騰貴するであらう。英國がその食物を外國から買つても植民地から買つても價格に變りはないといふものがあるけれども、抑々特惠は何のために與へるかといへば、植民地の穀物に對して高き價格を保證するがためである。その保證がなければ特惠は用をなさない。而も事實において假令特惠が與へられてもそれが植民地を利するや否やは一つの疑問である。蓋し英帝國は

(第四表)

英帝國の貿易狀況 (割合%)

		1913年	1927年
		%	%
1 英本國の貿易			
輸入	英帝國領土より	20.5	37.2
	英帝國領土外より	79.5	62.8
輸出	英帝國領土へ	27.0	46.1
	英帝國領土外へ	73.0	53.9
2 英國領土の貿易			
輸入	英本國より	44.2	36.1
	英帝國內他地方より	11.5	13.2
	英帝國以外より	44.3	50.8
輸出	英本國へ	41.2	36.8
	英帝國內他地方へ	10.6	10.7
	英帝國以外へ	48.2	52.5

英本國の食料及原料品輸入表

(1924—9年平均, 單位百萬磅)

品 別	英領土より		外國より		合 計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
		%		%		%
商 品 輸 入 總 額	380	30	866	70	1,246	100
穀物・澱粉其他	45	42	63	58	108	100
肉 類	26	23	85	77	111	100
バター・チーズ・卵	37	44	48	56	85	100
果 物	9	24	29	76	38	100
砂糖・茶・煙草	44	51	42	49	86	100
織 維 原 料	73	42	101	58	174	100
木材及木材製品	6	9	58	91	64	100

全體として小麥を輸出すべき地位にある。本國はカナダ及び濠洲から小麥を輸入するが、カナダ及び濠洲は本國及び帝國內の全需要を充たしても尙外國に向つて輸出すべき残りを持つてゐる。假令彼等はクォーターの制度により英國の市場を保證されても尙中立市場においては、英國市場から排斥される所のアルゼンチン、アメリカその他と競争しなければならぬ。従つて特惠の結果英本國において價格が高くならうとしても、それ以外の市場における競争

(第五表)

自治領及び印度の工業製品輸入

(1924—9年平均, 單位百萬磅)

領土別及品別	英本國より		其他英領土より		外國より		合計		
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	
英領土別	カナダ	36	17%	11	5%	169	78%	216	100%
	オーストラリア	64	43	19	13	66	44	149	100
	ニュージーランド	23	48	11	23	14	29	48	100
	南阿聯邦	34	49	10	14	26	37	70	100
	アイルランド自由國	49	79	2	3	11	18	62	100
	ニューファウンドランド	1	17	3	50	2	33	6	100
イ	92	49	14	7	82	44	188	100	
商 品 別	鐵及鋼半製品	19	59	—	—	14	42	33	100
	農業用具及電氣器具	31	46	1	2	35	52	67	100
	自動車類及其部分品	8	17	5	11	33	72	46	100
	其他金屬及金屬製品	25	45	2	3	29	52	56	100
	綿織物	51	80	—	—	13	20	64	100
	其他纖維工業製品及衣服類	56	54	9	9	39	37	104	100

のために賣り崩されて、國際價格の水準まで落ちることになるだらう。この作用を阻止して本國における價格を高めるには、カナダ及び濠洲の生産者が強固なる獨占的團結を築き上げ、本國に對してだけ高く賣るやうにせねばならぬのである。

第三に帝國の自治領は曾て純然たる農業國であつたけれども最近二十年間に強度の保護政策をとつて、その工業を奨励し、これ等諸國において工業はすでに既存の利益となつてゐるから、英國工業に對して特惠を與へるにしてもその品目は彼等がまだ自給し得ざるところの工業品に限られるであらう。現に如何なる特惠論者も英帝國がアメリカの如き完全なる國內自由貿易を行ふとは考へ

てゐない。所謂帝國自由貿易論は諸自治領の絶對に排斥する所である。而して今後彼等が新工業を興すに従つて又新しき關稅の必要を感ずるであらうから、現に與へらるゝ所の販路といへども決して安定なることを得ない。凡そ植民地が本國に對し特惠を與へる方法に二つある。一つは現在の關稅を引上げずして本國にのみ安くすること、一つは本國に對し現在の稅率を用ひ、外國には更に高き關稅を設けることである。その前者が實現されば本國は植民地の工業に對抗し得るけれども、後者が實現されるとすれば販路擴張の利益を收め得べき機會は甚しく少いであらう。然るに植民地の當局者は現に後者を主張してゐるのである。

英本國の側においてなし得る帝國特惠は二つの大なる例外を認めなければならぬであらう。その一つは帝國全體として多大の輸出をなす商品、その二は帝國内の供給がその需要の一部分に過ぎざるものである。前に述べた小麦は第一の部類に屬するが、この外濠洲及び南阿の羊毛、インドの黃麻及び落花生等がこれに屬する。南阿の金は問題でない。この部類の商品は濠洲及び南阿からの輸出の三分の二、カナダの輸出の三分の一、ニュージーランドの輸出の四分の一、インドの輸出の七分の一を占めてゐるからこれを除外すれば特惠の範圍は甚だしく狭められるわけである。

次に第二の部類に屬するものは何故に特惠から除外されるべきかといふに、本國消費者の負擔を高めるに拘らず、植民地の受くる利益が餘りに少いといふことである。この部類に屬する品物はインドの棉花、南阿の玉蜀黍である。インドは假令特惠を與へられてもその棉花の大部分を英國に賣ることは技術上出来ない。而もその特惠を目的としてインド以外の棉花に輸入稅を課したならばその結果英國綿工業の受くる負擔は莫大であるから、かゝる企ては固より問題になるまい。

右二種類のの外にも尙除外すべきものがある。例へば牛肉は現在アルゼンチン、濠洲から來るが、距離の關係上濠

洲肉は冷凍である、アルゼンチン産は、簡單なる冷蔵法を用ひることが出来る。そこでその冷蔵肉を排斥したら何うかといふに、アルゼンチンが冷凍法を用ひてこれに對抗することは固より容易である（この場合にはイギリス人は味の悪い冷凍肉のみを用ひなければならぬ）。又カナダは大量の木材を合衆國へ輸出し、本國は大量の木材を北歐から輸入する。けれどもカナダの木材を遠路本國に向はしむることは勿論大いなる運賃の負擔を要する。

此の如く考へ來れば特惠により自治領に利益を與へ得るものはカナダの鮭罐、濠洲及ニュージールランドの羊肉、バター、インド及びセイロンの茶等に限られることとなる。

然るに英國政府の見解は前記自由貿易論者のそれと正反對であつて本年八月のオッタワ會議は斷然特惠關稅制度の礎石を置くこととなつた（そのために今まで協力内閣の閣員であつた所の二三の自由主義の大臣は辭職したのである）。而してこの會議において成立した所の協定が本國及び各自治領の議會を通過して法律となるべきことは殆ど疑ない。そこで協定成立の結果英帝國が何程自給自足の状態に向つて歩を進め得るか、帝國外の諸國の貿易が何程の打撃を受くるか。これが今後の重大なる問題となることは申すまでもないが、何分にも協定の内容は十月に至つて始めて公表されたばかりであるからまだ充分の研究をなす暇がない。こゝには現在（十一月二十日）までに到着したる資料により知り得たることを記すのである。

帝國會議の當事者は帝國各部と帝國外の諸外國との經濟關係の重要なことを自覺し、最初から急激なる變化を要望しなかつた。現に會議の劈頭において本國代表は現在の不況の恢復は英帝國限りにて實現し得ざることを力説し、帝國は諸外國の繁榮なくして獨り自らの繁榮を期し得ざるものであるから、特惠を行ふために關稅引上を行ふことは望ましくない、成るべく相互の引下によつて特惠の目的を達すべきだと主張した。また會議中に發表された聲明書に、帝國各部は「各部の間に現存する貿易障礙を軽減する所の協定によつて帝國内に通商を圓滑ならしめ得べきこと

並にこれによつて生ずべき各部人民の購買力の増大によつて世界の貿易もまた刺戟され得べきこと」を信ずると記されてゐる。これ等は帝國特惠に對し外國の反感を起さしめぬための用意でもあらうが、また實際において帝國が世界經濟から孤立し得ざることを承認した所の言である。従つて實現せんとする協定は一舉に貿易の方向を帝國内部に集中せんとする如きものでなく、積極的帝國論者から見れば甚だ不充分とせらるゝ程度に止まつた。現に會議の後に帝國外の諸國が忽ち大打撃を受くることを豫想し、直ちに報復手段を取るやうな模様も見えないのである。併しながら特惠關稅の範圍及び程度が従前に比して非常に擴張されたことはいふまでもない。従つてその結果が外國に取つて有利なるべき筈はないのである。

協定は本國と濠洲、カナダ、インド、ニューファウンドランド、ニュージーランド、南アフリカ、南ローデシアの七領土との間に別々に取結ばれ、各自の條項に差異があるけれども、その要領は次の如くである（詳しくは *The Economist*, Oct. 22, 1932 の *Ottawa Supplement* を参照のこと）。

まづ本國の側では各領土に對し次の如き特惠を與へる。

一、本年四月實施されたる一割乃至三割三分の新關稅は外國からの輸入品に對してのみ適用し、帝國內の産物は従前通り無稅となつてゐるが、この暫行的規定を確定のものとして繼續する。

二、現行法の下に外國よりの輸入を無稅又は低稅としたるもの二十五品に對し新たに課稅又は増稅することゝし、而かも帝國內産物に對しては現在のみとする。この新課稅品中に小麥を初めとしてバター、チーズ、鳥卵、粗銅がある。

三、列擧されたる三十一種の品物に對する一割の基礎關稅は向ふ五年間自治領政府の承認を経ざる限り撤去しない。

四、肉類は現行關稅法に無稅となつてゐるが、新稅を課する代りに、割當制度を以つて外國よりの輸入を制限する。

前記の小麥の稅は一クォーターに付二志（從價一割二分位）の低率ではあるが、兎に角多年の傳統を破つたものとして注目されてゐる。但しこの場合には特に條件を付し「自治領産の小麥は本國市場において消費者の需要に應ずるだけの分量を世界の市價にて供給せざるときは本國政府は外國産に對する關稅を撤廢すべきこと」を明言してある。即ち外國品に對する二志の課稅はそれだけ本國內の相場を高くするためでなくして、單に自治領に對し販路を安定せしめるだけの目的を果せばよいとするのであらう。既述の如く帝國内の小麥産額はその消費高を超過してゐる現狀において、右の如き關稅により本國市場における相場を吊上げることが不可能である。それは米國の小麥關稅が同國內の市價を保護し得なかつたのと同じである。而してカナダの小麥生産者はアメリカの同業者の轍をふんで關稅の保護を要求することなく、却つてカナダの工業品關稅の引下を主張したといふことである。併しながら自治領の生産者が獨占的ブールを作れば關稅を利用して本國市價を吊上ぐることも出来るわけだから、彼等が今後如何なる態度に出づるかは頗る興味ある問題であらう。

肉類の割當について外國産に對する割當率を固定せしめることなく、今は一九三三年一月から三四年六月までの各四半期における輸入高の最高限を規定したのみである。而して冷凍牛肉に對する率は遞減されてゐるが、冷蔵牛肉に對する率は百分としてある。従つてアルゼンチン産の牛肉は少くともこの期間内は少しも制限を受けないこととなる。この間に英國とアルゼンチンとの間に互惠的協定の成立を豫期するのではないかと思はれる。

次に自治領の側で約束したことは大要左の通りである。

一、各領土は何れも多數の品物につき本國品に對して特惠稅率を適用する。カナダの場合にはその品目は二百十五

種の多きに達してゐる。特惠の方法は外國に對し現行稅率を引上げるもの、本國に對し現行稅率を引下げるもの、兩者を並行せしむるものゝ三つある。本國代表は會議の劈頭において、引下による特惠を原則的に主張したけれども必ずしもその通りには行かなかつた。即ち自治領における工業保護の要求はなか／＼有力なのである。

二、自治領特にカナダ及び濠洲は右の協定の内容を實現するため關稅改正に取かゝらねばならないが、その方針として左の諸件を約束する。

(イ) 今後保護關稅は充分成功の見込ある産業にのみ與ふること

(ロ) 保護關稅の率は本國生産者に對し相當に競争の機會を與ふる程度とすること

(ハ) 關稅を制定するには自國の専門家を以つて組織する關稅調查會の意見を尊重し議會においては調査會の査定したる以上の高率を課せざること

(ニ) 關稅調查會において自國生産者のみならず本國生産者の意見をも聽取すること

由來英帝國の自治領は世界各國中最も勇敢に關稅障壁を高くした部類に屬し、本國の輸出貿易は外國の關稅以上に自治領の關稅によつて打撃を受けた事實があるから、右の如き條項を約束せしめることは頗る有意義といはねばならぬ。特に關稅調查會が本國生産者の意見を聽取することは適當なる保護を抑制する手段として有效なる作用をなすであらう。此の如くにして自治領の關稅が引下の方向に進むものとすれば、オッタワ會議の聲明書にあるやうに「購買力の増進によつて」——本國に對する特惠の存在するに拘らず——他國の貿易をも利益する望なしとはいへない。

併しながら自治領と本國とが相互に特惠を與ふる限り、その直接の結果は外國に取つて不利でなければならぬ。而してそのため最も多くの打撃を蒙るものは恐らくカナダを好顧客（輸出總額中カナダは一八%）とする所のアメリカ合衆國であらう。合衆國商務省はオッタワ協定により同國の輸出は七千五百萬弗の減少を見るだらうと豫想してゐる。

そこでアメリカが更にカナダに對して報復するか、又は新大統領の政綱の下に互惠的協定をなすかは近き將來の問題である。

英本國に對し農産物を輸出する所のデンマーク、オランダ、アルゼンチン等は當然オッタワ協定によつて打撃を受けるのであるが、それについて右の諸國は報復をなすことなく英國との互惠的協定を希望する模様である（この事は既に英國議會において發表された）。その場合にオッタワ協定の結果、英國が自治領に對し五年間一割關稅の保證を與へた所の品物に關しては、外國に向つて引下協定をなし得ざることとなる故に、一部の論者例へばロンドン・エコノミストの如きはこの五年の保證を以つて本國に取り甚だ不利なる條件だとしてゐる。けれども事實本國は右の保證の範圍外において外國と協定の餘地をもつてゐる。一方からいへばそれだけオッタワ協定は帝國ブロックとして不完全なのである。

我日本としてはインドの販路に特別の利害關係を有するのであるが、インドは今回の協定により多數の商品につき一割の特惠を本國に與へることとなり、その内には綿製品及び人絹製品が含まるべき豫定である。本國の綿製品につき一層大なる特惠を要望したけれども、競争者たる日本はインド棉花の主要な買手であるから日本の綿製品を排斥することは結局インド自らの利益を害することとなるから思切つたことは出来ない。インドは第三章に記した如く日本綿製品に對して最近に關稅引上を行つたけれども、それは圓價下落の對策であつてオッタワ協定とは關係がない。綿製品以外の品物についてはインドは從來本國に對し特惠を與へてゐなかつたから、協定により新たなる影響が生ずるであらう。その他濠洲、南阿、カナダにおいても我商品は新販路を擴張しつゝあるから、協定により不利を受けるわけだが詳細のことはまだ分らない。

歐洲經濟聯盟

次は歐洲諸國を結合して一つのブロックを形成せんとする主張がある。伯爵クーデンホーフ・カレルギといふハンガリー系の青年貴族があつて、大戰後に汎ヨーロッパ運動を起し、諸國の有力者の賛同を得つゝあつたが、それは大戰後の歐洲の窮境特に主唱者の祖國たる奧匈帝國の分裂に刺戟された理想論に過ぎないものであつた（この人は日本婦人を母としてゐるため特に我國人の興味を惹いたやうである）。然るに一九二九年九月の國際聯盟總會において、佛國首相ブリアン氏よりヨーロッパ合衆國の建設といつたやうなことが提唱せられ、次いで各國委員を網羅する所の調査會が設立されるに至つたので、この理想論は一轉して實際政治の範圍内に入つて來た。勿論ブリアン氏の主張は直ちに合衆國の創立を目指すものではないが、政治上經濟上各般の方面から徐々に諸國の接近を圖り、やがて一つの關稅同盟に導かんとの下心を持つてゐたのである。ブリアン氏自らの演説に「歐洲諸國の如く地理的に接近した一群の人民は何かの聯合組織を作らねばならぬ。諸國民はこれによりて絶えず相接觸し、共同の利害を討議し、共同の決議をなし、一朝緊急の場合に役立ち得るやうなソリダリティーを作つて置くことが出来る。この團體は主として經濟上の聯合であるが、又政治上社會上の聯合ともなるべきである。勿論これに屬するところの諸國の主權を侵すやうなものではあり得ない。」といつてゐるのみで、この提案はまだ具體的なプランを有せず、その實現の可能性ありやにつき各國政府の考慮を促したに過ぎないのである。この提案が現はれた時は恰もアメリカ合衆國議會において新關稅法案の討議中であり、ヨーロッパ諸國はそれに對して盛に抗議を申込んでゐた際であるから、一時多大の人氣を博したが、その後調査會の進行はあまりはかばかしくないのである（ブリアン氏はその内に逝去された）。併しながら一方に強大のブロックが出来れば、他方にも亦同様の計畫を以つて之に對抗せんとするものゝ現はれるのは自然の成行であるか

ら、決してこれを以つて一時の空論と見ることは出来ない。現在のヨーロッパ三億の人民は地理的歴史的に相接近したる同系統の民族に屬し、中世にはローマ法王の下に散漫ながらキリスト教國の統一が出来てゐて、アジアの異教徒に對し十字軍を起した程の経歴もある。現在では各國の協同よりも寧ろ競争が猛烈であり、現に最近の大戦争までも惹き起したのであるから、この民族的感情を無視して一大合衆國の結合を企てるが如きは全く一つの夢の如くである。けれども大戦後の歐洲は現に二十七ヶ國に分裂して、各自獨立の貨幣と郵便及び鐵道組織と關稅制度とを樹立し、相互に交通貿易を妨害してゐることは實際生活において不便不利極りなき事態である。一兩日の鐵道旅行に幾度も國境を越え、その度毎に様々の煩雜な手数を要することはこれ等人民にとつて何程の苦痛だかわからない。アメリカの四十八州が完全に一つの合衆國をなし、而もそれが同じ歐洲の移住民から成つてゐるのに對し、抑々何のために歐洲では此の如く國を分つてその國境を守らなければならぬのであるか、といふ疑問は何人の頭にも生ぜざるを得ない。

併しながら、さて之を實行に移さんとすれば種々の障礙があつて、その成立は極めて困難なることが豫想される。歐洲全體の聯盟はさておき、その一部たる二、三ヶ國の同盟さへも實際に企てられつゝ而も多くは失敗してゐるのである。近年實際問題となつたのは、一つは舊奧匈帝國の後繼者たるダニユーブ沿岸の關稅同盟であり、一つは獨逸關稅同盟である。舊奧匈帝國はその内部における諸民族の抗争のために絶えず不安であつたが、兎も角經濟的に一つの單位をなしてゐた。然るにヴェルサイユ條約が民族自決の立場からこれを四つの小國に分裂せしめてから、この經濟的統一が全く破壊せられ、そのために何れの國も繁榮することが出来ない。そこでこれ等諸國の政治家は屢々經濟上の聯合を計畫するけれども、諸國間の政治的勢力争ひが障礙となつて、いつも失敗してしまふ。又ドイツとオーストリアは民族的に同文同種であり、相互の間には昔あつたやうな政治的競争が絶えてゐるから、その障礙は比較的少い。

ので、現に一九三一年三月兩國關稅同盟の交渉成立したことを發表するに至つたが、これは又外部の關係即ち歐洲全體の國際關係がこの同盟の存在を危險とするがために結局廢棄されることとなつた。形式上には兩國の同盟がヴェルサイユ條約に違反するといふ理由で國際裁判所により否決されたのであるが、事實はフランスその他の國々が獨逸の結束を喜ばない結果である。

關稅同盟を成立せしめるには同盟國雙方の産業を支配する所の共通の關稅制度を作らねばならず、又その關稅收入を同盟國に分配する方法も定めなければならぬ。この二つの經濟上及び財政上頗る重要な問題を決定すべき一機關を設けるとすれば、その機關の權能は頗る強大であつて、各同盟國政府の主權を壓するであらう。こゝに關稅同盟の内部の困難がある。然るに幸にしてこの内部の困難が克服された場合においても、尙歐洲の勢力均衡といふ外部的障礙が存在してゐるのである。且また經濟的に見れば歐洲大陸諸國の相互間の貿易及び金融關係は頗る密接であるけれども、而も歐洲諸國だけで自足自給をなし得るものではない。寧ろ彼等は、工業國として歐洲以外の諸大陸と貿易をなし、彼等自身の間には工業品の販路競争を行ひつゝある。此の如き状態の下においては二三の國が關稅同盟を結ぶさへ容易ならず、歐洲全體の自由貿易に至つては前途遠遠といはねばならぬ。

そこで實行に移し得べきことは關稅同盟ではない。寧ろ交通機關、郵便組織、金融組織等の改善、國際カルテルの形成により歐洲諸國の接近を圖ると共に諸國間の關稅低減を期することである。而もその關稅低減は外部に對抗するよりも寧ろ相互間の貿易障礙を取除く意味において爲されねばならぬ。然らざれば歐洲以外の諸國殊にアメリカの反對によつて結合は不成立となるであらう。此の如き特惠關稅に似たる歐洲國際條約の不可能ならざることは一九二九年に試みられた關稅休戰會議の成績によつても證明さるゝ所である。同會議は主としてイギリスの提唱により國際聯盟の主催したものであるが、聯盟からの招集は世界各國に向つて發せられたに拘らず、歐洲以外には一國も參加した

るものなく、歐洲諸國は全部擧つて代表を送ることゝなつた（當時日本にも勿論通告があつたけれども、我國の通商關係は歐洲よりも寧ろ太平洋沿岸諸國に向つて擴張されてゐるから、太平洋諸國の參加せざる會議に加はる必要なしとの理由により、招集に應じなかつたのである）。このとき取り極められた條約は批准國の數が不足であつた爲めに結局實施されなかつたけれども、將來において再擧の望は確かにある。而してこの會議によつて發見せられた一つの重要な事項は、歐洲の關稅低減を實施するには從來國際間には行れたる最惠國條款の取扱を多少變更しなければならぬことである。

最惠國條款は十九世紀中英國が自ら自由貿易を採用するに當つて各國に對し取結んだところの約束であつて、それは英國が他の諸國間に協定されるところの條約上の特惠から除外されないといふ保證を得たものである。然るに現今ではこの條款が廣く各國の間に認められ、自ら高率の關稅障壁を築き上げたるアメリカの如き國にも利用されて居る。そこで或る二國間に關稅引下の協定を行はんとする場合に、協定國は常に第三國に對しても同じ恩典を無償にて與へなければならぬことを豫想するやうになつた。それがために關稅引下はこの條款あるによつて却つて差控へらるる場合をも生じたのである。歐洲全體の關稅低減を協定するに當り、第三國が最惠國條款によつて協定國と同一の待遇を要求するやうになれば、協定は最初から成立し得ない。それ故この場合に最惠國の原則に對し相當の例外を認めることが必要である。固より最惠國の原則が世界の國際關係から全然取除かれるに至つたならば、これによつて生ずる差別待遇は列國の關係を極度に紛糾せしめ、十七八世紀における重商主義の時代に逆轉することゝなるであらう。故にこの場合問題となるのは最惠國條款の全廢でなくしてその原則を保存しつゝ適當なる例外を規定することである。而して世界各國は既に關稅同盟の場合に最惠國條款の例外を認めて居り、更に英帝國特惠關稅の場合にも事實において同じ例外を認めて居るから、歐洲聯盟に對してそれよりも緩和されたる程度の例外を認めないわけには行かない。

將來歐洲聯盟のプランとして如何なるものが採用されるか。それについては種々の提案が現はれるであらう。國際聯盟の前經濟部長ソルター氏は次の六つの條件を擧げてゐる。

- (一) 聯盟は聯盟國間の自由通商を促進するものでなければならぬ。
- (二) 聯盟國はこれにより獨占を求めることなく飽くまで機會均等の原則を守るべきである。
- (三) 聯盟國は相互間に關稅を引上げざることを約し、第三國に對してもその國が重大なる引上をなさざる限り特に重き稅率を適用せざることを約するがよい。
- (四) 更に進んで徐々に關稅を低減するプランを作らねばならぬ。
- (五) 聯盟外の諸國は何時でも之に参加することを許されねばならぬ。
- (六) 聯盟外の諸國にして聯盟國と同程度の低き關稅を實施するものに對しては、聯盟内に行はるゝ低率關稅を適用するがよい。

右の提案によれば最惠國條款の原則は維持されるが聯盟外の諸國にして聯盟國よりも高き關稅を行ふものに對しては最惠國の待遇を與へないことになる。又聯盟外の諸國にして特に大なる引上を行つた場合には、聯盟國においても同じく引上を以つて之に對抗してもよいこととなる。即ちその詳細の規定は如何様になるにしても、自ら高き障壁を設くる所の國が最惠國待遇を要求し得られるやうな國際慣行の下においては、歐洲聯盟は成立し得ないと考へられてゐるのである。

以上研究したる所によつて見れば、英帝國のブロックも、又歐洲聯盟のブロックも、アメリカ及びロシアの如き完全なる統一に達することは殆ど不可能である。その對外商業政策は到底甚しく排外的になり得るものではない。而し

てこれ等ブロックの政策が此の如き程度に止らなければならぬ理由は、彼等の對外經濟關係が既に相當深く世界經濟の中に織り込まれてゐるといふ一事に歸せねばならぬ。即ち英帝國並に歐洲諸國の經濟的利益は世界各方面の利益と密接に關係し、何れのブロックも世界經濟から孤立して自足自給する事が出来ず、世界經濟を離れて別個の經濟區域を立てることが出来ないのである。而してこの二大のブロックよりも一層よく統一を保つて居るところのアメリカの狀態を見るに、大戰後暫らくの間は世界經濟から離れることによつてその混亂に遠ざかり、ひとり繁榮することが出来たやうではあるが、結局最近の破綻に至つてはアメリカと雖も矢張り世界經濟の機構の中にあることを自覺せねばならぬのである。ロシアに至つては尙國內の資源利用が充分進行して居らぬために世界經濟から孤立して居るが、その利用が完成した暁においては恐らくアメリカと同様の悩みを持つに至るだらう。ソヴィエット・ロシアの發展は全然孤立の狀態において始められ、而も社會主義の國家的統制を行つてゐるから、現在ではその對外政策は極度の排外方針にも出で得るわけだけれども、その産業的發展が進めば進む程自給自足は困難となるべく、従つて世界經濟共同の利害を感じるに至らねばならぬ。

此の如くにして四大ブロックの結成對立、世界中の經濟的戰爭といつたやうな災禍は免れさうに思はれる。併しながら假に米、露、英のブロックが出来て各々自足自給の謀を立て、排外的經濟政策をとるやうになれば、ブロック外の諸國民は非常なる窮地に陥るであらう。従來ブロック内の諸國より原料をとり、又これ等の諸國內に販路を求めてゐた他國の人民は、その仕事を失はねばならぬ。かくして發生するところの過剩人口はついに世界の平和を破壊するに至らざるを得ない。これに反して各國が世界經濟の維持發展の必要を認め、殊に米、英兩國が關稅政策その他すべての點に關して協調的態度をとるやうになればこゝに世界の景氣は轉換し、久しく續いた關稅戰の流行もその終を告げて條約による關稅協定時代が出現するであらう。この點に關してはローザンヌ會議に引續いて開かるべき國際經濟

會議の經過は重大なる意義を有するものである。但し極端なるブロックの對立に至らない場合でも、若し世界の各方面に關稅同盟、特惠關稅、原料供給の統制等が行はるゝ時代が來れば、ブロック外にある我日本の如き國民にとつては決して安心出来る状態ではない。例へばインド、オーストラリア、アフリカの市場が我が製造工業に對して部分的に閉鎖される場合を想像してみても、その影響は輕からざるものである。そこで我日本にも内地と朝鮮及滿蒙を打つて一丸とする極東ブロックを組織し、外國の大ブロックに對立しなければならぬとする説が主張されるやうになつた。即ち我國は滿蒙に移民を送り、滿蒙を諸原料供給地として發展せしめ、且滿蒙を我商品の輸出市場たらしめ、これによつて外國の門戸閉鎖に對抗せんとするのである。現今の如き世界不況の中にあつて兎も角安定したる一經濟組織を作らんとするは一應道理ある主張と思はれる。けれども日滿ブロックさへ成立すれば日本は廣き世界との貿易を失つても自給自足をなし得るやうに考へるのはあまりの誇張である。現今でも日本の主たる貿易相手國はアメリカ、支那、印度であつて滿蒙は我輸出の六%と輸入の八%を占むるに過ぎない。今後滿洲が如何に開けて行くとしても、その限度は大體見透しがつくであらう。従つて日本が世界經濟の一部として立たねばならない事情は今も將來も變るものではない。外交上に日支、日米の親善を必要とすること勿論である。但しこの問題については第五章の終りに詳説するのが順序と思ふ。

第五章 日本の國勢と外國貿易

一 日本の人口問題と外國貿易

現代日本の國策を考ふるには先づ第一に人口の現在及び將來について研究しなければならぬ。我國の人口は徳川時代には久しき間殆ど全く増減なき状態であつたが、明治の開國ととも漸次に増加の傾向を辿り、日清戦争以後産業革命の進展に伴つて急にその増加の勢を速めた。その結果として現在では我が日本諸島は世界中最も人口稠密なる地方となり、而もその増加率においても世界有数の地位を占めてゐる。然るに我國の領土はその面積が限られてゐるのみならず、天然資源において他の富強なる諸國と比肩することが出来ない。この人口と資源との一致せざることは、ひとり我國的大問題たるのみならず、又太平洋における國際上の一問題として外國識者の注意するところである。日本は今日まで生産技術の改良により國內にある限りの資源を開發し、これによつて人口の増加を支へ、その急激な増加にも拘らず國民の生活程度は著しく向上して來た。併しながら近年に至つては最早新資源の開發すべきものなく、加ふるに激甚なる世界的恐慌に遭遇したから、歐洲大戰當時一時に高まりたる一般人民の生活程度を維持すること或は困難ではないかとの疑を生ぜしむるに至つた。マルサスは一國の人口が過剰になれば貧窮、病疫等の自然的勢力によつて人口が削減されるといつたけれども、經濟的向上心の旺盛にして、而も近代の國家組織を採用したる國民が既得の生活程度を脅かさるゝに至つて、なほ自然的勢力の調節に甘んずるとは考へられない。即ちその場合には或は國內の社會不安となり、或は國際紛争の根源となるが如き不幸なる事態に立到ることなしと斷言することは出来ない。それ故に資源に伴はざる過大の人口を有するところの國々を世界の危險區域 *danger spots* と稱し、イタリー及び日本が即ちそれであるとする説が歐米人口學者の間に生じてゐる (*Thompson, Danger Spots in the World Population*.) といふ著書。實際太平洋を圍む國々の中、或ものは資源豊富にして人口尙稀薄であるのに對し、他の國々は人口有り餘つて頗りにその捌け口を求めてゐる。その捌け口を求めものに國民的自覺がなければ問題は無いが、その國民が經濟的政治的に進取の意氣を有する場合には國際的危險の源と考へられるのである。

そこで日本が今後、明治以來の順調なる經濟的進歩を續けるためには、この人口問題を如何に處理すべきであるか。それについて考へ得べき對策が三つある。即ち産兒制限、移住並に工業的發展である。第一の對策たる産兒制限を國策として採用することは種々の點から見て不可能且つ不得策であるが、假にこれを採用するとしても、現在の人口問題を解決するには不充分である。實際において産兒制限の慣習は今後自然に普及するであらうけれども、それは今後生れるところの人數を少くするに止まり、すでに生れたる人口、現に成長しつつあるところの人口に對し、積極的に職業を與へるものではない。我國の人口問題の本質は過去三十年間に増加し來つたところの所謂勞働人口 *Working population* 及び來るべき二十年間に勞働年齢に達するところの人口に對し、有利なる職業を與へることだけならばならぬ。凡そ或る國民の出産率は決して一定不變なるものでなくして、その産業發展の時代に應じて増減することとは、十九世紀以來歐洲人口の研究によつて明らかにされたることである。歐洲では曾て現在の日本と同率の出産率を示した時代があつたけれども、その後次第に遞減して最近は出産率の低きために人口停止の状態に達せんとする國が多い。これは恐らく産兒制限の影響を受けてゐるけれども、そのみに歸することの出来ない現象であらう。日本においてもこの習慣の起ると起らざるとに拘らず、同じ状態の來ることが豫期せられる。現に大戰以後に至つては婚姻率も、出産率も、すでに低下の傾向を生じてゐるのは明らかなる事實である。けれどもこの傾向が人口の總數に影響して來るまでには少くとも二十年の歳月を要するのである。

人口増加に對する第二の對策は移住である。本國の産業殊に農業が充分に發達し、新田の開拓においても舊田の收穫増加においても、發展の餘地がなくなつた場合において、若しも他に無人の原野があり、これに對して自由に移住することが出来るならば、移住は確かに本國の人口過剩を救ふところの有力なる方法となり得る。それは十九世紀中北米大陸の開發によつて歐洲人口増加の重壓が救はれた如きである。然るに現在の日本にとりて當時の北米大陸の如

き適當の移住地を發見することは殆ど不可能であり、現に毎年の移住民の數は近頃増加したといつても僅かに一萬か二萬の數に止まる。昨年滿洲事變の突發以來急に滿洲農業移民の有望なることを説くものがあるけれども、その論據は遺憾ながら薄弱といはざるを得ない。海外移住によつて新日本の開かるゝことは種々の意味において望ましいけれども、人口問題の立場からみれば、さ程重きを置くに足らない。

此の如くして第三の方法たる工業の發展が殆ど唯一の人口對策となる。市町村制實施以來四十年間における日本人人口の分布をみれば、農村における増加は微々たるものであつて、都市における増加は顯著である。この間に増加した人口の八割は實に都市に吸収されてゐるのである。つまり農産物の收穫が非常に増加した時代にあつても、農村に生れた者の多くが都會に出てその職業を求めたことがわかる。然るにこの人口の工業化を續けて行くには國內の分業のみにては最早不十分であるから、日本の都市は工業の原料を外國に求め、又その販路を外國に開くやうになつて來た。而して我國が地理的に東洋、南洋の諸國に接近してゐるといふ事實は、これ等諸國との間に國際分業を發展せしめ、日本自らを工業國たらしめるに適してゐる。これが所謂商工立國論として久しく我國識者の間に認められたるところである。然るにこの工業化の前途についても單純に樂觀することは出来ない。曾て十九世紀のイギリスは世界の工場として榮えたが、當時のイギリスと現今の日本との間には大いなる差異がある。イギリスは大工業國たるに適するところの資源即ち豊富なる石炭と鐵とを自國內に持つてゐたが、日本はその何れについても缺けて居る。又十九世紀の中葉にはイギリス以外の諸國がなほ農業國であつて、盛にイギリスの工業品を輸入する地位にあつたからよかつたが、現今では工業の新技術は各國に傳播し、現に日本綿製品の大販路たる支那、インドにおいても同種企業が勃興しつゝある。そのみならず歐米には日本の先進國が幾つもある。それ等のものは中立市場において猛烈に日本と競争する。それだから外國の學者のうちには大工業國としての日本の可能性を疑問とするものも少くない(Crocker,

Japanese Population Problems, 1931; Etienne Demery, Foules d'Asie, Paris, 1930)。我國は島國であり、外國との交通が便利であるために、外國産の原料を廉價に運び來ることが出来るから、これによつて資源の缺乏を補ふことは相當の程度まで可能であるが、問題は實に販路について起る。若しも外國が國際分業の利益を認め日本の製品に對し門戸を開くならば、日本の工業的發展は大いに期待し得る。之に反して外國が自足自給の態度をとり、關稅その他の方法によつて貿易を妨げるならば、これに對して多くの望みをかけることは出来ない。現今多くの國は自國の原料を輸出する場合には輸出稅、輸出禁止及び制限等の障礙を撤廢して販路の擴張を獎勵するけれども、製品を輸入する場合には無差別に關稅障壁を設けんとする傾向が強いことは、日本の前途に一つの暗影を投げるものといはねばならぬ。日本が今後増加するところの人口に對し移住を拒絶せられ、且つ販路をも拒絶されるとしたならばその結果は何うであるか。恐らく進んで他國を侵略するか、退いて生活程度の低落に甘んじ清く貧しく暮すかの外あるまい。こゝに人口の「危險區域」たる理由がある。けれども我國の側よりこれをみれば領土の擴張は疑はしき冒險であり、相互的自由通商は安全の道である。然るに纏つて我國内の輿論を見ればこゝに大なる矛盾がある。所謂商工立國論もその論の當然の歸結たる國際分業と自由通商を認めてゐるものは少ない。我國の政治家、實業家は外國に對して關稅引下を要求するよりも、寧ろ自國だけの國產自給に熱心である。昨年の滿洲事變以來所謂日滿ブロック論が擡頭したけれども、この小規模なるブロックに對してすら幾多の實際的反對が起る状態である（撫順炭輸入制限に關する九州炭坑業者の主張の如き）。

日本の工業化、外國に於ける日本工業品の販路の開拓は、前記の如く内外兩面の反對勢力に直面してゐるが、併しながら世界における四大ブロックは決して確定的事實にあらずして、今後通商協定の途が開かれて居り、又國內の如何なる國產自給論者といへども輸出産業の發展を企圖せざるものはない。それ故に吾人は先づ我國外國貿易の過去に

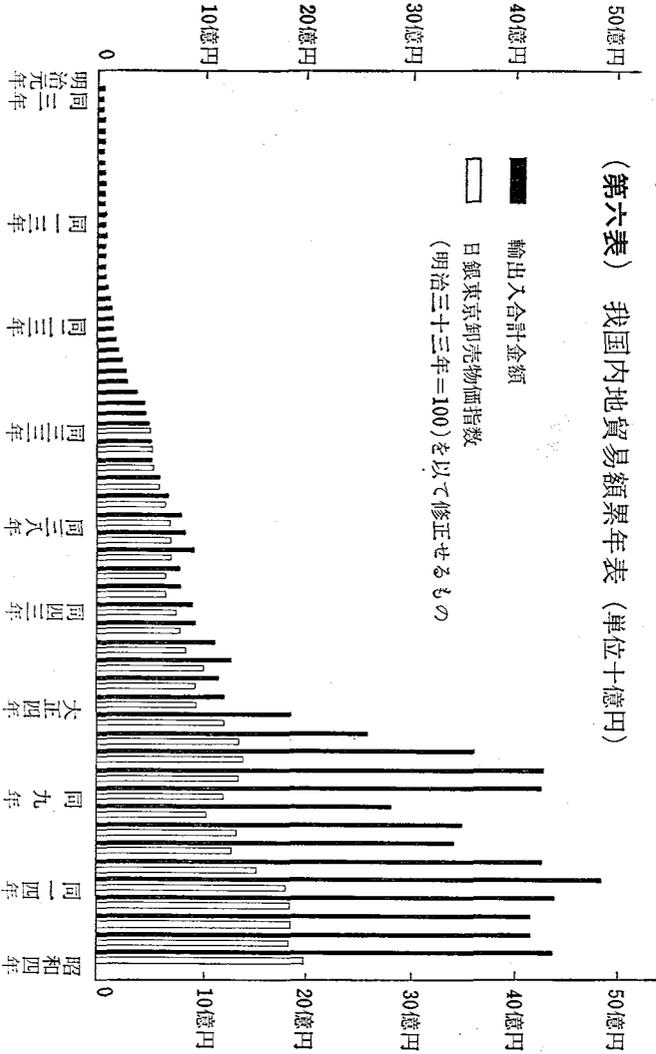
おける發展とその將來の可能性について研究せねばならぬ。

二 我國外國貿易の現狀

明治維新以來我國の外國貿易が引續き順調なる發展を遂げ、殊に日清戰爭以後の貿易高増加は著しく、更に歐洲大戰に際して一大飛躍をなしたことは、こゝに再説する必要がある。試みにこの間の輸出入合計金額を調べてみるに、明治元年より十八年までの間で前年に比し減少した年が六回、前々年以前の最高額に達せざりし年が三回あつた。而して十九年より大正九年に至る三十五ヶ年間を通じて前年に比し減少したる年は僅かに四回、前々年以前の最高額に及ばざりし年は僅かに二回に過ぎなかつた。然るに大正九年以後昭和六年まで十一年間において、前年に比し減少したる年は七回に達し、前々年以前のレコードに及ばざりし年が一回あつた。つまり大戰爭に原因する飛躍時代が終を告ぐると共に、我國の外國貿易は少くとも金額についていへば停頓狀態に陥つてゐる。今までの最高記録は大正十四年の四十八億圓であるから、昭和六年の二十三億圓はその半分以下に落ち込んでゐる。これは近年における世界的不況の影響であつて、我國のみ減少してゐるわけではないが、兎も角こゝに減少の事實がある。殊に昭和五年以來の恐慌に累されてゐることは申すまでもない（第一章に掲げてある世界貿易統計を見よ）。

近年における貿易金額の減少は物價下落の影響を受くること頗る大にして、金額の減少が直ちに數量の減少を意味するものではない。例へば輸出品の大宗たる生絲の輸出金額は非常に減少し、昭和四年の八億四千萬圓に對し五年は四億圓、六年は三億三千六百萬圓と激減してゐるけれども、數量は四年の四十七萬俵に對し五年及六年は五十五萬俵であつて、却つて増加を示してゐるのである。斯様なわけであるから貿易高の消長を見る場合に金額のみを比較することは意外の誤解に陥るものである。そこで貿易數量の統計を作る必要があるが、その方法は色々ある。最も簡單な

(第六表) 我国内地貿易額累年表 (單位十億円)



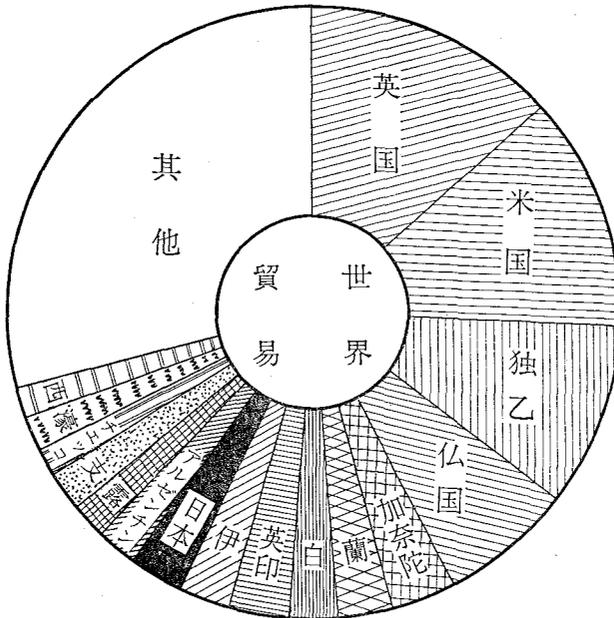
やり方は物價指數によつて貿易金額を割るのであるが(第六表)、物價指數の基礎たる諸商品と輸出入の重要品とは一致しないからこの方法は正確なるものといへない。よつて横濱正金銀行の考案したる方法は或年に於ける輸出入重要品の價格を算出し、これを基礎としてその後の年において同じ價格が維持されたと假定したる場合の輸出入金額を算

(第七表) 貿易指數 (昭和三年=100)

年次	金額指數			數量指數		
	輸出	輸入	計	輸出	輸入	計
昭和四年	109.0	100.9	104.7	110.9	104.8	107.7
昭和五年	74.5	70.4	72.4	102.6	92.1	97.0
昭和六年	58.2	56.3	57.2	105.8	102.2	103.9
昭和七年(上半期)	58.3	69.2	64.4	108.9	119.2	114.6

横濱正金銀行調査

(第八表) 昭和五年世界貿易國別



(註) 第九表より作成

貿 易 (單位百萬弗)

出			合 計					
割 合 %			金 額			割 合 %		
1928	1929	1930	1928	1929	1930	1928	1929	1930
10.76	10.76	10.51	8,754	8,956	7,439	12.99	13.08	13.44
15.37	15.63	14.31	9,108	9,496	6,982	13.52	13.87	12.61
8.93	9.74	10.85	6,259	6,415	5,343	9.29	9.37	9.65
6.24	5.96	6.35	4,154	4,247	3,731	6.15	6.20	6.74
4.27	3.63	3.35	2,621	2,498	1,894	3.89	3.65	3.42
2.44	2.43	2.61	1,877	1,906	1,663	2.79	2.78	3.00
2.62	2.68	2.76	1,744	1,868	1,590	2.59	2.73	2.87
3.69	3.54	3.45	2,119	2,074	1,589	3.14	3.03	2.87
2.41	2.43	2.41	1,963	1,941	1,548	2.91	2.84	2.80
2.71	2.94	2.68	1,876	1,969	1,451	2.78	2.88	2.62
3.11	2.75	1.94	1,824	1,727	1,130	2.71	2.52	2.04
1.27	1.46	2.02	906	935	1,078	1.34	1.37	1.95
2.15	1.97	1.56	1,553	1,460	1,015	2.30	2.13	1.83
1.92	1.84	1.96	1,194	1,196	981	1.77	1.75	1.77
2.07	1.96	2.00	1,354	1,356	963	2.01	1.98	1.74
100.00	100.00	100.00	67,380	68,460	55,365	100.00	100.00	100.00

出し、この數を以つて、當該年度の實際の輸出入金額を除して得たる數字を以つてその年の貿易數量指數となすのである。そこでこの方法によつて最近の貿易數量を算出したものは第七表の通りであり、金額としての顯著なる減少は必ずしも數量の減少を伴はずして、却つて

僅少なから數量の増加してゐることがわかる。これは實に心強きことである。但し固より數量さへ増加して居れば、金額の減少は心配に及ばずといふわけではない。價格の下落が一般的にならぬ限り輸出入産業の利益薄きことを示すものである。のみならず人口の増加を考慮すれば貿易數量も更に大に増さなければ間に合はないのである。さて我國の貿易金額は近年非常に動搖して居るが、大體輸出入合計二十餘億圓である。この金額が世界における各國の貿易上如何なる地位を占めてゐるかをみるに、第九表に見る如く、僅に二分六、七厘に過ぎないのである。けれども世界各國中貿易高の多少の順位を見れば、先づ英米二國が各

(第九表)

世 界

	輸 入						輸 出		
	金 額			割 合 %			金 額		
	1928	1929	1930	1928	1929	1930	1928	1929	1930
英 國	5,233	5,407	4,661	15.10	15.24	16.11	3,521	3,549	2,778
米 國	4,078	4,339	3,200	11.77	12.23	11.06	5,030	5,157	3,782
ド イ ツ	3,335	3,203	2,476	9.62	9.03	8.50	2,924	3,212	2,867
フ ラ ン ス	2,103	2,282	2,052	6.07	6.43	7.09	2,042	1,965	1,679
カ ナ ダ	1,222	1,299	1,008	3.53	3.66	3.48	1,399	1,199	886
オ ラ ン ダ	1,079	1,106	972	3.11	3.12	3.36	798	800	691
ベ ル ギ ー	889	985	860	2.57	2.78	2.97	858	883	730
イ ン ド	912	906	678	2.63	2.55	2.34	1,207	1,168	911
イ タ リ ー	1,174	1,140	911	3.39	3.21	3.15	789	801	637
日 本	990	1,000	744	2.86	2.82	2.57	886	969	707
亞 爾 然 丁	807	820	617	2.33	2.31	2.13	1,017	907	513
ロ シ ア	490	453	545	1.41	1.28	1.88	416	482	533
支 那	849	810	603	2.45	2.28	2.08	704	650	412
チ エ コ	567	590	464	1.64	1.66	1.60	627	606	517
濠 洲	677	700	435	1.95	1.97	1.50	677	656	528
其他共計	34,652	35,473	28,933	100.00	100.00	100.00	32,728	32,987	26,432

(註) League of Nations, Review of World Trade 1930. Geneva, 1931 による

年一割二、三分を占めて相伯仲し、次に一割以下に下つて獨、佛、加奈陀、英領印度、イタリー、日本といふことになり、我國はその第七、八位乃至第十位の間に来るのである。而も我國の輸出入は後に述ぶるが如く數個の商品に集中されてゐるから、その個々の商品についていへば世界經濟的に頗る重大なる地位を占めるのである。例へば我國の棉花の輸入は米國の輸出の一割三分、印度の輸出の四割を占め、世界各市場における棉花買付の二割二分は日本人の手によつてなされる。又日本が濠洲から買ふ羊毛は同國の輸出の四分の一に達してゐる(矢野恒太氏監修、國勢グラフ、七年四月號)。

次に輸出入先を國別にして觀察するに、第十表の如く日清戰爭以前にはヨーロッパ諸國が他の諸大陸に比し高い百分率を示してゐたが、その後ヨーロッパは漸減の歩調

をとり、これに反してアジア、アメリカが大いに増加した。この變化は我國の工業發展に伴ひ、歐洲の製造品輸入が減退し、アジアに對する製造品輸出が増加したことを示してゐる。殊に輸出の側においては、現在では歐洲全部に對する百分率七、八%にして、英領印度一國の上に出づること幾許もなき状態である。又アメリカは我國生絲の最大の販路たること昔も今も變ることなく、而もアメリカの繁榮に伴つて我國の養蠶、製絲が著しく膨脹し、且つ又他方においてアメリカは我國に對し原料たる棉花、製品たる機械類を供給するやうになつたから、輸出入ともに莫大なる増加をなし、現今では合衆國一國にて我貿易總額の三、四割を占めることゝなつた。

なほ吾人は我國の内地と植民地との貿易を忘れてはならない。普通に日本の貿易といふときは外國に對する輸出入のみを指し、植民地に對する移出入を除外する慣例となつてゐるが、これは我が本國の貿易全體を示すものでもなく、さればといつて帝國全體の外國貿易を示すものでもない。個々の植民地はそれぞれの外國貿易を有すると共に本國に對する移出入をなしつゝある。而して植民地の外國貿易は比較的僅少であるが、移出入は頗る大なる金額に達する。我が本國の外國貿易及び植民地貿易の合計を一〇〇とすれば、前者の八割に對し、後者は二割に達してゐる。朝鮮の移出入は六億、臺灣のそれは三億を超えて居り、諸外國の貿易高に比し頗る重要なものである。これは勿論政治的關係にもよるが、帝國內に關稅障壁の全然撤去されたためにこの發達をなし得たのである。

次に我國の外國貿易につき商品別の觀察を試みれば、すでに述べたる如く我國工業の發展に伴ひ重要輸出入品の種目は著しく變化してゐる。日清戰爭以前には全製品の輸入が非常に多かつたのであるが、その後次第に減少し、これと反對に原料品の輸入と全製品の輸出が急激に膨脹してゐる。曾て日清戰爭前に木綿製品が輸入の側における重要品であつたのが後には輸出の側における重要品となつたことは、その最も著しき事實である。鐵鋼及び機械類は現今なほ輸入重要品であるけれども、その輸入の増加は貿易額全體の増加に對し遙かに及ばざるものがある。食料品におい

(第十一表)

内地輸出入貨物分類價額表(百分比)

年次	粗食料	生食品	製食料	造食品	原料品	原料用品	全製品	雜品
輸出	明治26	20.5			10.5	40.8	24.5	3.8
	36	11.9			10.5	47.2	27.9	2.4
	大正元	10.4			8.4	50.3	29.6	1.3
	8	7.1			5.2	43.2	43.0	1.5
	昭和3	2.0	5.9		4.5	41.8	41.2	1.5
	4	2.2	5.2		4.1	41.1	43.6	1.6
	5	2.9	5.9		4.4	35.7	47.0	1.8
輸入	明治26	23.2			21.6	19.7	33.1	2.5
	36	32.7			30.9	13.6	21.5	1.4
	大正元	11.6			48.4	19.8	19.6	0.6
	8	16.2			50.3	20.8	12.0	0.7
	昭和3	9.5	2.1		53.1	17.4	15.2	0.6
	4	9.6	2.6		55.2	16.0	15.6	0.8
	5	9.5	3.9		53.6	15.3	16.5	0.9

ても前には輸出が多かつたが、それは漸次に減退し、これに反して輸入が大いに増加して来た(百分率において輸入も減退してゐるが實數においては大きな増加である)。これ等の中にあつて原料用製品の輸出は生絲の輸出が輸出總額の増加に伴つて増加したから百分率において變化なく常に全體の三、四割を占めてゐる。

國別及び商品別を通觀して、我國外國貿易の特徴を求むれば、その何れにおいても貿易高が少數の國及び品物に偏してゐるといふことである。輸出の側においては生絲が全額の三分の一以上に達し、而もそれは殆ど全部北米合衆國に行くものである。綿製品は全輸出額の二割を占め、これも支那及びインドに行くものが大部分を占めてゐる。我國の輸出品中

生絲、屑絲、絹織物、綿絲、綿織物、メリヤス、人絹織物等の纖維工業品を合すれば、それだけで總額の七割近くに達する。國別の貿易高(輸出入合計)は北米合衆國が第一で三六%、支那は一三%(關東州及び香港を加ふれば二〇%以上になる)、英領印度は一%を占めることになる。此の如く輸出入殊に輸出の單調なることは我國國民經濟の一弱點をなすものであつて、或る一國又は或る一種の品物の景氣のために、全國の景氣を支配される結果となる(第十一乃至十四

(第十二表)
本邦輸出品目別表 (單位千圓)

	昭和4	昭和5	昭和6
米	1,094	6,567	15,897
小 麥 粉	26,816	14,479	9,516
製 茶	12,028	8,386	8,803
精 糖	29,975	26,734	14,861
水 產 物	22,350	18,074	10,167
罐 壺 詰 食 料 品	25,681	21,767	18,946
綿 織 物	26,756	15,032	8,509
綿 織 物	412,707	272,114	198,730
メリヤス製品	36,711	30,460	21,201
(上掲綿製品小計)	476,174	317,606	228,440
(同上總額に對する割合%)	22.2	21.6	19.2
生 絲	781,040	416,657	355,394
屑 絲 及 眞 綿	13,042	6,580	2,393
絹 織 物	122,788	65,733	43,051
(上掲生絲關係小計)	916,870	488,970	400,838
(同上總額に對する割合%)	42.7	33.3	34.9
人 絹 織 物	27,167	34,935	39,711
帽 子	18,129	9,061	10,529
紙 類	26,289	27,465	20,992
石 炭	23,215	21,781	15,006
陶 磁 器	38,963	27,171	19,303
硝 子 及 同 製 品	13,211	9,724	6,576
鐵 製 品	15,196	14,096	10,245
機 械 類	13,616	13,978	13,638
木 材	21,138	14,618	9,843
製 帽 用 眞 田	5,186	3,466	1,820
玩 具	13,855	11,698	9,823
其 他 (再輸出共)	423,666	379,234	282,029
計	2,146,619	1,469,840	1,147,063

表参照)。以上は我國外國貿易の全體について最も重要な事實を簡單に指摘したのであるが、以下少しく我商品の主要の販

(第十三表)

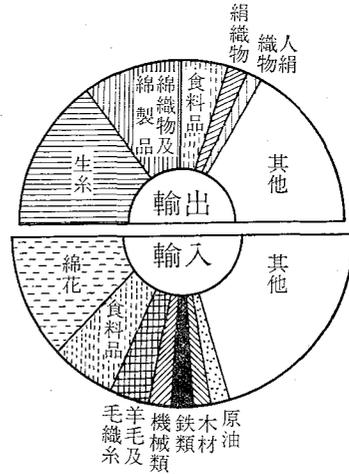
本邦輸入品目別表 (單位千圓)

路たる米、支、印等諸國に對する貿易關係を一瞥しようと思ふ。

	昭和4	昭和5	昭和6
米	22,782	19,583	6,790
小 麥	70,896	41,509	33,080
豆 類	78,746	49,784	37,677
砂 糖	31,160	25,973	15,631
(上掲食料品小計)	203,584	136,849	93,178
(同上總額に對する割合%)	9.19	8.85	7.54
生 ゴ ム	33,886	17,931	13,183
棉 花	573,016	362,047	296,272
麻 類	123,409	14,259	11,943
羊 毛	101,815	73,610	86,143
鑽 石	25,836	23,906	14,568
(上掲原料品小計)	857,965	491,753	422,109
(同上總額に對する割合%)	38.69	31.81	34.17
硫 安	45,086	29,624	15,861
毛 絲	18,738	14,149	12,460
毛 織 物	19,941	11,434	9,991
石 炭	42,979	34,204	28,361
鐵	157,722	93,608	48,047
自動車及部分品	33,608	20,774	16,328
機 械 類	121,095	85,714	50,935
木 材	88,838	53,084	43,395
麩	12,385	10,899	8,258
油 粕	75,919	66,417	44,147
其 他(再輸入共)	586,778	452,786	98,295
計	2,216,240	1,546,071	1,235,400

(第十四表)

本邦貿易内容



日米貿易

米國の經濟學者モルトン氏は日米貿易につき「著しき事實はその大部分の貿易が性質上競争的といはんよりは寧ろ相互補足的なる點にある。實際に貿易が充分開拓されてゐる地域の間において、斯程までに通商の利益が相互的になつてゐる例は少い (Moulton, Japan: An Economic and Financial Appraisal, 1930.)」と云つてゐるが、これは極めて適切なる觀測と思はれる。蓋し日米貿易において特に

重要な商品は輸入における棉花と輸出における生絲の二品であるが、固より日本は棉花において米國と競争する能はず、米國は生絲において日本と競争することは出来ない。近年日米ともに關稅の引上を行つたに拘らず、相互に貿易上の打撃を受くること少きは全くこの二品あるがためである。この點は日英貿易が日本の工業化につれて次第に縮少した事實と著しき對照をなすものである。然るにこの二品の外に輸出品として絹織物、陶磁器、水産物、罐詰、刷子、玩具等あり、輸入品として石油、木材、鐵鋼、機械、自動車等があり、何れも關稅の障壁を受けてゐる。米國は大量生産の國であるから、日本の特長たる小工業の製品を拒絶するは自國の不利であるに拘らず、これに對して重稅を課し、一九三〇年の新關稅においても同じ態度を繰り返してゐる。米國は苟も自國に生産し得るものは盡くこれを自給せんとするものゝ如く、例へば臺灣樟腦に對してすら、人造樟腦工業を保護する趣意を以つて課稅を行つた。又最近の新聞には人絹工業の保護のために生絲に對する關稅の設置を主張するものがあると傳へられてゐる。若し米國

(第十五表)

米國の相手國別貿易表 (單位百萬弗)

國 別	1929年				1930年			
	輸 入		輸 出		輸 入		輸 出	
	金額	割合%	金額	割合%	金額	割合%	金額	割合%
ド イ ツ	255	5.8	410	7.8	177	5.8	278	7.2
フ ラ ン ス	171	3.9	266	5.1	114	3.7	224	5.8
英 國	330	7.5	848	16.2	210	6.9	678	17.6
支 那	166	3.8	124	2.4	102	3.3	89	2.3
英 領 印 度	149	3.4	55	1.0	104	3.4	45	1.2
日 本	432	9.9	259	4.9	279	9.1	165	4.3
英 領 馬 來	239	5.4	15	0.3	144	4.7	10	0.2
比 律 賓	126	2.8	86	1.6	109	3.6	65	1.7
アルゼンチン	118	2.7	210	4.0	72	2.3	130	3.4
ブ ラ ジ ル	208	4.7	109	2.1	131	4.3	59	1.5
カ ナ ダ	503	11.5	948	18.1	403	13.1	659	17.2
キ ュ ー バ	207	4.7	129	2.4	122	4.0	94	2.4
メ キ シ コ	118	2.7	134	2.5	80	2.6	116	3.0
其 他 共 計	4,399	100.0	5,241	100.0	3,061	100.0	3,843	100.0

(註) League of Nations, International Trade Statistics 1930, 1932. による。

を殊更保護せんがために米國品に對して重税をかけてゐる。此の如く相互に關稅障壁を築くために分業の利益が傷つけられてゐることは明らかである。

が此の如き態度を改め現行關稅の一部を減廢するならば、米國は我國にとり一層重要な得意先となることは疑ない。彼國へ行く日本の輸出品のうち大部分が免稅品であることは同國關稅の寛大なることを立證するものゝ如く見えるが眞實はさうでない。現に米國は前記の如き自然なる關稅を以つて、日本の特産品を排斥してゐるからその輸出高が縮少してゐるのであつて、課稅品の輸入額少きは却つてこれに對する排斥の有効なることを示すといはねばならぬ (Wright, American Tariff and Oriental Trade, 1931)。而して日本の關稅政策をみれば、これ亦自給自足論の影響を免れない。即ち石油、木材の如き我資源の劣れるもの

(第十六表)

米國重要輸出入品 (單位百萬弗)

輸 入 品	1929		1930	
	金額	割合%	金額	割合%
コ ー ヒ ー	302	6.9	209	6.8
蔗 皮 類	209	4.7	130	4.2
生 生 ゴ ム	137	3.1	92	3.0
木 材 パ ル プ	240	5.5	141	4.6
粗 生 銅	89	2.0	81	2.7
生 刷 用 紙	153	3.5	104	3.4
印 刷 用 紙	432	0.8	266	8.7
其 他 共 計	144	3.3	132	4.3
	4,399	100.0	3,061	100.0

輸 出 品	1929		1930	
	金額	割合%	金額	割合%
煙 草	146	2.8	146	3.9
木 材 及 同 製 品	167	3.2	118	3.1
石 油	493	9.6	438	11.6
棉 花	771	14.9	497	13.1
電 氣 機 械 及 器 具	130	2.5	119	3.1
農 具	141	2.7	116	3.1
其 他 機 械	341	6.6	286	7.5
自 動 車 及 部 分 品	539	10.5	277	7.3
其 他 共 計	5,157	100.0	3,782	100.0

(註) League of Nations, International Trade Statistics 1930, 1932. による。

日 支 貿 易

那の外國貿易上に日本の有する地理的便宜は到底歐米諸國の及ぶところでない。我國の輸出商は支那における政變、銀相場の變動等に對應して直ちに適當なる計畫を行ふことが出来る。だから支那に對する日本の貿易は他國のそれを凌いで急速に膨脹するのである。近年支那自らの工業特に紡績業の發達しつゝあることは事實であるけれども、日本は高級の製品を以つて現在の低級品に代へることが出来るから、支那の繁榮は決して日本の發展を妨げるものでなくして、却つてその購買力の増加によつて日本の工業を助けることになるであらう。たゞこゝに問題となるのは支

の現象であるが、支那の重要なる資格としての重要な資格である。一般に工業國と農業國との間に有無相通ずる貿易の行はるゝことは自然

東洋諸國特に支那の大販路に對し日本が地理的に接近してゐることは、工業國と

(第十七表)

支那の國別貿易表 (單位千海關兩)

輸 入 先	1929年		1930年		1931年	
	金額	比率%	金額	比率%	金額	比率%
日本及臺灣	323,142	25.22	327,165	24.63	302,144	20.28
朝鮮	15,664	1.22	18,205	1.09	11,114	0.78
日 本 計	338,806	26.44	345,370	25.72	313,258	21.56
米國及ハワイ	230,843	18.02	232,406	17.50	321,341	22.43
英 國	119,149	9.30	108,258	8.15	123,953	8.60
ド イ ツ	67,076	5.23	69,105	5.20	86,940	6.03
イ ン ド	54,479	4.25	132,168	9.95	84,209	5.84
ロ シ ア	19,377	1.51	19,020	1.43	22,715	1.57
フ ラ ン ス	18,185	1.42	16,987	1.28	22,550	1.56
オ ラ ン ダ	11,930	0.93	10,711	0.81	14,114	0.98
香 港	214,481	16.74	218,370	16.44	193,656	13.27
其 他 共 計	1,291,321	100.00	1,328,232	100.00	1,443,386	100.00

輸 出 先	1929年		1930年		1931年	
	金額	比率%	金額	比率%	金額	比率%
日本及臺灣	323,142	25.25	327,165	24.20	302,144	26.64
朝鮮	39,784	3.92	44,175	4.94	28,835	3.25
日 本 計	362,926	29.17	371,330	29.14	330,979	29.89
米國及ハワイ	137,836	13.57	131,880	14.74	123,400	13.90
英 國	74,334	7.32	62,669	7.00	64,035	7.22
ド イ ツ	22,458	2.21	28,361	2.61	25,850	2.91
ロ シ ア	57,216	5.63	55,972	6.25	53,641	6.04
オ ラ ン ダ	39,543	3.89	44,944	5.02	46,098	5.19
フ ラ ン ス	56,460	5.01	52,328	4.80	34,068	3.84
イ ン ド	17,815	1.75	16,953	1.89	19,294	2.17
香 港	173,581	7.09	158,018	17.66	135,616	15.44
其 他 共 計	1,015,687	100.00	894,844	100.00	887,531	100.00

(註) 『東洋貿易研究』 昭和七年四月號による。

(第十八表)

支那重要輸入品表

輸 入 品	1931年	1930年	1929年
棉花	179,082	132,266	91,124
綿絲布及綿製品	121,078	149,839	188,574
小麥	87,639	12,831	21,431
砂糖	85,889	86,391	98,761
金物及鑛產物	85,125	75,881	70,855
石油液體燃料機械油	79,754	65,043	74,779
米	64,376	121,234	58,981
煙草	62,681	58,373	49,162
工業藥品	48,713	46,905	34,255
紙類	45,405	37,384	34,246
機械類	43,605	44,283	29,887
染料及顏料	39,441	25,765	33,192
木材	34,685	23,178	27,819
毛織物類	32,564	24,616	44,431
麥粉	30,920	31,926	64,008

(註) 支那海關發表 單位千海關兩

率關稅を設けても、急激に産業保護の目的を達すること能はずして、徒らに物價を高め貧弱なる民衆の生活をして益益貧弱ならしむるに過ぎないだらう。假に外國人がこの關稅の障壁をくゞつて支那に資本を投ずるとしても、その結果は外國の資本的侵略となり、支那人の産業を建設することにはならない。けれどもそれにも拘らず關稅引上の危險が依然として存在する。又支那には現今なほ輸出稅を存續してゐるが、それは日本の工業に對する原料品の價格を高くすると共に、支那の農業の發展を妨げるものであるから、その濫用の弊害は輸入關稅の場合と同様であ

那の關稅である。支那は大戦後その國權回收運動の一部として關稅自主權を要求し、一九三〇年五月六日調印されたる日支條約により遂にその自主權獲得に成功した。この條約には日本の輸出品に對する稅率協定が含まれてゐるけれども、その期限は一年乃至三年の短期であるから、間もなく満期になつてしまふ。而して南京政府の財政上の窮乏、並にこの政府が支那工業を代表する所謂浙江財閥の支持を得なければならぬ事情の下において、自主權を濫用し高率の保護關稅を設くるに至るべき危險がある。現今の支那においては技術の進歩充分ならず、大企業形態たる株式會社制度すら理解されてゐない状態であるから、如何に高

る。

然るに支那においては日本の貿易に對する障害として關稅以外に更に日貨排斥といふ暴力的宣傳運動がある。この運動は一九〇八年以來九回の經歷を経て益々組織的に行はれ、現在では關稅その他の政策上の貿易障礙と相並んで日本の輸出を不振に陥らしめる。支那政府はその國民が自由意思により或外國からの輸入品を買はぬといつてもこれに干渉する道理はないと強辯するけれども、現今ではボイコットを組織的に指導するものは國民黨であつて、その國民黨は南京政府の別働隊であるから、この運動について政府に責任なしとはいへない。經濟上から見ればボイコットの結果は關稅と同じく日本輸出品の價格を高め自國消費者の負擔を増すばかりでなく、その態度の強弱が一定してゐないだけに一層有害である。また此の如き手段を以つて市場を攪亂するは自國生産業に取つても順當なる發達を期することにはならない。それにも拘らず支那の國民黨及國民政府はこれを以つて外交上の報復手段として利用してゐるのである。蓋し從來日本が支那において有する經濟的利益は南北二様に分れ、滿洲及北支那では政治的軍事的問題と結付いた所の所謂特殊權益であり、中部及南部支那では純粹なる貿易上商業上の販路關係であつた。そこで日本が北方において政治的進出を試みれば南方において報復的ボイコットが起つたのである。

昨秋以來滿洲事件、上海事件の突發に伴ひ、南方に猛烈なるボイコット運動が起つてゐる。本年上半期の日本の對支輸出は僅か六千三百萬圓にして前年同期に比し三割七分の激減である。その原因は揚子江の水害、戰爭内亂のために支那全體の輸入が萎縮したのではないかとの疑問を生ずるが、實際支那稅關の報告によれば昨年輸入貿易は頗る旺盛であつた。本年上半期も同じく旺盛であつた。つまり日本からの輸入が減じ、他の外國からの輸入が増したのである。昨年九月から本年四月まで八箇月の輸入總額に對する各國の分前を見るに日本は以前の第一位から第二位に下り、アメリカと位置を顛倒され、イギリスは第三位を保ちつゝ増加を示してゐる（東洋經濟新報七年七月廿三日）。

	一九三〇年	一九三一年	一九三一年九月より 一九三二年四月まで
米	一七・五%	二二・四%	二九・四%
日	二〇・六%	二〇・四%	一三・八%
英	八・二%	八・六%	一〇・〇%

但し事變以後の貿易を地方別に見れば本年一月までは各地方共激減したが、二月以後は中支、南支への輸出が全減に近き状態なるに反し北支にあつては却つて激増を示し、或月は前年同月の三倍にも達したことがある。それのために本年の上半期輸出は前記の如く三割七分減の程度を支へ得たのである（東洋經濟新報七年八月二十日）、これを見ると支那諸港の間に相當の競争が行はれ、日貨排斥も各地一様には行かないのである。

かくの如く對支輸出が萎縮したから、我國の輸出工業は非常なる困難に陥つたかといふに必ずしもさうではない。本年上半年はインド向輸出は却つて支那向の減少と略同額を増加し、その他のアジア、アフリカ諸國向も減少しなかつた。それ故綿織物の如きは昨年に比して僅少ながら増加してゐた。滿洲向は軍事費の支出等で激増するのは當然の事ながら兎に角四四%増であつた。下半年に入つてから爲替下落の影響が大に現はれ、これ等諸國への輸出は更に盛況を呈してゐる。だから實情は一部の支那人の考へるやうに支那の排日によつて日本工業を徹底的にやつ付けることは出来ないのである。併しながら對支輸出は爲替安の七、八兩月でさへ前年に比し三二%減であつて、ポイコットの尙盛行せることを思はせる（東洋經濟新報十月一日）。滿洲事件の日支貿易に及ぼす損害が何程になるかはまだ計算し得ない状態である。

日 印 貿 易

(第十九表)
日英對印度輸出綿布

年度 (四月 三月)	英國より入	日本より入	イ ン ド 産 生
	百萬碼	百萬碼	百萬碼
1927—28	1,543	323	2,357
1928—29	1,456	357	1,893
1929—30	1,248	562	2,419
1930—31	523	321	2,561
1931—32	385	414	2,948

日印貿易は主としてインド棉花の輸入（同國輸出の四割、産額の三割弱）と日本の綿製品、絹織物、人絹織物、雜貨類の輸出である。最近まではインドの銑鐵輸入も亦一つの重要な要素であつたけれども、日本の側においてインドの銑鐵を排斥して國內製鐵業を保護せんとする運動が行はれ、ついに昭和七年六月の臨時議會において銑鐵に對する高率關稅の設置が實現されることゝなつたから、この貿易は廢絶するものと見られてゐる。インドは從來英國ランカンアの頗る重要な販路となつてゐたが、そこへ大戰以來日本綿製品が競争を開始し破竹の勢を以つて英國品の販路を侵しつゝある。而してボンベイのインド人資本による紡績業も亦發達して來たから、こゝに三角競争が行はれることゝなつた。インドが一九一九年議會開設を許され、一九二一年關稅自主權を與へられて以來、同國工業家は擧つて熱心に保護主義を主張し、その結果屢々關稅引上を斷行した結果、近年自國生産を増加しつつあるけれどもなほ日英兩國品を排除することは出来ない。

インドの綿布關稅は次の如き沿革を辿つて頻りに増課されたものである。

- 一九一三年 一律從價 三%半
- 一九二一年 同 一%
- 一九三〇年(四月) 英國品 一五%
- 外國品 二〇%
- 但し生地綿布は二〇%か一ポンドに付三アンナ半か、何れか高き方
- 同 年(九月) 英國品 二五%
- 外國品 三一%二五

(第二十表)

英領印度の貿易相手國 (單位十萬ルービー)

年次	1929年				1930年			
	輸入		輸出		輸入		輸出	
	金額	割合%	金額	割合%	金額	割合%	金額	割合%
英國	1,055,1	42.4	680,8	21.2	743,5	40.2	559,2	22.2
日本	228,7	9.2	339,4	10.6	168,9	9.1	263,6	10.5
米國	181,0	7.3	386,5	12.0	151,6	8.2	247,7	9.8
支那	42,7	1.7	94,2	2.9	35,5	1.9	177,9	7.1
ドイツ	155,7	6.3	299,5	9.3	129,5	7.0	169,4	6.7
フランス	45,5	1.8	166,1	5.2	32,8	1.8	132,6	5.3
蘭領印度	154,0	6.2	40,4	1.3	119,5	6.5	39,3	1.6
其他共計	2,817,8	100.0	3,267,8	100.0	2,221,8	100.0	2,562,2	100.0

(註) League of Nations, International Trade Statistics 1930, 1932 による。

但し生地綿布は三二%二五か一ポンドに付四アン
 ナ三七五か、何れか高き方
 一九三二年(九月) 英國品 二五%据置
 外國品 五〇%
 但し生地綿布は五〇%か一ポンドに付五アンナ二
 五か、何れか高き方

税率の増加は日本品の輸出に不利なること申すまでもないが、英國品に對して特惠を與へられることも打撃である。蓋しインド産の下級品に對して保護が加へらるゝ場合に日本は高級品を出して英國品と競争するのであるが、その英國品に與へられる特惠が多くなれば競争上甚だ不利である。前記の中本年九月の引上は圓の下落による爲替ダンピングに對抗することを目的としたのであつて、來年三月までの一時的課税である(第三章)。けれどもオッタワ會議の結果英國に對し更に何程かの特惠を恆久的に増すかも知れない。尙同會議の協定により特惠の範圍が擴大され、日本絹織物及び最近大に増加しつゝある人絹織物の輸出にも不利なる影響を與へるであらう(第四章)。

(第二十一表)

印度重要輸出入品表 (單位十萬ルーピー)

輸 入 品	1929年		1930年	
	金 額	割合%	金 額	割合%
砂 石	160, 3	5. 6	115, 1	5. 2
油	107, 1	3. 7	111, 9	5. 0
綿 絲	65, 4	2. 3	36, 7	1. 7
綿 織 品	545, 8	19. 0	324, 3	14. 6
機 械	164, 3	5. 8	140, 8	6. 3
其 他 共 計	2, 871, 8	100. 0	2, 221, 8	100. 0

輸 出 品	1929年		1930年	
	金 額	割合%	金 額	割合%
米 穀 粉 類	289, 7	8. 9	324, 2	12. 7
茶	267, 5	8. 2	234, 4	9. 1
落 花 生	190, 5	5. 8	116, 5	4. 5
銃 鐵 及 屑	27, 5	0. 9	22, 7	0. 9
棉 花	663, 9	20. 3	545, 8	21. 3
黃 麻	296, 3	9. 1	154, 7	6. 0
粗 布	308, 2	9. 4	202, 8	7. 9
麻 袋	223, 5	6. 8	168, 0	6. 6
其 他 共 計	3, 267, 8	100. 0	2, 562, 2	100. 0

(註) League of Nations, International Trade Statistics 1930, 1932. による。

これ等の貿易に論及する違がない。

日滿ブロック論

最近我國にて有力に唱導される所謂日滿ブロック論の論據は次の如くである。近年の如く世界各國が國家主義の經濟政策を採つて益々關稅障壁を高くし、特にブロック經濟組織の建設に努力する時代においては、我國としてもまた獨自のブロックを作つて對抗する外はない。現に我國において外國の販路を目的にして種々の工業を起すものがあつ

以上日米、日支、日印の貿易を個別的に觀察し、その發展の希望とこれに對する障礙とを明かにすべく努めたが、こゝに述ぶる所は固より極めて大體のことである。また蘭領インド、フィリッピン、エヂプトその他のアフリカ諸國、オーストリア、カナダ等は何れも我が工業品の販路であり、將來における可能性の大なるものであるが、今は

ても、その外國が關稅その他の政策によつて妨害を試みるから、輸出に依存する工業は不振に陥りそれに従事する勞働者は失業する。それならば最初から頼み難き外國を相手にすることなく、政治的に安定したる一大ブロックを結んでそのブロック内に自足自給の經濟組織を立つるに如かず、滿洲國が獨立した以上は宜しく日本と滿蒙とを打つて一丸とする所の政策を樹立すべきである。

以上は一應否定し難き證據を有する説ではあるが、併しながら、滿洲の重要性には制限があることを忘れてはならぬ。固より日滿ブロック論者の中にも強弱様々あるけれども、その最も強氣のものは滿洲における日本移民の可能性を確信し、また滿洲の天然資源の無盡藏なることを前提して、滿洲の資源をよく統制するときは、日本は世界經濟から孤立しても發展し得るかの如くに論斷するのである。此の如き極端なる議論は事實の検討によつて當然瓦解せざるを得ないものと思ふ。抑々我國の外國貿易は近年二十億乃至三十億の間にあるが、この内滿洲が如何なる地位を占めてゐるか。事變前の昭和四年の統計を見れば日本より關東州への輸出一億二千萬圓、關東州よりの輸入一億六千萬圓であつて、これに安東、牛莊等の輸出入を前記數字の二割位と見て加算したのが日滿貿易の全部である。日本の貿易全體に對してこの數字は輸出六分、輸入八分にしかならない。之と比較すべく他の貿易相手國の分を求むれば支那は輸出一割七分、輸入一割となり、英領インドは輸出八分、輸入一割一分となり、而してアメリカは輸出三割四分輸入二割八分となる。即ち日滿貿易を日支貿易に比すれば輸出は半分に足らず、輸入も劣つてゐる。それは日米貿易に對しては比較にならぬ程少額であり、日印貿易にさへも及ばない程度である。簡單に考へても日本の生絲を滿洲に賣る望はなし、又日本紡績業の需要する棉花を滿洲から供給することは出来ない。日本人が滿洲大豆を小麥の代りに使用することも今の技術では出来ない。今後如何に形勢が變化するにしても日滿ブロックの自給などは全く空想と斷言せざるを得ないのである。滿洲には鐵と石炭の資源ある故これを利用して日本の重工業を打立てることが出来ると思

するものがあるけれども、石炭は別として鐵鑛は豊富といへない。國防の見地においてのみその價值が認められるのである。

併しながら、かくいふ意味は滿洲國の成立を無價值とするに非ず。滿洲の秩序が恢復せられ、産業が振興されるやうになれば、日本國民經濟の生命線とまでは行かずとも、重要な一支柱となることは疑ない。滿洲の鑛産林産の開發、鐵道の擴張により日本の資本と技術とを使用すべき一大地域が開けるのみならず、滿洲國は南京政府の如く排日政策を取らないから、我國はこゝに安定したる輸出市場を與へらるゝこととなり貿易關係は大に増大するであらう。比較のために朝鮮及び臺灣を取るならば朝鮮へ内地よりの移出は三億一千萬圓、朝鮮より内地への移入は三億圓あり、臺灣へ内地よりの移出は一億四千萬圓、臺灣より内地への移入は二億三千萬圓に達する。即ち現在では日滿貿易は臺灣と内地との移出入にも及ばず、朝鮮貿易に比すれば僅かに半分になつてゐる。故に將來政治的通商障礙の取除かれた場合に、日滿貿易が大に増加すべきことは言を俟たぬ所である。現今の如く世界經濟の不安なる時代には一國たりとも安定したる輸出市場の開放されることは我國の大なる利益である。但しこれは滿洲の治安が恢復することを前提としての計算である。治安の亂れてゐる間は問題にならない。

さて以上の如き事實を基礎として日滿間の關稅政策を如何に取扱ふべきかといふことは所謂ブロック計畫の重要な一部分となる。それには(一)日滿關稅同盟を結ぶべしとするもの(二)相互の特惠關稅制度を設くべしとするもの(三)單に滿洲の門戶開放に止むべしとするものゝ三説があり得る。日滿關稅同盟は、滿洲を朝鮮、臺灣と同じく全く日本帝國の關稅區域内に組入るゝことであり、ブロックとしては最も徹底してゐるけれども、それには種々の故障がある。第一に滿洲國は現在日本だけが承認してゐて、他の列國は承認してゐない。滿洲國はその立國の大原則として門戶開放を度々聲明してゐるけれども列國はそれを充分信用しない現狀である。この時日滿關稅同盟を結ぶこと

は右の聲明に反し、國際關係を益々紛糾せしめるものである。第二に滿洲國は現在銀本位の上に辛うじて貨幣制度の統一を企てゝあるが、これを金本位又は圓本位として日本と共通の制度に入らしむるまでには相當の年月を要する。共通の貨幣制度を有せざる國々が關稅同盟を設けてもその効果は微弱であつて、爲替相場の騰落のため却つて兩國内の市場を動搖せしむるに過ぎない。第三に日滿兩國の重要産業の中には相互に競争的關係に立つものが少からずあつて、そのために現在關稅障壁が設けられてある。それは結局撤廢を理想とするにしてもその以前に準備の時期を必要とする。例へば大豆、高粱、粟、玉蜀黍等の滿洲農産物は現在日本において課稅されてゐるが、これは我國農業の要求により最近増稅されたものであるから、遽かに自由輸入を許すことは出來ない。これ等の理由によつて關稅同盟の實現は望ましくない。

次に特惠關稅制度であるが、この制度は英帝國の如き一主權の下にある國々の採用する場合には外國の容喙を受けないけれども、獨立國の間には行ふことが出來ない。日本が滿洲に對して關稅引下の特惠を與へんとすれば、日本との間に最惠國の條約を結んだ諸外國は同様の特惠を要求するであらう。我國は現在關東州租借地の若干の産物に對し關稅を免除又は輕減してゐるが、それは租借地なるが故に故障を生じないのであつて、この制度を滿洲國に及ぼすことは國際法上不可能である。そのみならず特惠關稅は關稅同盟と同じく門戶開放の聲明に反するから、外交上にも不得策である。而して經濟上からいへば實際如何なる品目につき特惠制度が行はれ得るかといふ具體的事實を捕へなければならぬのであるが、日本の側にも滿洲の側にも特惠の目的物たるべき重要品はあまり見つかからない。日本の輸出品たる綿製品は特惠を待たずして充分外國品と競争し得る。雜貨も大抵は同じ状態である。滿洲からの輸入品たる大豆も現在日本の大豆輸入の全部を占めてゐるから特惠を必要としない。大豆以外の重要品は大豆粕及び石炭であつて何れも現に無稅だから、特惠の問題にならない。且これ等の品物も内地市場において外國品の競争を恐れる理由

はない。競争の相手は寧ろ内地の國産品である。

此の如く日滿關稅同盟及び特惠關稅制度は國交上の故障大にして、經濟上益する所は甚だ微弱である。しかも國交上の故障は諸外國の報復を招くこととなる故に、やがては經濟上の不利益を意味する。たとへ若干の品物につき特惠の利益を認められる場合ありとしても、日本としては滿洲以外の廣き世界に對する貿易に對し一層大なる關心をもたねばならぬ。こゝにおいて日滿ブロックなる思想は關稅政策上全く無意義に歸するかといふ疑問を生ずるのであるが、そこには尙大に考慮すべき問題が残つてゐる。第一は兩國の國定關稅率そのものを改正して貿易の發展を自由ならしむること、第二は關稅以外の手段により生じたる貿易の障礙を撤去することである。第一の點は滿洲國の關稅自主の實現に伴ふ重要な問題であるから後に論ずることとして、まづ第二の點を考へる。

こゝに關稅以外の手段にして關稅と同じく貿易の障礙となることといふのは主として石炭カルテルの問題である。滿洲の鑛物資源は昨年以來頻りに宣傳されてゐるけれども、鐵及オイル・シエルは國防上の見地を離れて純經濟的に見れば重要でなく、アルミニウムは尙ほ技術上の研究時代に屬する。獨り撫順の石炭のみが眞の資源である。然るに現在その石炭は内地の同業者のカルテルに強要されて所謂送炭制限の束縛を受けてゐる。日本の炭坑は多年の採掘により生産費が高くなり、到底撫順炭と自由競争することが出来ない。そこで大正十年十月に組織されたる石炭鑛業聯合會は滿鐵に交渉して送炭制限を實行せしめ、内地の炭價を維持することとなつた。昭和七年の春にも筑豊石炭鑛業互助會と稱する群小炭坑主の團體が主動者となつて大炭坑主と謀り撫順炭の輸入制限率擴大を目的とする所の政治運動を起した。地方代議士の周旋、拓務大臣の仲裁などあつて辛うじて幾分滿鐵に有利なる協定に達したやうであるが、要するに送炭制限は行はれてゐる。そのため滿鐵は内地のみならず奉天、大連においても炭價を不相當に吊上げ、却つて南支上海地方に向つて安く賣つてゐる。つまり日本國民は折角滿洲の利權を獲得してゐながら高價なる石

炭を使用し、従つて工業の發達を妨げられてゐるのである。本來我國の炭價は外國に比して著るしく高いからこれを引下げるとは工業上の重要問題である。例へば或工業品の原價の三割を炭價が占むる場合に、その炭價が滿洲炭の輸入制限撤廢により三割だけ引下げられるとするならば、その原價は九分の節約を見るわけである。送炭制限を主張するものは内地炭坑の失業を理由として運動するが、生産費の高い企業をカルテルの力によつて永久に生かしておくことは國民經濟の利益に反する。故にかゝる制限は早晚撤廢を必要とするのであつて、そのためには小炭坑に補償を與へて閉鎖せしむる如き妥協もなし得ざることではない。かくの如きは滿洲國の獨立を待たずして疾くに解決されなければならぬ事柄であらう。

製鐵業に關しても同様の問題が生じ得る。内地及朝鮮の製鐵業は自然的條件が具はらないために生産費高くして、政府から多額の獎勵金を受けるに拘らず尙インド銑と競争することが出来なかつた。そこで關稅要求の運動が起り、今春の議會において終に高率の關稅引上案を通過せしめ鐵價を吊り上げることゝなつてしまつた。この政策が將來日本工業の發達を助くるやうになるか、又は徒らに製鐵業を救濟して他の工業の負擔を増すに止まるかは一の疑問であるが、何れにしてもそれは當然滿洲の製鐵業の利益と衝突する。滿洲の製鐵は貧鑛を用ひるのであつて、その能率はインド等には及ばないけれども、それでも内地の同業者には勝さつてゐる。そこで滿洲の銑鐵が輸入されることなく、却つて外國へ安賣されるやうになれば日滿ブロックの意義は皆無となる。内地製鐵業者は飽くまで關稅障壁の下に滿洲銑を拒絶せんとするか、それとも日滿國際カルテルの如き方法により兩者の衝突を避けつゝ鐵價を安くせんとするか、こゝに將來の問題がある。

滿洲國は今春獨立を宣言したけれども、當時は關稅は以前のまゝとなし、單に稅關の管理を自らするに止まつた。九月になり日本がその獨立を承認するに至つて關稅自主を實現し、同月二十五日より支那を外國として取扱ふことゝなつた。即ち從來は舊制度により支那品は滿洲國海關において低率なる移入稅を課せらるゝに止まつたが、その以後は支那品に對し輸入稅を課するのである。従つて支那品は滿洲市場において外國品と平等の立場で競争しなければならぬ。而して支那からの輸入品は綿織物、綿絲、絹織物、雜貨等何れも日本の競争を受くるものが多くなつたから、日本はこの一舉により大なる利益を受けるわけである。昭和六年の滿洲輸入總額中日本品の占むる率は四三%に達し支那品は二六%に過ぎなかつたが、今後は更に日本品の増加と支那品の減少を見るであらう。但し支那の輸入品中綿製品は日本の在華紡績會社から供給されるものが少くなかつたから、それ等の品については日本は右手に得て左手に失ふことゝなる。然るに滿洲國が關稅自主を斷行したとき支那國民政府もまた對抗策を取り、從來滿洲における支那稅關の徵收したゞけの關稅を支那本土の稅關にて徵收するといふ原則を立てた。その結果支那各地から滿洲へ行く品物は二重課稅を受けることにもなり得る。併し支那は滿洲を外國とせず、支那の領土と見てゐるから輸出稅や輸入稅を取ることは敢てしないのである。

かくの如くにして滿洲國の關稅自主は極東の貿易關係に一大波紋を描くのであるが、これだけでは問題は解決されない。現行關稅定率は國民政府が一九三一年一月から實施した所の支那の工業保護を目標とする關稅であるから、それがそのまゝ滿洲の關稅として適切なりとはいへない。そこで如何なる方針の下に滿洲國獨自の新關稅法を作るかといふ問題を考へねばならぬ。滿洲國の消費者は從來支那の工業を扶植せんがために比較的高き價格を拂はされてゐたが、一たび支那から獨立した以上はその負擔を免れて然るべきである。滿洲は農業地であるから工業保護稅を必要とせず、寧ろ外國の工業品を出來るだけ安く買へるやうにするがよい。併しながらまた滿洲にも工業資源があるからこ

れを開発するために相當の保護關稅を要するとの説もあらう。日滿ブロックの立場から見れば滿洲を農業國として發
展せしめ、その購買力の増大するに従つて日本工業の販路擴張を期すべきであり、そのためには滿洲の關稅を出来る
だけ低率にしなければならぬ。前に述べた理由で關稅同盟及び特惠制度は望ましくないが、滿洲國がその宣言通りに
門戶開放して工業品輸入を自由にするならば、日本品は何等特別の取扱を受けなくても自然に滿洲市場において充分
の販路を獲得することが出来る。但し滿洲國の財政は決して豊かでなく、關稅はその最大の財源となつてゐるから、
これを低率とするにも限度がある。結局は阿片及び鹽の專賣、又は消費稅の建直しによつて財源を作り、關稅は財政
の許す限り引下を行ふべきであらう。

尙滿洲國の關稅政策と關係して關東州租借地の關稅問題が考慮されねばならぬ。租借地は最初から自由地帯とせら
れ、商品の輸出入はすべて無稅になつてゐる。そのために租借地内の物價は日本よりも支那よりも安く、同地住民の
ためには幸福であるが、併し同地は内地の一縣位の面積を有し、特に海岸線が長いから、之を自由地帯としたる結
果、滿洲側に密貿易の弊を生じてゐる。特に滿洲國が支那から來る商品に對し移入稅の代りに輸入稅を課することゝ
なつたから、密貿易の今後益々盛になる恐れがある。従つて滿洲の關稅制度を完成するには租借地の自由地帯制を廢
止してこれを滿洲の關稅區域内に包含せしめるのが最上の策である。併しながら關東州を日本の租借地としておきな
がら、これを滿洲國の關稅區域内に組入れることは法律上多少の難關があるのみならず、經濟上にも二三の故障なき
を得ない。即ち關東州を自由地帯としたのは大連を仲繼貿易港として繁榮せしめるためであつたから、大連をしてこ
の特典を拋棄せしめることは不得策ではないか、保稅倉庫及び保稅工場の制度によつて充分その缺陷を補ひ得るか
といふ疑問がある。又關東州は日本の租借地なるが故に日本の關稅制度上特殊の取扱を受け、同地の生産物二十餘種に
對し日本の輸入稅を特惠的に免除又は輕減されてゐるが、關東州を滿洲國の關稅區域に入れた場合には右の特惠制度

をも廢止の必要に迫られはしないか、そのために損失を受くる所の産業を如何様に取扱ふかといふ疑問がある。又關東州が滿洲國の關稅區域内に入り、従つてその住民が關稅を負擔するやうになれば大連稅關の收入の一部を關東州に分與しなければならぬ。その割合を如何にするかといふ問題も起る。これ等の諸問題を適當に處理しなければならぬのである。

第六章 近時の日本關稅政策

日本の國情は領土狭く資源乏しくして、而も人口の増加は急激であるから工業化の必要が痛切に感ぜられ、關稅政策は自由主義の方向に向はねばならぬ必要があるけれども、既述の如く諸外國の態度は我國の發展に對して有利といふことが出来ないのみならず國內における農業及び工業の既存の利益は外國品の輸入に對抗し、やゝもすれば自給自足論の横行をみる状態である。世界の一部が國民的自給自足の不可能なることを見て或はブロック政策に轉じ、或は通商協定の擴張を豫想する時代において、我國の輿論は今日なほ舊式保護政策に停頓してゐるものゝ如くである。それは多くの大工業を代表するところの日本經濟聯盟會、日本工業俱樂部について、又全國農業の系統機關たる帝國農會についても同様である。最近には一九二七年の國際經濟會議を動機として自由通商協會が生れ、殊に大阪方面において活潑なる運動をなしてゐるが、その勢力は全體において尙微弱といはざるを得ない。政治界にあつては昭和四年七月濱口内閣成立の頃から、民政黨が自由通商の精神を我國の政策に注入すると稱し、近年の關稅引上運動を幾分阻止する態度をとつたけれども、結局においてこの態度を徹底せしめることは出来なかつた。而して政友會はこれと反對に保護政策の必要を力説し、その主張が昭和七年六月協力内閣の下に一部實現されたやうな状態である

(附録三参照)。

抑々我國の保護主義は明治維新以來の傳統によるものであつて、その根底は容易に覆へずからざるものがある。明治時代においては關稅は不對等條約の下に固定されてゐたから、これによつて保護主義を實現すること不可能であつたけれども、當時すべての新産業を打立てるには國家の助力を借りざるものなく、補助金とか利益保證とか資金供給とか技術的援助とか、凡ゆる國家的保護手段が講ぜられてゐたのである。明治三十二年關稅自主權の一部を恢復し、四十四年更にその大部分を恢復するに至つて、この保護主義が關稅政策の上に濃厚に現はれて來たものである。然るに歐洲大戰は日本の農業、工業に對し均しく強烈なる刺戟を與へ、千載一遇の黃金時代を現出せしめたが、此の如くして急激に膨脹したる新舊産業は大戰後に至つて再び外國の競争を受け、困難を訴ふるやうになつた。即ち農村にあつては農産物の下落、農地價格の下落、農家負債の激増に苦しみ、商工業にあつては生産設備の過剩、固定資金利子の負擔に苦しんでゐる。特に工業についていへば各種の大工業が存立してゐるけれども全く國家の援助なくして自立し得るものは木綿工業の外には幾許もない状態である。だからこの實際經營上の困難の中にあつて傳統の保護的思想が勃興するのは當然のことといはねばならぬ。言葉をかへていへば内外の形勢は國際分業を必要とするに拘らず、現に存在するところの産業組織が國際的になつてゐないから、そこで將來の必要と既存の利益との間に衝突が起つてゐるものである。

歐洲大戰以後の關稅

歐洲大戰以後の我國關稅政策の沿革をみれば、大體次の如くである。明治四十四年に實施されたる諸外國との通商條約は滿期に近づき、政府は再び關稅の一般的改正をなすべき時期に達したが、世界經濟の激變は緩慢なる調査立案

の暇を與へず、當時の原内閣は「戦時に勃興せる重要産業にして保護の必要切迫せるものに對しては、一般經濟界の安定を待つ暇なく、この際適當に關稅率を改正するの要あり」となし、同年染料、藥品の輸入税を従價一割乃至二割に相當する率より三割五分に引上げ、機械類の輸入税を一割五分より二割に引上げた。續いてその翌大正十年製鐵業保護のために各種鐵類の輸入税を引上げ（但しこれは造船業の奨勵と衝突する故、造船材料に對してのみ免税の規定を設けた）、又化學工業の製品たる苛性ソーダ、ソーダ灰等稅率の引上を行つた。又始めて不當廉賣防止關稅の規定を設けたのもこの時のことである。續いて大正十一年には我國の舊産業たる銅鑛山の滅亡を豫防する目的を以て、銅、眞鍮及び青銅の關稅を引上げた。この頃は戦時に勃興したる諸産業が急激なる打撃を受けて居り、而も戰爭直後の國產自給熱旺盛なりし時期であるから、苟も既存の工業はすべて之を維持して行かなければならぬとする極端なる自給主義が各國に行はれてゐたのである。

それから大正十三年所謂三派聯立内閣の下に濱口藏相によつて贅澤品關稅が設けられ、石鹼、齒磨、白粉、髮油から紅茶、珈琲、ビスケットに至るまで贅澤品並に非贅澤品の百二十四品目に對し従價十割の禁止税をかけた。これは戰爭によつて惹起されたる奢侈輕薄の風を一掃するといふ精神的の目的と共に、大震災によつて激増したる國際貸借の逆勢を轉回せんと試みたもので、最初は一時的制度として關稅定率法外に置かれたけれども、實際には數回修正の上大部分据置の保護税となつてしまつた。

この頃になつて政府は愈々一般的關稅改正の調査にとりかゝり、大正十五年民政黨内閣の下に新關稅定率法が實施されることゝなつた。この新稅法編制の西綱は次の如きものであると説明された。

- (一) 我國に生産がないか、又は生産の爲めて少い原料品については無税又は低率の現行法を維持すること
- (二) 重要産業にして發達の見込あるものに對して保護を與ふること

(三) 事業の基礎強固にして外國との競争に堪へ得るものに對して幾分税率を引下げること

(四) 生活必需品に對しては税率を輕減すること

(五) 嗜好的消費に屬する品物に對してはその消費を抑制する趣旨を以つて相當の高税を課すること

實際においては、(一)は實現されたが(三)について木綿工業の如き基礎強固となつたところの産業に對しても引下の企てを見なかつたのである。(四)に對しては必需品の中で小麦、小麦粉、鳥卵等について政府は据置又は引下を提案したけれども、それは議會において農業者の反對に遇ひ、結局は却つて税率引上となつてしまつた。つまり引下は極めて少くして引上のみなされたのである。但し明治四十四年に比すれば物價は非常に騰貴してゐたから、從量税についていへば据置は實質的の引下を認めたことになる。(二)の意味において引上げられたものは毛織物、毛絲、トツプ、人造絹絲等が含まれてゐたが、これ等は何れも大戰以來發達したる新工業である。然るにこの大正十五年の改正に洩れたところの品物にして保護を要求するものが少からずあつた。それ等のものが爾來毎年關稅引上の要求をなしてゐるが、そのうちで砂糖は昭和二年に引上の目的を達し、木材は四年に同じく引上となつた。鉄鐵に關しては猛烈なる引上運動が起つたけれども當時はインドの報復を顧慮した爲めに中止となり、昭和二年製鐵業獎勵法の下に生産獎勵金を與へて關稅に代へることとなつた。

昭和四年民政黨内閣成立の前に濱口總裁はすでに「保護に忤れて獨立心を失ひ、却つて産業發達の妨害となつてゐるものあり、補助してみても發達の見込なきものなまでに補助してゐるものもある。」「吾人は我國の關稅政策に自由通商主義の精神を注入する必要ありと信ずる。直ちに絶對自由貿易主義を主張するものではないが、我國財界の現狀に立脚し産業の將來に思ひを致し、國家の大局より見て國民全體の妥當なる要求に従はんとする」(民政黨關西大會における演説)との意味を述べて居り、藏相となつた井上氏も同意見であつたから、組閣の後關稅審議會を設けて次の二

ケ條について諮問した。

(一) 我國關稅率中には徒らに過當なる保護を持續し又は既にその必要を失ひたるに拘らず之を訂せざるものなきや、之に對する改正の方針如何

(二) 金輸出解禁に際し經濟政策上考慮すべき事項如何

然るに審議會は(一)に對しては、綿絲關稅を三割五分減となす外、僅かに或種の鐵筒及び鐵管、或種の生絲、牛肉、高粱、或種のセメントにつき減稅又は撤廢を答申するに止まり、(二)に對しては、金解禁に處する一時的手段として關稅引上の權限を政府に與へ(第三章に述べたる伸縮關稅制度)、これによつて新興工業に對する増稅を行ふべしとの決議を行つた。當時自由通商協會の如きは(一)の趣意を達するため更に調査を繼續すべきことを聲明したけれども、輿論の反響を得ることが出来なかつた。

併し乍ら兎も角この内閣は種々の關稅引上運動を拒絶し、昭和五年の議會には關稅審議會の第一號答申のみを提案し、第二號答申の伸縮關稅に對する要求を葬り去つたのである。而して井上藏相は更に進んで關稅改正の根本的調査にとりかゝり、不當なる保護關稅の撤廢と金解禁に伴ふ物價下落に應ずべき從量稅引下を斷行するの意思を示したのである。けれども昭和六年に至つて不況は益々甚しくなり、與黨の中に關稅引上の聲が高くなり、政府の收支も多大の赤字を出すことゝなつたから右の改正計畫は自然消滅し、逆に不況救濟の目的を以つて小麥、鐵、木材の稅率引上を議するまでに逆轉した。

その時民政黨内閣は突如として倒れ、政友會が所謂五ヶ年計畫を提げて立つことゝなつたが、その計畫の中には多くの産業に對する保護關稅を含んでゐるのであつた。而して昭和七年五月犬養總理の暗殺に次いで所謂協力内閣が出現したが、關稅政策については政友會の立案を繼承し、鐵、小麥、木材、自動車部分品、高粱等の稅率引上を斷行

した。この關稅案は大正十五年以來農業及び工業の兩方面から絶えず繼續されつゝあつた所の引上運動の要求をついに充たしたものと云ふことが出来る。なほ同じ議會において金再禁止に伴ふ從價税及び從量税の不均衡を正すといふ理由の下に從量税の三割五分を一率に引上げるところの法案が通過したが、これは實質において單なる税率の平均でなく、むしろ一般的保護の擴張となるものである（第三章を見よ）。而して例の伸縮關稅の要求はこの時にも商工省から持出されたけれどもこれだけは沙汰止みとなつた。

以上は大戦以後の關稅政策につき大體の經過を述べたのであるが、その詳細を明らかにするには個々の産業について觀察を下さねばならぬ。こゝにはその中の最も主要なるものについて簡単な説明を試みることにする。

鐵 鋼 關 稅

鐵鋼關稅、特に銃鐵關稅の引上は戦後の大問題の一つであつた。我國は元來自然的には製鐵業發達の條件に恵まれてゐないので、明治年間にも度々官民の計畫があつたけれども皆不成功に終つた。たゞ日清戦争直後に軍器獨立の必要といふ理由で始めて八幡の官營製鐵所を起したが、固より收支相償はしむる考へではなかつた。それが一つの營利事業として存立し得るやうになつたのは全く大戦中の鐵價暴騰によるのである。銃鐵の市價は大正三年開戦の當時一噸四十九圓であつたのが、兩三年の間に二倍となり四倍となり、七年夏には遂に十倍の五百圓を唱ふるに至り、その後低落して百五、六十圓となり、大正九年の恐慌以來急に下つて百圓となり、八十圓となり、以來下落の一方で最近は三十圓まで下つた。鐵價の暴騰した時代には東京市中の川底を掘つて屑鐵を拾ふことが一つの商賣になつた程であるから、全國到る處鐵の製造に多少の便宜ある所では、盛に事業を起し、舊南部落の領内で昔やつてゐた砂鐵の精鍊をなす小規模の手工的工場が再生するに至つた。だからこの時八幡も大いに儲けて大いに擴張したが、民間でも大資本を投じて製鐵所を起すものがあり、大正七年には大小二百の製鐵所があつたといはれてゐる。現在の大會社たる東

洋製鐵會社及び三菱製鐵會社は大戰中に創立されたものである。又三井系の釜石や輪西の製鐵所は以前からあつたけれども當時現在の規模に擴張されたのである。此の如くして我國の製鐵業は大戰中の不自然なる好況に乗じて勃興したものであるから、戦後になつて外國の同業者と競争することが非常に困難であることは言を俟たない。併しながらすでに大資本を投ぜられたところの事業はその生産條件の不備なるに拘らず國家の保護の下に存続せんことを要求し、輿論も亦製鐵業の國防上その他の重要性に鑑みその要求を聽き入れる方に傾いた。そこで大正九年先づ製鐵業獎勵法を設けて所得税及び營業稅免除の特典を與へ、昭和二年には關稅に代るべき補助金を與へることゝなつた。その補助金は銑鐵をそのまま用ひる場合には一噸につき三圓、製鋼用の場合は五圓、同じ場所で銑鋼一貫作業を行ふ場合には六圓といふことになつてゐる。これは鐵價及び一般物價の低落したる時期においてはかなり高率の保護を意味し、政府はこれがために毎年二百數十萬圓を支出してゐたのである。官立製鐵所は補助金を與へられないが、その損失は政府の負擔するところであるから、我國製鐵業維持のために國庫の支出するところは更に數百萬圓を加へることになつてゐた。併しながらこれだけでは未だインドの銑鐵に對抗することが出來ないといふので、數年來頻りに關稅引上運動が試みられた。それが昭和七年遂に成功して百斤につき十錢の關稅を引上げ三十六錢即ち一噸につき六圓十錢の關稅を實施することゝなつたのである。而して奨勵金がそのまま据置となつてゐるから現在銑鐵の受ける保護は一噸につき九圓乃至十二圓即ち時價に對して三、四割の高率に達することゝなつた。

我國が製鐵業發達の自然的條件を具へてゐないといはれる事情は、第一に鐵鑛山の無いこと、第二に石炭の高價なることである。世界の優良なる製鐵所をみれば何れも豊富なる鐵鑛山又は石炭坑の近くに設けられてゐるが、これは重工業における運賃の重要性から考へて當然のことである。然るに我國の製鐵所は何れの點においても極めて不完全であつて、朝鮮兼二浦の三菱、岩手縣釜石の三井の如きは石炭に遠いのみならず鑛石も亦遠い外國から運んで來なけ

ればならぬ（兩地ともに附近に鐵鑛山があるけれども何れも貧鑛である）。現在我國で使用される鑛石は馬來半島及び濠洲の北端から取り寄せるのである。但し外國の製鐵所でも石炭と鐵鑛と同じ場所から出るやうな好條件を具へたものは現今は殆どないから、我國で海上運賃の低廉なるを利用して外國の鑛石をとり寄せることは必ずしも不利益とはいへない（海上運賃は陸上運賃の三十分一位にしかつかない）。けれども石炭の高いこと、而も製鐵用に適する石炭の供給乏しきことは、非常なる缺點といはねばならぬ。併しながら當業者はそれにも拘らず研究に研究を重ねて行けば、やがて外國に負けぬ程度の發達をなすべき望ありと稱してゐる。兎に角現在においては年々内地の銑鐵産額が増加し、需要の大部分が内地及び滿洲の製鐵所によつて充たされるやうになつたから、この際なほ一層の保護を試みるがよいといふのである。

滿洲においては現に滿鐵の鞍山製鐵所及び本溪湖の製鐵所があつて、鐵鑛石の性質は貧弱であるが安い石炭を利用し得るが故に、内地及び朝鮮に比すれば良好な條件を具へて居る。滿洲の資源と稱せられるものゝ中でこの石炭及び銑鐵が恐らく最重要なるものであらう。たゞ問題となるのは滿洲銑鐵を輸入する場合に高率關稅のかゝることであるが、それについては別に補助金を増額するの途もないではない。然し比較的優良なる滿洲の銑鐵業でもなほ補助金を受けなければ外國産と對抗することが出来ないといふ事實は、我國の製鐵自給論の一大弱點といはなければならぬ。即ち種々の人爲的方策により國內の需要を自ら充たし得たとしても、そのために鐵價が高くなれば鐵を使用するところのすべての工業に對して發達の障礙となるのである（鐵價を高くしないといふ點において獎勵金は關稅に勝る）。

我國の工業發展の基礎として銑鐵の自給が出来ればこの上ないことであるが、不幸にしてその自然的條件が具らずとすれば、むしろ外國の安き銑鐵を輸入することゝして製鋼並に諸機械製造に全力を傾注することを得策であるといふのは、右の保護論に反對するものゝ理由であつた。實際スイス、イタリーの如き銑鐵の一噸をも製造せざる國におい

て機械製造の大いに發達してゐる實例からみれば、この反對説に強き理由ありと認められるのである。けれども反對論を支持するものゝ政治的勢力は保護論の勢力に及ばなかつた爲めに、ついに今回の増税を見ることゝなつた。この増税の結果が果して外國品の輸入を食ひ止め得るか、又これを食ひ止め得るとして、やがて我國の鉄鐵原價を永久に高くすることはないだらうか、といふことが今後の大問題である。それについては製鐵業それ自身の合理化と、滿洲の安き石炭を如何に利用するかといふ問題が起つて來る。

化學製品關稅

化學製品と總稱せられるものゝ中には染料、ソーダ類、人造肥料、各種藥品等がある。何れも大戦に伴ふ好況時代に發生し、又は急に發達した新工業であつて、その點からみれば製鐵業とよく似た立場にある。

染料は主としてコールタールの製品であつて、戦争前にはドイツがこれを獨占してゐたから、開戦と共に各國において供給拂底を告げイギリス、アメリカ等でも新企業が起つた。我國では日本染料會社と稱する半官半民の會社を起して、これに補助を與へることゝしたが、その他にも新に製造を始めるものがあつて一時盛況を呈した。けれども戦後外國からの輸入が始まり、我國の製造家はこれと競争することが出來ないために、大正九年關稅の引上を行ひ、従價三割以上に相當する高稅を課したが、それでも足りないので更に大正十三年輸入制限令を發し、輸入に對して一々免許を要することにした(附録六參照)。染料には多くの種類があり、その中に日本で比較的安く出來るものと出來ないものとある。それ等について取扱は差別されてゐるが、要するに何れの場合にも輸入制限及び關稅のためにその價格を高められてゐることは事實である。染料に對する課稅は國民の衣服に對する課稅であるのみならず、我國の輸出品たる綿織物、絹織物の原價を高めることになるから輸出振興の方策と衝突するものである。そこで織物業者はこの關稅に反對するけれども他の一方には更に引上の要求もあり、昭和七年の増稅には洩れたが將來更に問題となるべき

危険性を持つてゐる。

次に人造肥料は硫酸アンモニア、ソーダ灰等であるが、これ等のものは天然肥料たる豆粕、魚粕、骨粉並に農家の自給肥料と競争してゐるのである。硫酸アンモニアは窒素肥料の主要なるものであつて、大戦以後その需要が非常に増加し輸入額も年々數千萬圓に達してゐる。然るに硫酸の製造業が我國に發達し、それには電氣と石炭のほか、別に特殊の原料を必要としないから、我國が自然的條件において缺けてゐるわけではない。けれども現在ではなほ外國品に對抗出来ないといふので關稅新設の要求が屢々起つて來る。然し我國では農家の負擔を増してはならぬといふ理由で明治三十二年以來、すべての肥料に關稅をかけない方針を一貫してゐるから、この硫酸關稅の新設は伸々實現されない。而も硫酸製造の技術は頻りに發達し、我國の製造會社中にも舊式技術を用ふるものは生産費が高いけれども、新式のもののはさほどでないといふ事實があるから、尙更關稅保護の理由は薄弱といはねばならぬ。然るにこの工業は歐洲諸國においても生産設備過剩に陥り、且つ又同じく窒素肥料たるチリ硝石との競争があるために、時々ダンピングと目すべき安値で輸入されることがある。各國の當業者は國際カルテルによつてその不況を免れんとするけれども、カルテルの決裂したときは忽ちダンピング戦が開始されるのである。そこで我國においては昭和五年以來度々これに對する不當廉賣防止法の適用が問題となつたが、農業者の反對あるがために運動は失敗に歸してしまつた。昭和六年十二月に至つて國際カルテルの決裂に應ずるために、ついに硫酸の輸入制限令を行ふこととなつたが、それについては農業利益の代表されたる委員會が組織されたから、その委員會の中にあつて生産者と需要者と衝突が繰り返される状態である(第三章參照)(附録六參照)。

ソーダ灰も新興工業であり、政府の補助金も受けてゐるが、矢張り昭和五年中硫酸と同じく外國からのダンピングがあるといふので、同様の問題を起してゐる。この方は日本の生産者と外國の生産者との間に協定が成立した爲めに

關稅新設は中止となつてゐる。

人造絹絲關稅

人造絹絲の技術は大戦後發達したものであつて、我國においても外國の特許權買収によつて事業が開始されたのである。然しこの工業の原料はパルプと電力であつて自然的條件の制限を受けることが少いから、我國において發達の可能性は充分にある。幼稚産業の保護としては最も理由の具つた場合である。實際において我國の人絹工業は昭和三年頃すでに殆ど自給の域に達したのみならず、人絹織物となつて英領インド、エジプト、蘭領インド、支那等に輸出せられ、昭和七年上半期にはその輸出高が絹織物を凌ぐまでに發達して來た。即ち現在では最早外國の競争を恐れざる時期に達したものと云ふことが出来る。關稅政策としては大正十五年從價二割七分の標準を以つて百斤につき百二十五圓の保護關稅を課したが、その後諸物價の下落と人絹技術の進歩により生産費は半分以下に下つたから關稅引下運動が起り、昭和六年濱口内閣の下に従量稅を四割方引下げることになつた。この引下は近年引上の流行する時代にあつて一つの異例をなしてゐるが、當時人絹の生産費は非常に安くなり、すでに輸出品となつてゐたのだから、關稅はあつてもそれがために價格を吊り上げることはなつてゐなかつた。従つてこの引下は毫も當業者の苦痛を意味するものではなかつたのである。

然るにその頃福井、石川地方などに人絹織物の保稅工場があつて、非常に安い外國の原料を利用して輸出品を製造し、外國市場において國產原料を使用する織物と競争するやうになつた爲めに、又一問題を起した。即ち内國人絹會社は、この保稅工場はイタリーの不當廉賣品を使用するものであるから、その保稅を差止めて貰ひたいといふ要求を提出したのである。元來保稅工場の制限は保護關稅と輸出工業の利益を調和する意味で設けられたのであるが、こゝに至つて一つの新しき問題に逢着したことになる。即ち原料生産業が大に發達した場合には保稅工場はこの生産業に

對する脅威となることが明にされた次第である。而してこの問題に關しては未だ根本的解決は考慮さるゝに至らない。人絹については現に設立された所の保税工場は法律によつて保護されてゐるから、これを廢止することは出来ない。たゞ今後においてその新設を制限し且つ取締を嚴にすることゝなつたのである。

砂糖 關稅

砂糖は大正十四年の一般的關稅改正の後に至つて關稅引上に成功したものの一つであるが、我國における製糖業の保護政策はその以前において頗る長い歴史を持つてゐる。即ち日清戰爭の結果臺灣が新領土となつてから臺灣の甘蔗栽培並に砂糖の製造を保護することゝなり、當時外國との協定稅率により精製糖の輸入稅率が束縛されてゐる中であつて種々の窮策を講じ、更に明治四十四年の條約改正以後高率の保護關稅を許したのである。けれども幼稚産業保護の理論は實現されずして、現今に至るまで我國の砂糖は外國に比して非常に高く、而も尙當業者は關稅の引上を要求する状態である。砂糖には消費稅と關稅の二つがかゝつて居り、消費稅によつて相當高くなつてゐる上に更に關稅によつて一斤につき五錢の高値となつてゐる。消費稅の收入は八千萬圓に達してゐるが、關稅保護の下に消費者から生産者に拂はれる金額も恐らく年額六千萬圓位に達するであらう。而して製糖業者はカルテルを形成してゐるから關稅障壁を完全に利用して國內價格を吊り上げることが出来る。そこで砂糖商、菓子商の團體は砂糖關稅減廢の運動を起してゐるが、今までは全く失敗に歸し、却つて保護關稅引上の氣勢が強い。これに對して一般消費者の聲が少しも現はれないことは寧ろ不思議である。

我國の糖業は關稅障壁の下に發達して昭和三、四年頃には全國の需要を自給することゝなり、なほ支那市場に對し年額二、三千萬圓の輸出をなして居るから、外觀上は幼稚産業保護の成功したる實例の如くに見える。のみならず堂堂たる政治家にして糖業における保護政策の成功を誇るものすらある（山本条太郎氏、經濟國策の提唱、九三頁）。けれ

ども事實において砂糖の國內市價は前記の如く關稅のために非常に高くなつてゐるから、所謂自給はむしろ國民の迷惑である。現在我國ではかくの如く糖價が高くなつてゐるに拘らず、一面において支那へ砂糖を輸出してゐるのは一の奇觀であるが、この輸出が可能であるのはジャヴァの原糖（その生産費は臺灣の半額である）を原料として用ひ、安き砂糖を造るからである。若し關稅を廢して内地用にもジャヴァの原糖を使用するとしたならば、國民は少くとも二、三割安き砂糖を供給される筈である。だから砂糖關稅は保護のよき例でなくして却つて惡例である。他の保護政策（例へば銃鐵關稅）が同様の状態にならぬやうに警戒することが肝要である。

木 材 關 稅

大戰前日本は木材の輸入國たるよりも寧ろ輸出國であつたが、戦後はアメリカ、露領沿海州、鴨綠江等からの輸入が増加し、殊に大正十二年大震災の復舊工事以來米材が盛に輸入せられることゝなつた。一時は木材の輸入年額一億圓以上にも達した。關稅は大正十五年一般的改正の際製材したるものにのみ之を課し、製材せざるものは無稅となつてゐたが、昭和四年兩者共に課稅することゝし、五年には四年の改正に洩れたる沿海州材にも課稅することゝし、七年更に粗製材に對して増稅することゝなつた。此の如く増稅の頻々として行はれたのは山林業者の運動によるものであるが、その保護の理由は山林の收益少くして植林その他の資金枯渴し山林が荒廢するから、外材を阻止して木材價格の吊り上げをなさねばならぬといふことであつた。併しながらこの課稅に反對するところの外材輸入業者の説によれば、造林は年數を要する仕事であるから差向き關稅により市價を高めても植林の奨勵にはならない。却つて伐採を奨勵し甚だしきは亂伐に陥ることゝなる。現に昭和四年増稅の際に外國よりの見越輸入は至つて少かつたが、國內の伐採が盛に行はれた爲めに課稅の後に、市價暴落し内外材ともに損失を受けた事實がある。我國は面積の五割二分が森林となつてゐるに拘らず、現在の如く木材の供給を外國に仰いでゐるのは運材の便利悪しきためである。これに反

して北米の太平洋岸には船積に便利なる地點に自然の大森林があるから、自然その價格が安くなるのである。だから天然資源の保存といふ點からみれば先づ外國の豊富なる山林を利用し、然る後に國內に及ぶべきである。山林家救済のためには森林保險及び金融等の方法によらなければならぬ。此の如く考へれば木材關稅は幼稚産業の保護でなく國防上の必要でもなく、全く現在の山林家を救ふ以外に意味のない關稅といはねばならぬ。尙今後の成行を豫想して見るに、我國の山林家は木材のみでなく、滿洲材をも兩敵とせねばならぬ。滿洲資源の發展のために吉林省の木材を搬出するやうになればこゝに再び木材關稅の難問を生ずるであらう。

小 麥 關 稅

麥類は米に次ぐ重要食料品であつて、我國に生産される大麥、裸麥、小麥の總額は二千萬石以上になる。そのうち大麥は一般生活程度の上進に伴つて産額減少し、小麥は幾分増加の傾向を持つてゐる。而して小麥の需要は近年激増し、そのため輸入も亦非常に多く、その最も多き年は八千萬圓に達し、内國産と殆ど同額になつてゐる（但し輸入小麥の四分の一強は小麥粉として再輸出される）。此の如く小麥の輸入夥しきは、我國の農家が桑の栽培に力を注いだことの外、工業人口の増加せるためであつて、畢竟國民經濟の組織が國際化しつゝあることを示すのである。然るに小麥關稅は農業者團體の久しき要求であつて、大正十五年の一般的關稅改正に際し、政府は百斤につき七十五錢の關稅を撤廢せんとしたが、農業者の要求により却つてその倍額一圓五十錢に引上げられたのである。この稅率は最近小麥價格の下落した時代には從價四割以上の高率に當つてゐる。けれども政府はなほこれを以て足れりとせず、昭和七年更に引上げて百斤につき二圓五十錢とした。その理由は小農の疲弊甚しき際、凡ゆる救濟法を講ぜねばならないが、小麥は主として小農の耕作するものであり、殊に米の裏作に利用されるから、多少の犠牲を忍んでもこれを奨勵すべしといふのである。これに對して製粉業者が主として反對したが、その說によれば大正十五年關稅引上以後における小

麥の産額増加は極めて微々たるものであつて、而も小麥の生産される地方は少數の縣に限られ全國的に普及する傾向が見えない。その上小麥粉の消費者は農村に多いのだからこの關稅の結果農村が救済される道理はないといふことである。右兩者の主張を考へるに、若し裏作としての小麥の耕作が廣く行はれ得るものならば農村救済として適切なるものといふことが出来る。そこで農業者のうちには品種改良によつて裏作を一層盛ならしめんとするものがあるが、それには關稅以外に何か適當な方法があるだらう。低率ならば兎も角五割、六割の保護關稅を以つて食料品の生産を奨励することは、人口増加の急激なる我國全體の形勢に適するものと思はれない。

米 穀 關 稅

米はその消費の方面からみても、生産の方面からみても、我國民經濟の死活問題たることは論を俟たない。これは關稅問題として特別重要な地位を占めるのみならず輸出入の管理、政府による買上、貯藏、拂下、進んでは專賣の問題ともなる。蓋し米の問題は單なる産業保護でなく、價格の安定を主眼とするものであり、若しその方策を誤るときは單なる經濟問題でなく、重大なる社會問題を惹起するのである。但しこゝには主として關稅のことを考へてみる。

明治三十二年始めて關稅定率法を實施したる當時米の輸入はなほ少額であつて、それは無稅となつてゐた。三十八年日露戰爭に際し收入の目的を以つて百斤につき六十四錢（一割五分）を課したが、これが戦後に至り恆久的制度となり、その後四十四年定率法改正により一圓となり、現在もそのまゝ繼續せられてゐる。然し關稅定率法中、米は特に臨時の必要に應じ或程度に稅率を上下することが出来るやうになつて居り、更に大正十年以後は米穀法の下に「輸入稅を増減又は免除する」權能が政府に與へられ、且つその輸出入にも政府は干渉し得ることゝなつた。而も米穀法の主たる作用は米の賣買、貯藏であつて輸出入に關する政府の干渉は、謂はゞその補助手段として用ひられるのである（附録六參照）。

經濟問題としての日本米穀問題の特質は、我國民が日本米に對し特殊の執着を有し、容易に外國米を以つて之に代ふることを肯じないといふ點にある。三十餘年前には米は豐年には輸出せられ、凶年には輸入せられ、内外米の相場の開きは尙少かつた。然るに人口が急激に増加し生活程度が上進するにつれ、米價も高くなり、これに應じて農家は極力その生産を増加せしめた。それで一時はよかつたが、この生産増加を可能ならしめるためには、生産費の高くなるのはやむを得ざることであり、従つて、内外米價格の開きが大きくなり、恰も別種の穀物の如くになつた。従つて外米に對する課税を假りに撤廢したとしても、日本の米作は國民の嗜好によつて保護されてゐるが、問題は價格の激變によつて生ずる。日本米は凶年には非常に騰貴するが、豐年にも價格の點で輸出困難なるために甚だしく下落する。即ち米價變動の幅が益々廣くなつて來た。だから關稅政策により單に外米の輸入を制限しただけでは、國內農業を保護することは出来ないで、つひに前記の如く米穀法の施行を必要とするに至つたものである。最近十年間に朝鮮及び臺灣の米種が改良せられ、その移入によつて内地米の不足を補ふことゝなつたが、それが又豐年に際して内地米作者の困難する原因となつた。そこで朝鮮臺灣を含めたる全體の米穀管理が必要となり、政友會の一部には米穀專賣論が起つて來た。

併しながら問題の根本は日本人が日本米を固執するがために、生産費の高くなるに拘らずその産額を増殖せしめたところにある。將來人口の益々増加することを考へれば、日本米は益々高くなり、而もその生産者に取つての利益は薄くなる。さうして豊凶による相場變動の危険は益々大なることを豫想せねばならぬ。従つて結局は常食として外米又は小麥を多く使用することになるか、或は更に日本種の米作地を海外に擴張するかの外ないのであるが、それにつれて幾多の難問が起るであらう。

我國保護政策の批判

以上述べたる所によつてみれば、我國現在の關稅政策が可なり強度の保護主義になつてゐることは明らかである。我國の國情は人口及び資源の點からみて一層國際分業によらねばならないに拘らず、此の如く自足自給の政策が益々擴張せられる理由は何處にあるかといふに、それは第二章に述べたる外國の事情と全く同じである。日本においては同じ傾向が特に強く現はれてゐるのである。即ち保護を要求するものゝ政治的勢力は強く、之に反對する勢力は弱い。前に引用したフランスの商務大臣の言は日本の商工省にびつたり當てはまる。我國の大工業は強烈なる愛國心の刺戟の下に明治以來政府の熱心奨勵したものであつた。而もその奨勵の方針は凡そ外國から輸入される品物にして我内地に生産し得るものは悉く援助を與へるのであつた。然るに多種多様な工業のうちには我國に適するものと然らざるもの、近き將來に發達し得るものと然らざるものとあるから、やがてはその篩ひわけをしなければならぬに拘らず、今日まで保護すべき産業の選擇について深く考慮されたことはない。苟も外國からの輸入があり、これと競争せんとする企業者が一人でもあれば、これを守り立てんとする明治以來の傳統が行はれてゐる。それがために一般消費者が何程の負擔をなすか、又保護されたる品物を原料とする所の輸出工業が如何にその發展を妨げられるかを顧みないのである。

我が實業界における保護主義の態度は昭和六年十二月、日本經濟聯盟會の發表した意見書に最もよく現はれてゐる。この意見書は極めて簡單なるものであるが、その關稅政策の根本方針とする所は次の通りである。

我國國民經濟の健全なる發達は其の基礎主として産業の振興に在り。而して産業の振興は貿易の増進、國際貸借の改善、失業の防止、國富の増加及び國民の繁榮を期する所以なり。然るに産業振興に緊密なる關係を有する關稅政

策において産業保護の方針確立せず、我が産業が常に外國の競争に脅かされ、その振興の阻害されつゝあるは恨事とせざるべからず。

關稅政策の根本方針としては我國家の全局より考察して其の振興を助成すべき産業に對し關稅保護を徹底するにあり。而して其の保護たるや關稅の高低有無が産業振興の目的を達成するものなるを要し、決して不當なる保護を加ふべきにあらず。關稅政策にして宜しきを得、産業の基礎確立するに至らば物資の豊富充實及び之に従つて起る競争により物價の騰貴は自ら抑制せらるべく、其の保護關稅の必要減少するに至らば、直に之を低減若しくは撤廢すること勿論なり。現時世界各國が相競ふて關稅の障壁を高むるは世界貿易の衰退を來たし、延いて世界不況を益益深刻ならしむる所以なることをも慎重に省察し、併せて國民生活に及ぼす影響を考慮し、關稅政策の根本方針を次の如く樹立すること我國に於て最も緊切なる急務なりと認む。

一、次の産業を確立せしむるに有效なる關稅を制定すること

(イ) 國防上必要にして平時維持を要する産業

(ロ) 工業の基礎たるべき産業

(ハ) 國民經濟上主要なる産業

(ニ) 幼稚なる産業

以上四種の産業例へば窒素工業、石油業の如き國防上必要にして平時より維持を要する産業、曹達工業の如き工業の基礎たるべき産業、鐵鋼工業、染料工業の如き國防上必要にして且つ工業の基礎たるべき産業、織維産業、機械工業の如き我國國民經濟上主要なる産業、自動車工業、アルミニウム工業の如き幼稚なる産業中經濟的に成立の見込確實なるものを厳選し、之に適切なる關稅保護を加ふること。

二、關稅を以つてする産業の保護はその目的達成の曉には遲滯なく之を低減若しくは撤廢すべく場合によりては豫め之に期限を付すること。

右は要するに現存の各種大工業がそれぞれの立場から保護を要求するところの理由を羅列したるに止まり、所謂「現時世界各國が相競ふて關稅障壁を高むるは世界貿易の衰退を來たし、世界の不況を益々深刻ならしむる」に對し何等の對策をも有せず、加ふるに「不當なる保護」に對する何等の保障をも與へて居らない。殊に國民の半數が職業とするところの農業の利害に關し一言も言及してゐない。即ち個々の工場、鑛山等の利害だけが研究せられ、國民經濟全體に對する論者の立場が全く不明となつてゐる。つまり現存する工業は何でも無差別に守り立てるといふ古き傳統がそのまま現はれてゐるのである。

此の如く我が實業界の最も有力なる分子がこの強き保護論を主張するに對し、反對勢力となるものは何であるか。一般消費者は勿論輸出工業、海運業、外國貿易に従事するものゝ反對は多少あるけれども、その政治的勢力は微弱であり、自由通商運動は孤立してゐる。農業者は肥料の關稅に對してのみ猛烈に反對するけれども、その他の問題に對しては恰も對岸の火を見るが如くである。彼は寧ろ自己の保護を求むるに急であつて、現に幾多の食料品、原料品の關稅を與へられてゐる上に、更に高度の保護を要求し、最近の議會においても小麥、高粱、玉蜀黍、穀粉、澱粉、コシデンスミルク、バター、木材の關稅引上運動に成功したのである。これ等の保護により我國農業の受ける利益と、彼の大工業保護によつて生ずる負擔と、何れが重要であるかを研究するものはない。農業團體及び農村を選擧區とする代議士は一體となりて農産物の保護に熱中し、農林省は恰もその利益を代表するものゝ如くである。而して一般消費者に至つては全く政治的に無組織であるのみならず、無識、無頓着である。商工、農林兩省の保護論に對し、消費者の利益を代表する役所はない。一般民衆の經濟知識は缺乏し、すべての輸入は國民の損失にして、すべての輸出はそ

の利益であるとなし、價格は如何に高くなつても輸入を防遏し得れば保護政策の成功なりとしてゐる。所謂國產獎勵運動が多少の效果を生ずるは此の如き民衆心理に乗ずるがためである。

此の如き情勢の下に政治家が何をなすかといへば、種々雑多の保護的要求を取り容れるのみにして、それ等の要求の利害相衝突する所以を意に介せざるものゝ如くである。前の民政黨内閣の如く幾分自由通商の傾向を有するものといへども、その主張を貫徹することは頗る困難である。此の如き次第で我國に保護政策の盛なるに拘らず國民經濟全體の利益を主眼として一定の方針を立てたるものは之を見ることが出来ない。その中であつて二年前政友會政務調査會長たりし山本条太郎氏の著されたる「經濟國策の提唱」は出色の文字であるが、併しながら不幸にして保護すべき産業の撰擇については深き考慮を費したるものといふことが出来ない。同氏は「我國の經濟的環境は大いに原料を輸入し、それを加工精製するにより輸出増進を圖らねばならぬ」(六六頁)とし、また「國民經濟の根本策としては單なる國際貸借の均衡よりも、生産増加に猛進すべきである」(七〇頁)とするに拘らず「國富國力の充實といひ經濟國難の打開といひ、何れも押しつむれば輸入防遏、輸出増進によつて始めて眞の解決を與へられる」(八〇頁)といひ、我國の輸入品中、衣料の棉花、羊毛、麻、並にゴムは氣候の關係上やむを得ないけれども、輸入品の大半を占むるところの食料、鐵、肥料、油、機械等人工により生産し得るものは、悉く保護關稅を與へて自給の域に達せしむべきである(七八頁)との極端なる無差別保護論に到達してゐる。而して關稅により高くなりたる鐵を使用しつゝ如何にして機械の輸出工業を興し得べきか、人造肥料を高價にしながら如何にして農業の維持を圖り得べきか、また食料、原料の自給と「加工精製」を主とする工業の發達と果して兩立し得べきか、等の論點には一步も立入つてゐないのである。山本氏の如き論策に富む政界指導者にして此の如くならば、その餘は推して知るべきである。

第七章 結 論

近時我國にもまた外國にも、自由貿易は死んだと稱して國內的自給自足論に走らんとするものがあるけれども、それは誤りである。世界經濟の混亂時代に際して自由貿易の傳統を有せる英國が窮境に陥り、終にその傳統を抛つて保護關稅を採用するに至つたから、世界の重要貿易國にして自由貿易を行ふものはオランダ一國となつてしまつた。それだけの意味において自由貿易は死んだのである。併しながら十九世紀の經濟學者が自由貿易政策の前提として立てた理論が悉くこれによつて清算されたわけではない。それ等の理論の中には現今に適用せぬものと、するものがある。先づ昔の自由貿易論と密接に結び付いてゐた自由放任主義は現今では適用しない。それはトラスト、カルテル等の獨占組織が發達し自由競争が充分行はれなくなつたこと、並に社會政策のために自由競争の法則を調節する必要の生じたことによるものである。即ちこの兩面の必要により放任主義の代りに統制經濟又は計畫經濟が唱へられるやうになつた。現實において完全なる計畫經濟は共產主義のロシア以外には出來てゐないけれども、經濟組織の進展の方向は何れの國でも計畫經濟に向つてゐる。けれども放任主義が棄てられ計畫經濟の運動が起つたことは決して國際分業の利益が失はれたことを意味するものではない。國々の間に自然的及び社會的生產條件が異つてゐれば、各自がその最も勝れたる生產條件を充分に利用することによつて、世界全體の生産を増し得るといふ簡單明白なる理論は少しも變らない。のみならずたとへ一國が總べての産業につき他國に勝れたる生產條件を具へてゐる場合においても、その國が總べての品物を自足自給することは不利である。その他國に卓越したる程度の最大なる産業に全力を注ぐことゝし、その以外の産業を他國に任せる方が利益である。これは正統學派の主張した比較的生產費の理論であるが、これ

も昔と今と變つたことはない。寧ろ最近における産業技術と經營の進歩は益々大なる販路を要求するやうになつたら、經濟上に狭小なる國境を守ることは甚だしく不利となつてゐる。たと昔は國際分業を盛ならしむるが爲めに自由放任を要すとなし、今は國際的計畫經濟を必要とするの差がある。計畫經濟は今まで普通には國內的のみに考へられてゐるけれども、それは國際的にもなり得る。寧ろ國際的にならなければならぬ。鎖國はロシアの如き資源開發の餘地多き大國にあつても不利だが、日本の如き場合には全く不可能である。それは日本のみならず國際分業によつて生活程度の向上を來したる多くの國々にとつて不可能である。

大戰後の世界經濟は甚だしき混亂に陥つたけれども、世界はこのまゝで繁榮を取り返すことは出来ない。そこにロザンヌ會議及び之に次いで來るべき國際經濟會議の意味が存在する。關稅政策の側にあつては國際協定の時代が來ねばならぬ。現今の如く無協定の狀態が續けば國際貿易は不安だけれども、以前の如く十年、十二年の期限を有する協定が出來れば貿易は再び發展し、之と共に國際平和も確保されるのである。その協定の範圍を局部的にするのが所謂ブロック組織であるが、ブロックも亦排外的、孤立的にはなり得ない事情がある。

翻つて我が日本の國勢を見れば人口及び資源の關係上、日本は最も多く國際分業を必要とする國柄である。日本の將來は貿易及び國際分業の可能なるや否やに依存する。日本は現在でも既に外國貿易なくして生存するを得ず、世界不況の中にあつても尙貿易數量の統計は減少を示さない。近時不況の深刻なるに際し、人心動もすれば常軌を逸し、冷靜なる事實の認識と論理的判斷を缺くものもあるけれども、これは一時的昂奮の然らしむる所に過ぎないだらう。例へば農本主義と稱して太古の自然經濟に歸らんとするものがあるが、その結果は當然國民の生活程度を下落せしめなければならぬ。全國民がこの島國に籠城して清く貧しく暮す覺悟が出來ればよいが、さうは行くまい。又昨年九月の滿洲事變以來、日滿ブロックに過大の期待をかけ、滿洲の資源を統制すれば日本は自給し得べしとなし、外國の經

濟封鎖恐るゝに足らずと放言するものさへあるが、これも數字に基いた論ではない。滿洲資源の統制は必要であるけれども、そののみで日本を支へることは明かに不可能である。生絲の相場がアメリカの景氣に依存する以上景氣は寧ろローザンヌから來るのである。また日支紛争の治まらざる限り我が木綿工業の大發展を望むことは出來ない。何としても國際分業は日本の生存條件であり、特に日支及び日米貿易の重要性を認めねばならぬ。

此くの如く日本の經濟政策の基調は國際分業に求めなければならない。それには凡ゆる品物につき出來る限りの自給を實現せんとする方針を改め、保護政策を行ふにもその對象たる産業の種類を選擇せねばならぬ。食料、原料を自給しつゝ工業化の進展を期すること不可能であるとすれば、農村問題の解決にも農産物の價格を高くすることのみ考へてはゐられない。農産物を安く供給しつゝ農村の立行く途を發見しなければならぬ。又工業化には安き石炭の供給を必要とするが現在では滿洲の石炭をも完全に利用する途が開けてゐない（昭和七年五月に起つた撫順炭の輸入制限協定を見よ）。この途を開かなければ日滿經濟統制の意味はない。その他石油、木材、砂糖等についても關稅政策を改める必要があらう。また輸出品の販路開拓には大いに外國との關稅引下協定を利用せねばならない。その場合に國內の既存の利益を如何に取扱ふかは一の問題であつて、時には相當の救濟策を用ひる必要も起り得るけれども、その利益を永久に存在せしむべきものではない。かくして我國の計畫經濟は國際分業を基調とする計畫經濟でなければならぬ。凡そこれ等の問題を解決するには相當大規模の計畫を立て、且之を實行し得るやうな、強くして且聰明なる政府を必要とするであらう。而してそれは固より容易ならざることであらう。併しながらかゝる對策の實現されると否とに拘らず、日本の將來が國際分業に依存するといふ事實は動かかないと信するのである。